



人権尊重のまちづくり 基本計画

第4次

MikiCity



令和7年(2025)3月
三木市



人権と共生のまちづくり

21世紀は「人権の世紀」と言われ、世界各地で人権思想の普及のための取組がなされています。わが国は、日本国憲法第11条において、侵すことのできない永久の権利として基本的人権を国民に保障しています。

しかし、今もなお、世界においては、戦争、紛争が勃発し、貧困、飢餓、難民など人権侵害は続き、国内においても、いわれのない差別、虐待、いじめ、ネットによる誹謗中傷、ヘイトスピーチ、性の多様性に関する課題など、人権問題は多岐にわたっています。



そのような中、本市では、平成13(2001)年から「三木市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、市民の皆様と行政が連携しながら、市政全般にわたり人権を基調としたまちづくりを推進してまいりました。

今日までの取組により、人権は生活の場において身近なものとして定着し、他人に対して優しさと思いやりをもって接する文化が育ってきています。

このたび、これまでの取組の成果と課題を検証するとともに、法制度や社会情勢の変化などを踏まえ、令和13(2031)年度までの7年間を計画期間とする新たな「三木市人権尊重のまちづくり基本計画(第4次)」を策定しました。本計画においては、重点的に取り組む項目を明らかにするとともに、数値目標を設定し、人権教育・啓発により一層努めるなど、人権施策を総合的に推進して人権意識の高揚を図ってまいります。

これからも、一人一人の人権が尊重される心豊かなまち三木市の実現をめざし、市民の皆様と行政が互いに手を携えながら、「チーム三木」一丸となって人権と共生のまちづくりに取り組んでまいりましょう。

結びに、基本計画の策定に当たり、三木市人権尊重のまちづくり推進審議会及び同懇話会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和7(2025)年3月

三木市長 仲田一彦

目次

三木市人権尊重のまちづくり基本計画の改定にあたって.....	1
--------------------------------	---

第1章 人権をめぐる世界の潮流と日本の動向.....	3
----------------------------	---

第1節 国際社会の取組.....	3
第2節 国内での取組.....	5
第3節 兵庫県の取組.....	10

第2章 三木市における人権尊重のまちづくりの課題と展望.....	11
----------------------------------	----

第1節 本市における取組の経緯.....	11
第2節 「三木市人権尊重のまちづくり条例」制定の意義とその後の検証.....	14
1 条例制定の意義.....	14
2 条例制定後の検証 ～市民意識調査の結果から～.....	16
第3節 施策推進の全体的な枠組み.....	20
1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進.....	21
2 市民と行政の連携による人権施策の推進.....	23
3 人権と共生のまちづくりによる人権文化の創造.....	23
4 人権尊重のまちづくりの展望.....	24
第4節 基本計画の目標・位置づけと計画推進の方策.....	25
1 計画の目標と位置づけ.....	25
2 計画推進の方策.....	26

第3章 三木市における人権問題の今後の取組.....	33
----------------------------	----

1 部落差別にかかわる人権 —現在もなお存在する課題として—.....	33
2 女性／ジェンダーに関する人権 —ジェンダーを超えて男女が共に活躍する社会へ—.....	40
3 子どもの人権 —生きる力が育つように、発揮できるように—.....	49
4 高齢者の人権 —生きがいを持ちいきいきと生きるために—.....	58
5 障がい者の人権 —共生する社会へ—.....	65
6 外国人の人権 —多文化共生社会を実現するために—.....	74
7 その他の人権課題.....	85
人権課題における交差性の理解.....	86

三木市人権尊重のまちづくり基本計画の改定にあたって

本市では、人権が尊重され、一人一人が大切にされる心豊かなまち三木市をつくるため、平成13(2001)年から「三木市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、市政全般にわたり人権を基調としたまちづくりを推進してきました。今日までの取組により、「人権」は市民の生活や社会など、あらゆる場に確かなものとして根付いてきています。

しかしながら、依然として、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、いじめや虐待、働く人の人権問題などさまざまな人権課題が存在するとともに、多様な性(LGBTQ+※1)に関する課題や特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチの問題といった人権課題も顕在化し、また、インターネット上での人権侵害は急激に増加、深刻化しています。

21世紀は「人権の世紀」と言われています。人権の尊重は人類共通の普遍的理念であり、すべての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることが、平和で幸福な社会をつくる基となります。

人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくり、真に21世紀を「人権の世紀」とするために、人権教育・啓発をはじめとする、人権尊重の社会づくりに向けての積極的な取組を不断に行っていく必要があります。

このような状況の中で、今後、人権尊重のまちづくりを積極的に推進するため、新しく顕在化した課題も含めて「人権尊重のまちづくり基本計画」を改定することにしました。

※1 【LGBTQ+】

多様な性のあり方を持つ人の総称。以下の頭文字をつなげたもの。

- ・L=レズビアン(女性同性愛者)
- ・G=ゲイ(男性同性愛者)
- ・B=バイセクシュアル(両性愛者)
- ・T=トランスジェンダー(心の性と体の性が一致しない人)
- ・Q=クエスチョニング(自分の性のあり方がわからない、決めたくない人)またはクィア(既存の性のあり方に属さない人)
- ・+は、それ以外の多様な性を包括する意味を持つ。

なお、今回の改定にあたっては、主な視点として次の事項を盛り込んでいます。

- 市民と行政が互いに連携し、誰もがそれぞれの立場で人権尊重のまちづくりを推進するための取組の提案
- 全庁的な連携・調整による一体的、連動的な人権施策の推進
- 「人権教育のための世界計画」「人権教育の指導方法等の在り方」などの世界及び国内の動きによる若年層への人権教育の強化
- 人権尊重のまちづくりに向けた「三木市人権に関する市民意識調査^{※2}」（以下、「市民意識調査」）の結果の検証と今後の方向性
- 実施主体である市職員・教職員への研修の強化による人権意識の向上
- 目標数値と当該目標数値の達成時期及び重点項目の設定
- 別に定める実施計画の適切な進行管理による、実効性のある取組の推進

※2 【三木市人権に関する市民意識調査】

「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」の改定に先立ち、人権に関する市民の意識や意向、ニーズを把握するために実施した調査。平成16年度、平成22年度、平成28年度及び令和5年度に実施した。

令和5年度調査の概要は次のとおり

- ・調査期間：令和5年11月1日～12月15日
- ・調査対象：18歳以上の市民3,000人(性別、年齢層及び居住地域に配慮した無作為抽出)
- ・有効回答数：1,048人
- ・有効回答率：34.9%

市ホームページ

「三木市人権に関する市民意識調査を実施しました」

→ <https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/16/70767.html>



第1章 人権をめぐる世界の潮流と日本の動向

第1節 国際社会の取組

20世紀は科学技術の進歩と経済発展の世紀として語られる反面、戦争と環境破壊の世紀としても深刻な問題を提起しました。この反省の下に、21世紀こそは「人権の世紀」にしようとの思いが全世界の人々の心を捉え、世界各地で人権思想の普及をめざした活動が繰り広げられてきました。

昭和23(1948)年、国連で採択された「世界人権宣言」に、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と謳^{うた}われているように、人権尊重は国際社会が遵守すべき世界の共通基準とされています。また、この宣言に実効性を持たせるため、「国際人権規約」をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」「児童の権利に関する条約(児童の権利条約)」など各種人権関係諸条約が採択されるなど、国連を中心に人権確立に向けた国際的な取組が展開されてきました。

平成6(1994)年の国連総会では、人権教育を通じて「人権文化」を世界中に築くことを目的として、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間「人権教育のための国連10年」が実施されました。この終了を受け、国連は平成16(2004)年、「人権教育のための世界計画」を開始する宣言を採択し、終了期限を設けず5年ごとの行動計画が策定され、第1段階(平成17(2005)年～平成21(2009)年)では初等教育及び中等教育における人権教育、第2段階(平成22(2010)年～平成26(2014)年)では高等教育における人権教育、公務員などへの人権教育、第3段階(平成27(2015)年～平成31(2019)年)では第1、第2段階の重要な行動計画の取組の強化及びメディア専門家・ジャーナリストへの人権研修の促進、第4段階(令和2(2020)年～令和6(2024)年)では人

権教育を通じた青少年の強化が示されました。令和6(2024)年10月には、第5段階として、第4段階の重点領域の「若者」に子どもを含むよう拡大し、特にデジタル技術、環境や気候変動とジェンダー平等に焦点をあてること、また、第5段階を「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(後述)と連携させることが決議されました。

平成18(2006)年には、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が、平成23(2011)年には「人権教育及び研修に関する国連宣言」が国連総会で採択されました。

このように国際社会では、「人権教育・啓発は人権が尊重される社会へ本質的な貢献をなすものである」というコンセンサス(合意、意見の一致)が広く定着しつつあります。

しかし、諸条約には未締約国も多くあり、人権尊重に関する各国の取組は一樣ではありません。また、東西冷戦が終結した後も、世界各地でテロ行為により一般市民が巻き込まれる無差別死傷事件、紛争や内戦による飢餓や貧困、難民問題、自然災害に起因する被災者への人権侵害など、人権を脅かす問題が起きています。

このような中で、平成27(2015)年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダの中で、2030年までに達成すべき目標として、「誰一人取り残さない」ことを理念として掲げ、持続可能な世界を実現するために、経済面・社会面・環境面の幅広い課題を同時に解決していくことをめざし、国際目標(SDGs)を定めました。

第2節 国内での取組

「日本国憲法」第11条には、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と明記されています。しかし、現実には差別事象や人権侵害が存在し、これを防止し救済するための具体的な取組が必要な状況が続いています。

同和問題については、昭和40(1965)年の「同和对策審議会答申」及び昭和44(1969)年の「同和对策事業特別措置法」以後、33年にわたって種々の対策が講じられてきました。

一方この間、国際社会の動向に呼応する形で、「国際人権規約」をはじめとする、各種人権関係諸条約の批准・発効とともに、平成5(1993)年の「障害者基本法」や平成11(1999)年の「男女共同参画社会基本法」など国内法の整備が進められてきました。

さらに平成7(1995)年には、内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、その下で平成9(1997)年には、「国内行動計画」が策定され、「人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である」との認識の下に、「その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の^{すうよう}枢要な責務というべきである」という姿勢が打ち出されました。

平成9(1997)年には、「人権擁護施策推進法」、平成12(2000)年には、国や地方自治体の人権教育及び人権啓発に関する責務等を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育啓発推進法)」が施行されました。

また、平成28(2016)年には「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」をはじめとする法整備が行われました。

同じく平成28(2016)年12月には、持続可能で強靱かつ誰一人取り残さない、「経済・社会・環境」の統合的向上が実現された未来への先駆者となることをめざし「SDGs実施指針」が決定されました。

性的マイノリティをめぐっては、令和元(2019)年5月、世界保健機関(WHO)の総会で「国際疾病分類」の改訂版が承認されました。その中で、性同一性障がい¹が精神障がいの分類から除外され、「性別不合」として性の健康に関連する状態という分類に変更されました。これによって、出生時の性別への違和が「病気」や「障がい」ではないと宣言されることになりました。

また、SNS^{※3}による^{ひぼう}誹謗中傷対策を強化するため、人を侮辱した行為に適用される侮辱罪に懲役刑を導入し、法定刑の上限を引き上げるほか、「懲役」と「禁錮」を一本化した「拘禁刑」を創設する²とした刑法などの改正法が令和2(2020)年6月13日に成立しました。

令和3(2021)年9月27日、被差別部落の地名リストをインターネットサイト上に掲載し、書籍化するの³は「差別を助長する行為」として、削除や損害賠償を求めた訴訟の裁判で、「出身者が差別や誹謗中傷を受けるおそれがあり、プライバシーを違法に侵害する」として、被告側に対し、地名を掲載した部分の出版の差し止めやサイトの削除を命じる判決が東京地裁により下されました。また、令和5(2023)年6月28日に、部落差別の現状や部落差別の深刻性を理解し「差別されない権利」を認める画期的な判決が東京高裁で下されました。そして、令和5(2023)年7月6日に最高裁に上告し、令和6(2024)年12月4日に最高裁が上告を棄却したため、東京高裁の判決が確定しました。

※3 【SNS】

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、インターネット上のコミュニティサイトのこと。ユーザーが情報発信できて、ユーザー同士でつながりを持つこともできる。プロフィールや写真の公開、メッセージの送受信、友達検索などの機能がある。個人だけではなく、自治体や企業も広報の手法として活用している。

令和4(2022)年には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ^{※4}責任制限法)」が改正され、発信者情報の情報開示請求を1回の手続きで済ませることができると新たな裁判手続きが創設されました。また令和6年(2024)年5月には、法律の名称を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)」に改め、誹謗中傷など人の権利を侵害する情報の送信防止措置につき、実施手続の迅速化及び実施状況の透明化を図ることを目的とした義務を大規模プラットフォーム事業者^{※5}に対して新たに課する改正が行われました。

また、すべての子どもが自立した個人として権利を守られ、平等に幸せな生活が送れるようにと考えた「こども施策」を総合的に推し進めるために、「こども基本法」が令和4(2022)年6月の国会で成立し、令和5(2023)年4月に施行、同年4月1日にはこども家庭庁が発足しました。

また令和5(2023)年5月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(SOGI理解増進法)」が施行され、性的多様性に寛容な社会の実現がめざされました。

さらに、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現の推進を目的として令和6(2024)年1月1日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

また、令和6(2024)年4月1日には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」が成立し、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化する課題の解決に向けて取組を進めてきました。

※4 【プロバイダ】

インターネットサービスプロバイダー(Internet Service Provider)の略。インターネット回線と装置を通じて、顧客の自宅内等の通信機器をインターネットに接続するサービスを行う。

※5 【大規模プラットフォーム事業者】

大規模特定電気通信役務を提供する者として、総務大臣から指定された事業者。

なお、国内における民間の動きとしては、令和6(2024)年には日本原水爆被害者団体協議会(被団協)がノーベル平和賞の受賞決定を受け、「若い世代への継承を願いつつ、一層頑張ることを誓う」とする声明を公表しました。原爆の非人道的な被害を受け、同じ苦しみを誰にも味わわせまいと「一貫して核兵器の使用禁止、廃絶を求め、自らの苦しい体験の証言を通して訴え続けてきた活動と、被爆者一人一人の働きが高く評価」されました。

また、令和6(2024)年7月には、旧優性保護法の下で障がいなどを理由に不妊手術を強制された人たちが国を訴えた裁判の判決で、最高裁は、旧優性保護法は憲法違反だとする初めての判断を示し、国に賠償を命じる判決を下しました。

また、刑事事件では、昭和41(1966)年に発生し、犯人とみなされた人に対し死刑が言い渡された強盗殺人・放火事件(いわゆる「袴田事件」)について、昭和56(1981)年からの2度の再審(裁判のやり直し)請求の末、令和6(2024)年9月に再審無罪判決が下され、同年10月には検察が上訴権を放棄したことにより被告人の無罪が確定しました。47年以上の収容期間を含み、事件発生から58年以上が経過した後での無罪判決であり、個人の人権の保障に非常に長い年月を要した事件となりました。



国内における人権にかかる主な施策及び出来事

昭和 22(1947)年	日本国憲法 施行
昭和 40(1965)年	同和対策審議会 答申
昭和 44(1969)年	同和対策事業特別措置法 施行
平成 5(1993)年	障害者基本法 施行
平成 7(1995)年	人権教育のための国連 10 年推進本部 設置
平成 9(1997)年	国内行動計画 策定
	人権擁護施策推進法 施行
平成 11(1999)年	男女共同参画社会基本法 施行
平成 12(2000)年	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育啓発推進法) 施行
	児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法) 施行
平成 13(2001)年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法) 施行
平成 17(2005)年	犯罪被害者等基本法 施行
平成 18(2006)年	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法) 施行
平成 21(2009)年	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法) 施行
平成 23(2011)年	人権教育・啓発に関する基本計画の変更 閣議決定
平成 25(2013)年	いじめ防止対策推進法 施行
平成 27(2015)年	生活困窮者自立支援法 施行
平成 28(2016)年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法) 施行
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法) 施行
	部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法) 施行
	SDGs 実施指針 決定
令和元(2019)年	「国際疾病分類」改訂版 世界保健機関(WHO)にて承認
	女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律 成立
	ハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決
	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 施行
令和 2(2020)年	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法) 改正
令和 5(2023)年	こども基本法 施行
	出入国管理及び難民認定法等 改正
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(SOGI 理解増進法) 施行
令和 6(2024)年	共生社会の実現を推進するための認知症基本法 施行
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法) 施行
	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法) 公布
	日本原水爆被害者団体協議会(被団協) ノーベル平和賞受賞
	旧優性保護法を憲法違反であるとし、国に賠償を命じる判決
	「袴田事件」の公判の再審で無罪が確定

第3節 兵庫県を取組

兵庫県では、同和教育などさまざまな人権課題に対応するため、県教育委員会において全国に先駆けて平成10(1998)年3月に「人権教育基本方針」を、また、平成12(2000)年8月には「外国人児童生徒にかかわる教育方針」を策定しています。

知事部局においても、平成12(2000)年に施行された「人権教育啓発推進法」の下、平成13(2001)年3月に「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針(総合推進指針)」を策定しました。

この指針は、県が進める人権尊重のための教育及び啓発にかかわる総合的な推進について基本的な方向性を示すもので、これにより、国、市町及び関係団体等とも連携しながら、人権教育・啓発を積極的に推進するとともに、国及び市町における人権擁護の取組への一層の連携を図っていくこととなりました。そして平成28(2016)年には、人権を取り巻く社会情勢の変化や県民意識調査等で明らかになった人権課題の多様化等に対応するため、「兵庫県人権擁護推進懇話会」をはじめとする関係団体や、広く県民の意見等を踏まえながら、指針が改定されています。

また、平成15(2003)年7月には、県、県人権啓発協会、県内で人権擁護活動を実施する団体や地域・職域団体を構成員とする「ひょうご人権ネットワーク会議」が設立され、人権問題に関する情報と問題意識を共有し、連携・協働して人権啓発活動、人権救済活動などを実施されています。

第2章 三木市における人権尊重のまちづくりの課題と展望

第1節 本市における取組の経緯

本市において、最も早い時期から本格的な形で実施された人権問題への取組は、同和問題に関するものでした。国の「同和対策審議会答申」及び「同和対策事業特別措置法」を受けて、同和問題の早期解決を行政の最重要課題と位置づけ、昭和43(1968)年、社会課に「同和対策係」を設置し、以後、同和対策事業及び同和教育・啓発事業を継続的に実施してきました。

その結果、平成9(1997)年の「三木市同和対策審議会答申(第3次)」において、「対象地域の生活環境並びに生活実態は一定の改善・向上が図られ、教育・啓発についても、着実な成果がみられるようになった」との評価を得ました。しかし、その一方で、今後さらに取り組むべき課題も指摘されました。これに続く平成11(1999)年10月の「第4次答申」では、「同和行政をめぐる動きは国をはじめ、さまざまなレベルにおいて転機を迎えており、今後は、国際的な潮流も踏まえた『人権と共生』のまちづくりが求められる」と人権尊重のまちづくりに向けた取組の方向性が提起されました。

この認識の下、本市では「人権の世紀」である21世紀に向けて、人権尊重のまちづくりにすべての市民が積極的に参加することを促す「三木市人権尊重のまちづくり条例」を平成13(2001)年1月に施行し、それに基づく「基本計画」「実施計画」を策定し、具体的な取組を進めてきました。

平成22(2010)年には、戦争は最大の人権侵害という認識の下、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願い「三木市非核平和都市宣言」を行い、平成24(2012)年には、住民票や戸籍の不正取得早期発見、結婚や就職など個人情報不正利用防止・抑制のため「三木市住民票の写し等に

係る本人通知制度に関する条例」が施行されました。

平成25(2013)年には、市内小、中学生のいじめを防止し、子どもが安心して生活し、育つことができるように、「三木市子どものいじめ防止に関する条例」を施行し、市や学校、保護者、市民等がそれぞれに連携して取り組んでいくことを示しました。あわせて、いじめについての相談などに対応するため、「三木市子どもいじめ防止センター」も開設しました。また、同年、犯罪被害者等に対する相談や情報の提供、安全の確保をはじめ、居住の安全や日常生活の支援等に取り組むため「三木市犯罪被害者等の支援に関する条例」を施行しました。

平成27(2015)年には、「三木市共に生きる手話言語条例」を施行しました。この条例には、「障害者権利条約」や「障害者基本法」等で手話が言語の1つとして位置づけられたことなどを踏まえ、すべての市民が人格と個性を尊重され、自分らしく暮らせるよう、手話や聴覚障がいに対する市民の理解を深める施策や手話等についての啓発・普及を図ることなどが盛り込まれています。

平成28(2016)年、本市の上の丸本町地区が兵庫県から「ユニバーサル社会づくり推進地区」に指定されました。これにより、民間集会所、共同住宅、事務所等のバリアフリー化に対し市と県が連携して補助し、また建設の際の指導、助言などを行うことで、高齢者や子ども、障がいのある方など、誰もが暮らしやすく、活動できるまちづくりを推進しています。

インターネットの普及に伴い、差別を助長する書込み等、人権に関するさまざまな問題が増加してきたことを受け、令和元(2019)年6月からインターネットモニタリング事業を開始し、差別的書込み等の早期発見、拡散防止並びに抑制に加えて、市民の人権意識の向上に努めています。また、同じくインターネットモニタリング事業を実施している兵庫県とも協力し合い、差別動画の削除等に向けた取組を実施しています。

このように人権尊重のまちづくりに向けて取組を進める中、令和5(2023)年、本市は内閣府により「SDGs未来都市」に選定されました。持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて優れた取組を進める自治体が選定されるもので、本市は「100年後も誇りを持って暮らせるまち三木」をテーマに掲げ、チーム三木(市民、議会、企業、団体、行政)が一丸となってより一層積極的に取り組んでいます。

また、令和6(2024)年には、本市のめざすべき多文化共生社会の実現に向けて、日本人住民も外国人住民も共にまちを創るパートナーとして、国籍や民族などを超えて互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら誰もが住みやすいまちづくりを進めるための「三木市多文化共生推進プラン」を策定しました。

同じく令和6(2024)年には、法的に婚姻が認められていない同性のカップルや、さまざまな事情により婚姻の届出をしない、またはできないカップルに対して「結婚に相当する関係」の証明書を発行する「三木市パートナーシップ制度」を導入しました。これにより、当事者にとってさまざまな行政サービスや社会的配慮が受けられることはもとより、自分たち二人の関係が公的に認められたという自己肯定感の高揚により、生きづらさが軽減されることをめざしています。なお、本市は「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」にも参加しており、兵庫県をはじめ参画している都道府県や市町村と連携し、転居手続きの際に自治体間で情報を共有するなど、当事者に寄り添った支援に努めています。

第2節 「三木市人権尊重のまちづくり条例」制定の意義と その後の検証

1 条例制定の意義

「三木市人権尊重のまちづくり条例」は、「世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下、すべての人の人権が尊重され、明るく住みよいまち三木市をつくる」ことを目的として制定されました。

部落差別をはじめとするあらゆる人権課題の解消を望む市民の強い願いを受け、条例案の検討は国や県に先行して進められ、平成7(1995)年に発生した阪神・淡路大震災の影響などにより時間を要したものの、平成12(2000)年9月、兵庫県内の市では初となる、人権に関する総合的な条例として誕生しました。

条例では、「真に一人一人の人権が尊重される明るく住みよい社会をつくるためには、私たち一人一人が、人権に関する問題を共に考え、理解し、その解決のために協力し合うことが何よりも重要であり、そのことが『人権という普遍的文化』の更なる進展につながるものである」という理念が掲げられています。

第1条において、「あらゆる人権に関する問題の解決への取組を推進し、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ること」と規定されています。

また、第2条では、市の役割について、「市民一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざし、効果的な人権教育と人権啓発の推進を図るとともに、人権尊重に関する施策を積極的に推進する」こととし、市民の役割について、「相互に基本的人権を尊重するとともに、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努める」こととしています。

このように、本市における人権尊重のまちづくりは、人権尊重の理念を単に言葉の上だけのかけ声としてではなく、いかにして日常の身近なまちづくりの中に具現化していけばよいかを、行政はもとより市民一人一人の課題として主体的に受けとめようとしている点に大きな意義があります。

また、そのための課題解決にあたって、市民と行政が互いに連携して取り組むことの必要性を提起している点が本市独自の先駆的な政策提起となっています。

この取組を通して本市が実現しようとしている人権尊重のまちづくりの理想は、暮らしのすみずみにまで人権尊重の精神がいきわたり、市民一人一人が互いの存在や違いを認め合いつつ、自己実現に向けて生きる力と喜びを実感しうる確かな手応えを共有できることです。

本市ではこれまでも、この条例を根拠とし、市民と行政が互いに手を取り合い、あらゆる人権課題の解消に向けさまざまな取組に力を注いできました。

そしてそれは、これからも引き継がれていくべきものです。

「三木市人権尊重のまちづくり条例」は、本市における人権尊重の精神と基本姿勢を示すものであり、あらゆる取組の拠りどころとなるとともに、取組の効果を高める非常に重要な役割を担っています。



2 条例制定後の検証 ～市民意識調査の結果から～

令和5(2023)年に市が実施した市民意識調査の結果からは、次のような傾向が見られました。

「次のような人権侵害を受けたことがありますか。または受けていますか。」という設問に対し、「過去に受けた」及び「今受けている」と答えた人の割合の合計は、

「(1) 公的機関や企業・団体からの不当な扱い」については7.5%、

「(2) 学校などでのいじめ」は21.6%、

「(3) パワーハラスメント」は19.3%、

「(4) 家庭内での暴力や虐待」は5.8%、

「(5) 信条や性別、社会的身分、出生地、心身の障がいなどによる不利な扱い」は4.3%、

「(6) プライバシーの侵害」は7.3%、

「(7) セクシュアル・ハラスメント」は6.0%、

「(8) インターネットを利用した人権侵害」は、2.1%

という結果が出ています。

平成28(2016)年に実施した前回調査の結果と比較すると、8つのいずれの質問においても、「今受けている」の回答の割合は前回より減少または前回と同数であるものの、「過去に受けた」の割合がそれ以上に増加しており、7つの質問において合計値が増加しています[図1]。

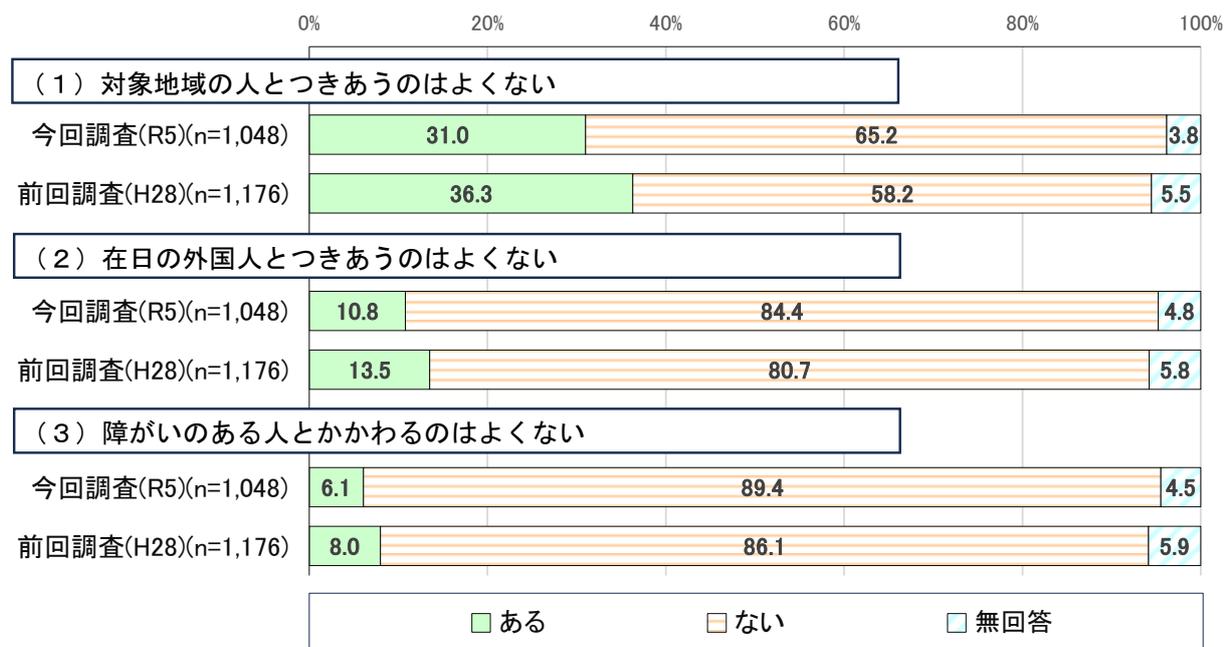
[図1]【次のような人権侵害を受けたことがありますか。または受けていますか。】



また、「(1) 対象地域の人とつきあうのはよくない」、「(2) 在日の外国人とつきあうのはよくない」、「(3) 障がいのある人とかかわるのはよくない」という3つの発言について、「これまでに身近な人から次のような発言を聞いたり、教えられたりしたことがありますか。」との質問に対しては、3つの発言のいずれについても、「ある」との回答の割合は前回調査よりも減少しています[図2]。

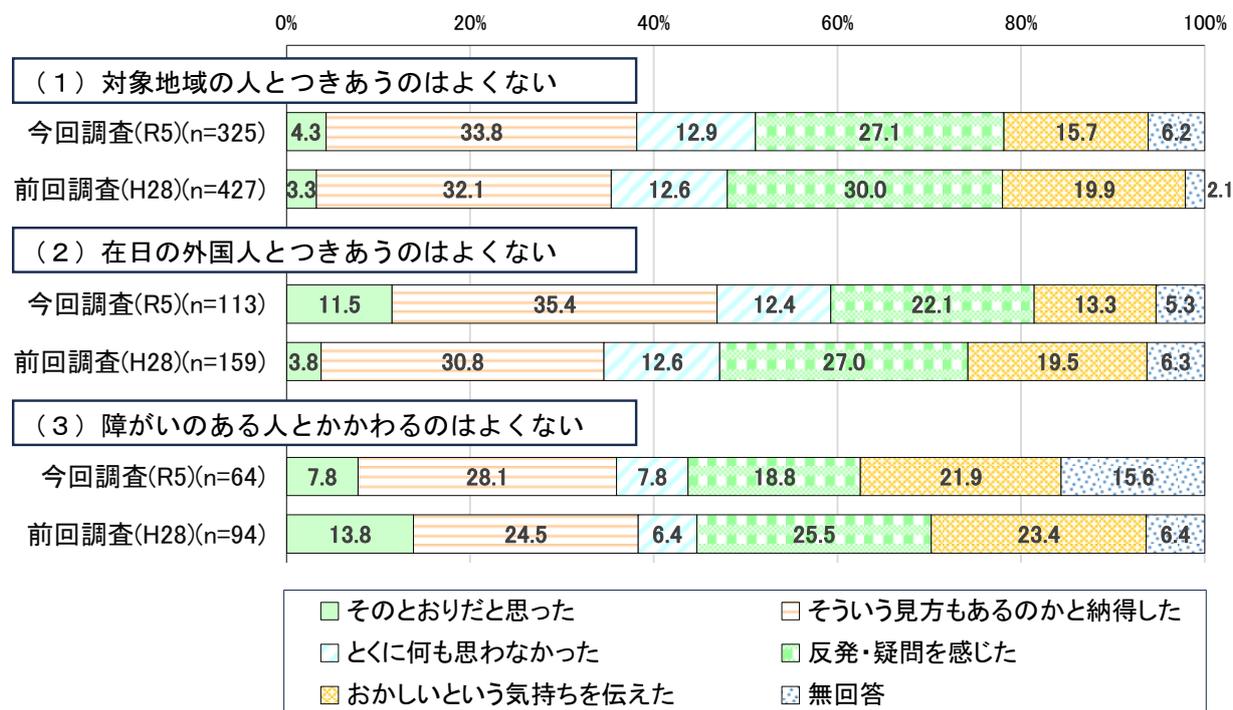
しかしながら、日常生活で差別的な発言に触れることはいまだに起こっており、差別が完全に根絶されたとは言い難い状況にあります。

[図2]【あなたは、これまで身近な人から次のような発言を聞いたり、教えられたりしたことがありますか。】



さらに、「次のような発言を聞いたり、教えられたりした際にどう感じたか。」との質問に対しては、「(1) 対象地域の人とつきあうのはよくない」、「(2) 在日の外国人とつきあうのはよくない」の発言に対して、「そのとおりだと思った」「そういう見方もあるのかと納得した」及び「とくに何も思わなかった」と回答した人の割合の合計が、前回調査よりも増加しています[図3]。

[図3]【次のような発言を聞いたり、教えられたりした際にどう感じたか。】



※「聞いたり教えられたりした」で「ある」と回答した方のみ抜粋

このことから、実際に差別的な発言に触れた際に、その問題性に気づかない人が一定数存在していることが見て取れます。

インターネットの普及などに伴い、日常的に膨大な量の情報に触れることが多い近年において、差別的な言動の問題性に気づかなければ、その発言が繰り返され、拡散され、差別が再生産されることにつながりかねません。

すべての人が正しい知識を身に付け、人権問題を他人事ではなく自分にかかわる課題であると捉え、差別を解消していく行動をとっていくために、人権教育・啓発の重要性がさらに増してきています。

人権学習を行うことで自身の居住地が明るく住みやすい地域になることを啓発していき、若い世代をはじめ、あらゆる世代が住民学習へ積極的に参加していくように働きかけを行うことが必要であるといえます。

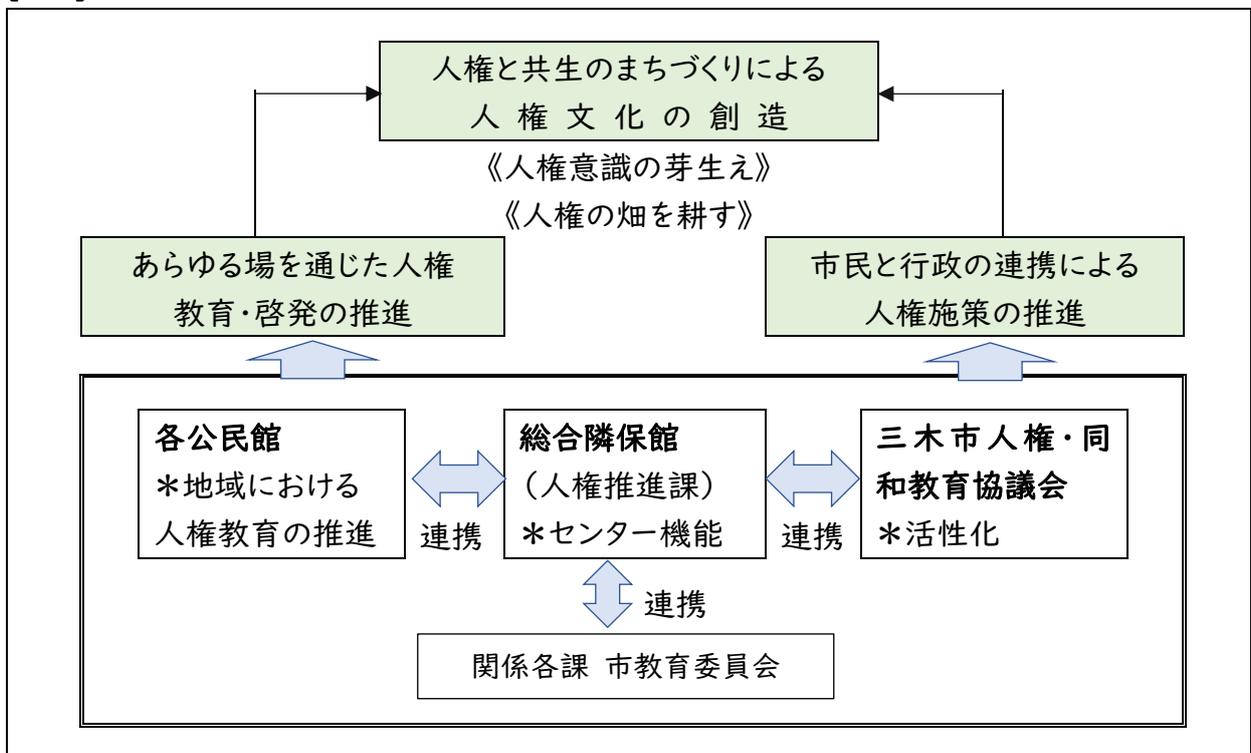
第3節 施策推進の全体的な枠組み

本市では、人権尊重のまちづくりの具体的な施策の展開を図るため、人権推進課を中心に各課と連携しながら効果的な人権教育・啓発の推進と人権尊重に関する施策を推進してきました。

人権教育・啓発については「あらゆる場を通じて推進する取組」を、人権尊重に関する施策については「積極的かつ重点的な取組」を進めてきました。また、人権と共生のまちづくりによる人権文化の創造に向けた施策展開を図るため、総合隣保館を人権施策のセンター機能を有する中核施設と位置づけるとともに、市立公民館を地域における人権推進の拠点とし、三木市人権・同和教育協議会との連携を図りながら、まちづくりの中で人権問題を解決していく仕組みづくりを進めています。

このような推進体制の下、あらゆる場を通じた人権教育・啓発、人権施策の推進を通じて、人権と共生のまちづくりによる人権文化の創造をめざします[図4]。

[図4]【施策推進枠組みの概念図】



1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

本市は、人権教育・啓発のあり方の基本方針について、平成11(1999)年の「三木市同和対策審議会答申(第4次)^{※6}」において、「これまでの同和教育・啓発の成果と課題を踏まえ、『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」との関連を図りながら、人権教育・啓発への「発展的再構築をめざす」と示しています。

そして、この基本方針に基づいて、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14(2002)年策定、平成23(2011)年変更)並びに県が策定した「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」(平成13(2001)年策定、平成28(2016)年改定)を踏まえて、人権教育・啓発の充実・発展に取り組んできました。

その際、人権教育・啓発は、家庭、学校、地域、職場といった市民生活のあらゆる場において推進されるべき課題であるということ、また市民一人一人のライフステージ^{※7}に合わせた生涯学習としての内容を持つことが重要であると認識し、取組を進めてきました。

「人権教育のための国連10年」は、人権教育とは、「あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人々の尊厳について学び、また、その尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段を学ぶための、生涯にわたる総合的な過程である」と定義しています。本市も、これに基づいて、市民との広範な協力・連携を行い、人権教育・啓発を全市的な取組として推進していきます。

※6 【三木市同和対策審議会答申(第4次)】

同答申に提言されている事項は、次のとおり。

「学校教育における人権教育とは」

- ①すべての教育活動の中で取り組む人権教育
- ②「生きる力」としての自己教育力の育成
- ③人権尊重を基盤とする多様な学習
- ④「教える」から「学ぶ」教育へ
- ⑤人権に根ざしたネットワークづくり
- ⑥教職員の意識改革と指導力の向上

「社会教育等における人権教育・啓発とは」

- ①生涯教育に位置づけた人権教育
- ②人権尊重の家庭・地域づくり
- ③住民学習の深まりと広まり
- ④あらゆる場を通じた推進
- ⑤多様な学習方法・形態の活用
- ⑥幅広い人材の発掘と育成

※7 【ライフステージ】

人の一生を乳幼児期を含めた少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

そのため、人権教育・啓発は、人間形成の基礎を培う幼少期のできるだけ早い段階から始め、学齢期にある児童・生徒・学生はもとより、社会人となった後も、また、すべての市民を対象に持続的、系統的に学習が展開される必要があります。

また、学校教育や社会教育での教育・啓発に加えて、家庭や地域での学習活動の果たす役割についても十分に認識し、学校教育と社会教育を効果的に組み合わせて、十分な広がりと深まりを持った人権教育・啓発を進めることも必要です。特に近年の都市化、核家族化、少子化や地域における連帯意識の希薄化等の状況を考えるとき、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で家庭の果たす役割は極めて重要です。

人権教育と人権啓発は、その役割と活動範囲を明確にした上で、人権教育については、学校教育と社会教育において、人権啓発については、さまざまな実施主体の間で、それぞれ主体的、効果的に実施、推進していくことが必要です。また、人権教育と人権啓発は、各実施主体、各担当部局が相互に連携協力して、総合的、計画的推進に努めることが重要です。

さらに、人権一般の普遍的視点からのアプローチはもとより、具体的な人権問題に即した個別的視点からのアプローチも取り入れ、あわせて現実には起きている個々の人権問題に対して重点的に取り組むことが求められています。このため、同和問題、女性/ジェンダー、子ども、高齢者、障がい者、外国人、その他にかかわる人権問題については、次章で詳述するように、それぞれの現状と課題を踏まえて、適切かつ効果的な方法で人権教育・啓発を実施することが必要です。

さらに、公権力を行使する業務や人権問題にかかわりのある業務に携わるすべての職員（市職員、教職員など）に対しては、とりわけ倫理観と人権意識を高めることをめざして、継続的、計画的、組織的、重点的に研修を実施することが必要です。

2 市民と行政の連携による人権施策の推進

人権尊重のまちづくりにつながる人権施策は、このような人権行政の全庁的取組を基礎とした上で、基本計画の策定から実施計画の実行に至る全過程が総合的に運営されることで、はじめてその効果的な施策の推進が可能になります。それだけに、この一連の過程において、職員は日頃から自らの人権意識の高揚に励み、つねに市民の立場に立って職務遂行にあたることが求められます。

また、市民はすべての人権問題を自らの課題として捉え、共に考え、正しく理解し、その解決を図らなければなりません。

とりわけ、企業等は地域社会の一員として社会的責任を果たすという視点から、公正な採用や処遇、パワー・ハラスメント^{※8}をはじめとするあらゆるハラスメントの防止など、人権が尊重される職場づくりが求められます。また、ワーク・ライフ・バランス^{※9}や、すべての人が能力を十分に発揮できる職場環境の整備が求められます。さらには、人権啓発活動への積極的な参加や地域貢献活動などに取り組むことも必要とされます。行政主導や専門家まかせの取組ではなく、市民と行政が連携し、それぞれの役割分担に基づき、人権尊重のまちづくりを推進していくことが求められています。

3 人権と共生のまちづくりによる人権文化の創造

人権教育・啓発の推進とまちづくりの取組は、相互に関連する課題です。人権教育・啓発を通して気づき、学んだことを人権尊重の社会を実現する施策へとつなげていくことが重要です。同和施策に関しては、部落差別解消へ、女性施策に関しては、男女共同参画社会の実現へ、子どもや高齢者施策に関しては、多世代が共生していく社会の実現へ、障がい者施策に関

※8 【パワー・ハラスメント】

職場で職務権限などの力(パワー)を利用して行う嫌がらせやいじめ。略して「パワハラ」と言われている。

※9 【ワーク・ライフ・バランス】

働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

しては、ソーシャルインクルージョン^{※10}の実現へ、外国人施策に関しては、多文化共生社会の実現へとつなげていくことが大切です。

そのためには、人権教育・啓発と人権施策を一体的・連動的に推進していくとともに、人権と共生を基軸に「共に生き、共に学び、共に育む」視点に立った人権尊重のまちづくりを積極的に推進していくことが求められます。

私たちの身近な日常生活の中で、何を人権として大切にし、どのようにして人権を守り、人権意識を育てようとしていくか、また、培われた人権意識がその社会の中で有形・無形の文化として表出してくるようになり、人権文化の根付きと芽吹きを、まちづくりの中でいかにして確かなものにしていくかが問われています。

4 人権尊重のまちづくりの展望

—人権の畑を耕す—

このようにまちづくりの視点から人権ということを考える場合、自分自身の人権が尊重されるとともに、他の人々の人権を尊重するのは、一人一人の人間です。つまり、人権とは、「一人一人の人間がかけがえのない存在である」ということを、自己においてのみならず、他者においても認め合うところに成立するといえます。

人権尊重のまちづくりにおいては、心豊かな土壌を生み出すため、まず「人権の畑を耕す」ことが大切です。人権意識の芽は、地域や学校、職場において、あるいは同僚や仲間、友人同士の間で、さらに家族や親戚との付き合いの中で、私たちがそれぞれかけがえのない存在として相互にかかわっていきけるような土壌の中で育まれていきます。それが豊かな土壌であるか、やせた土壌であるかによって、その畑にどれだけ人権意識が芽生え、育っていくかが決まってきます。

人権の畑を耕すために、市民と行政がそれぞれの役割分担を認識し、協働して人権尊重のまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

※10 【ソーシャルインクルージョン】

社会的に弱い立場にある人々を含め、誰一人取り残さず、すべての人が地域社会に参加し、共に生きていくこと。社会のあり方に関する理念のひとつ。

第4節 基本計画の目標・位置づけと計画推進の方策

1 計画の目標と位置づけ

平成13(2001)年から施行された「三木市人権尊重のまちづくり条例」第2条には、市が「人権尊重に関する施策を積極的に推進する」ことが定められています。

また、続く第3条には、「市は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本計画を定める」と規定されています。

市はこの条例に基づき、人権課題の解決に向けた施策、人権に関する意識の高揚、相談及び支援体制等に関することを定めた「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」を策定しています。

基本計画には計画期間を定め、期間が満了するごとに、その時点での人権に関わる状況及び新しく顕在化した課題等を踏まえて改定を行ってきました。

平成13(2001)年には第1次基本計画、平成23(2011)年には第2次基本計画、平成30(2018)年には第3次基本計画を策定し、このたび、計画期間を令和7(2025)年度から令和13(2031)年度までの7年間とする第4次基本計画を策定しました。

なお、第4次基本計画の策定にあたっては、本市の市政を推進するさまざまな計画の最上位計画である「三木市総合計画」(令和2(2020)年策定)とも密接に関連づけ、整合を図るとともに、市民意識調査の結果や「三木市人権尊重のまちづくり推進審議会」及び「三木市人権尊重のまちづくり懇話会」の意見を踏まえて策定しています。

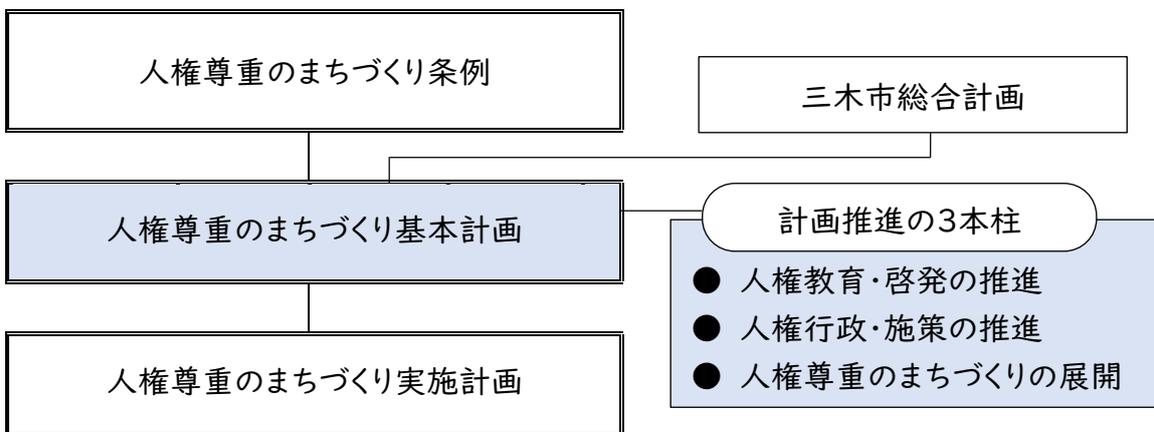
具体的な施策については、「基本計画」に基づいて作成する「実施計画」により、進行管理を図りつつ実施します。また、「実施計画」の施策及び事業については、毎年度、三木市人権尊重のまちづくり推進審議会に報告し、その成果や課題を検証します。

2 計画推進の方策

【計画推進の3本柱】

基本計画の推進にあたっては、「人権教育・啓発の推進」「人権行政・施策の推進」「人権尊重のまちづくりの展開」を3本柱とし、それら相互の密接な連携・調整の下に、一人一人の人権が尊重される明るく住みよい社会をつくることをめざしています[図5]。

[図5]【三木市人権尊重のまちづくり基本計画の位置づけ】



同和問題、女性/ジェンダー、子ども、高齢者、障がい者、外国人、その他にかかわる人権課題について実施計画に則して、それぞれの担当部局が計画的、効果的にこれを継続して実施するとともに、担当部局相互間で十分な連携・調整を図り、企画・立案・広報から実施・総括・評価に至る過程を通じて、成果と課題を検証できるシステムをつくり、継続して全市的な取組を展開します。

「三木市同和対策審議会答申（第4次）」の提言及び国の「人権教育の指導方法等の在り方について（第1次～第3次とりまとめ）」を踏まえた取組を推進します。また、市民意識調査により実態とニーズの把握を行い、政策課題を明確にするとともに、調査結果に基づく現状と課題を踏まえた取組を推進します。

人権尊重を基盤とする業務の遂行を全部局、全職員に対して徹底するとともに、人権尊重の視点から業務遂行のあり方を検証し、積極的に工夫や改善を加えていける行政システムの確立を図ります。

また、ネット社会に対応し、人権に関する正しい知識や理解を深める教育・啓発活動を学校教育及び社会教育を通じて推進するとともに、インターネットを悪用したいじめや人権侵害について、関係機関と連携して対応するとともに、情報モラルの定着とデジタル・シティズンシップ^{※11}の向上に努めます。

さらに、人権学習を行う上で、市民が自ら参加したくなるような、学習者を主体とした学習形態や学んだことを行動につなげられるような教育技法の研究、開発に向けた取組を検討します。

(1) 人権教育・啓発の推進

①学校等

重点

- ア. 就学前教育・保育及び学校教育では、すべての教育・保育活動を見通し、その連続・系統性に留意した全体計画及び年間指導計画をもとに、すべての教育・保育活動を通して、組織的・計画的に取組を進めていきます。
- イ. すべての子どもたちが、だれもが幸福な人生を送り、一人一人が大切にされる社会の創り手となっていけるよう、「生きて働く知識・技能」や「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性」などをあらゆる機会を捉えて育てていく教育を行います。
- ウ. 生命の尊厳や人権の普遍性についての基本的認識を培うとともに、さまざまな人権問題に対する理解と認識を深め、すべての人の人権が尊重される社会を築いていこうとする意欲や態度を育成する教育を推進します。

※11 【デジタル・シティズンシップ】

デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力。

エ. 小中学校の人権学習の授業の中で「三木市人権尊重のまちづくり条例」の意義についての学びと、自他の人権を尊重し、支え合う共生の心を育成する教育を推進し、それを実践するための学習を行います。

②家庭

ア. 子どもたちの人権の基礎を培うためには、乳・幼児期の家庭のあり方が重要であることから、保護者が日常生活を通じて、命や人権の大切さを子どもに示せるよう、子育てにかかわるすべての部署において人権尊重を基盤とした子育てや家庭づくりについて、啓発を進めます。

③地域

重点

ア. 住民学習、リーダー・指導者研修、団体別研修等、あらゆる人権教育の取組を充実させるとともに、若年層の参加促進と人権意識の高揚を図ります。

④職場

ア. 市が主催するセミナーや研修に参加した企業や団体を、市の広報や人権推進課が発行する情報誌等において紹介します。

(2) 人権行政・施策の推進

①学校等

重点

ア. これまでの人権教育の取組の成果や課題を十分に検証しながら、校区の実態、幼児・児童生徒の生活や人権意識、人権に関する問題など、園(所)・学校の人権にかかわる教育課題を明らかにし、人権教育を教育目標に正しく位置づけて施策を推進します。

イ. 子どもたちの自己実現につながる学びのために、個別指導を充実するとともに、子どもの能力や個性、興味や関心などに対応した授業の創造、授業改革に積極的に取り組みます。その際、幼児・児童生徒の実態や課題、とりわけ学力と生活習慣や自尊感情との相関関係など、その要因や背景を的確に捉えていきます。

- ウ. すべての子どもたちが、自らの存在や立場を自覚し、その能力や個性を伸ばしながら自己実現を図っていく力を育ていく教育実践が適正に実現されるよう、保護者との結びつきや市内の園(所)・小・中・高等学校・特別支援学校間等の連携を強化します。
- エ. 出身や性別、いじめ、不登校、不就学などさまざまな理由で教育を受ける機会を奪われることなく、すべての子どもたちの教育を受ける権利及び学力向上や進路を保障し、自己実現を支援します。

②家庭

- ア. 家庭において、子どもの人権が損なわれることのないよう、また、子どもがあらゆる人権問題に関する関心や認識を高めるとともに、人権意識の高揚を図れるよう支援します。

③地域

- ア. 近年、住民学習の参加者の固定化や減少傾向が見られるため、各種イベント等との共同開催も検討し、学習体制の見直しを図り、住民学習を充実させます。
- イ. 住民学習など地域での研修等において、参加体験型学習^{※12}やフィールドワーク等に継続して取り組むとともに、取り上げるテーマや実施形態等の多様化を図ります。
- ウ. 豊かな人間関係づくりと地域活動の活性化を目的として、市民主体の各地区人権・同和教育推進協議会の活動を支援するとともに、災害時にも機能する地域づくりに貢献します。

重点

- エ. 各種関係機関のネットワークを構築し、教育・啓発活動の活性化を図ります。

④広報や情報提供の充実

- ア. さまざまなメディアを活用する等、積極的な広報や情報提供に努め、市民の理解と親しみの持てる人権施策を推進します。

※12 【参加体験型学習】

参加者が互いに学び合いながら、さまざまな気づきや発見をする学習のこと。

⑤相談体制の充実

重点

- ア. 市民の相談、苦情や要望、提案等に、適切な対応がとれるよう、各種窓口業務間で連絡・調整を図ります。
- イ. 各種相談窓口を相互につなぐセンター的施設として、総合隣保館の機能を充実させます。
- ウ. 相談内容については、個人情報の取扱い等に細心の注意を払いつつ、関係機関で共有し、今後の取組に反映させます。

⑥人権侵犯事件(事象)対応に向けた体制の充実

重点

- ア. 人権侵犯事件(事象)が発生した場合の対応力を強化するため、「人権侵犯事件処理規則」を見直すとともに、人権侵害を救済するための「人権委員会(仮称)」の設置をめざし、準備委員会の設置に向けた体制づくりに努めます。
- イ. インターネット上における差別書込みの実態を把握するため、悪質な書込みに対する調査の実施等について体制を整えます。

⑦すべての市職員及び教職員への取組

重点

- ア. 差別のない三木市をつくるため、すべての市職員及び教職員を対象に、あらゆる人権課題をテーマとした研修を進め、人権に関する意識の高揚を図ります。
- イ. すべての市職員及び教職員が、人権尊重に主眼を置き、個人情報の取扱い等に細心の注意を払い、一人一人のニーズや事情に応じた対応ができるよう研修に努めます。
- ウ. 人権に関する各種研究集会等への積極的な参加を促進します。

重点

- エ. すべての市職員及び教職員が「差別問合せ」に適切に対応できるよう、「人権侵害に係る身元調査等への窓口・電話対応マニュアル」を活用した研修に努めます。

(3) 人権尊重のまちづくりの展開

①人権擁護活動の定着・普及

ア. 行政の対策に加えて、地域コミュニティに根ざした人権擁護活動の定着、普及に努めます。

②団体・グループ等の育成

ア. 三木市人権・同和教育協議会をはじめ、人権尊重のまちづくりにかわる各種市民組織、NPO^{※13}、NGO^{※14}団体、人権教育団体、ボランティアグループ等を育成し、それらの活動を積極的に支援するとともに団体間のネットワークづくりに取り組みます。

③団体・グループ等への啓発

ア. 福祉、環境、消費生活、文化、芸術、国際交流等を中心として、すでに地域で活動をしている団体、グループ等に対して、リーダー講習会や交流会等を実施することにより、それぞれの活動の中で人権課題との関連づけがなされるよう働きかけます。

④人権教育総合推進事業の推進



ア. 市内各地域における人権教育の進展を通じた、人権に関する課題の解決と、共に生きる人権尊重の明るいまちづくり・社会づくりを進めるため、教育事業、人権リーダー育成事業、人権教育団体活動助成事業を推進します。

⑤三木市人権・同和教育協議会の活性化

ア. 三木市人権・同和教育協議会の活性化に努め、市民主体の人権教育・啓発の取組を進めます。

※13 【NPO】

自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。

※14 【NGO】

非政府組織。もともと政府間の協定によらずに設立された民間の国際協力機構。最近では、開発、貧困、人道、環境等の地球規模等の問題に自発的に取り組む非政府非管理組織を指す。

(4) 指標と目標値

指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
「だれもが平等で差別のないまちづくり」に対する満足度	55.7%	75.0%以上

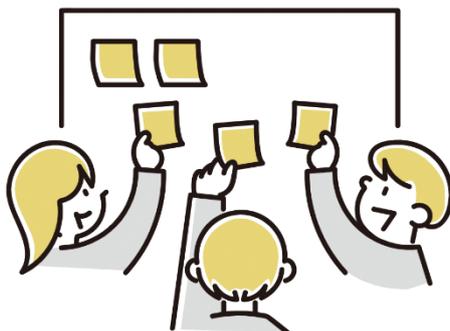
※出典、根拠等：三木市総合計画市民アンケート

指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和12年度)
「三木市人権尊重のまちづくり条例」の周知率 (「知っている」「おおよそ知っている」の合計)	35.7%	令和5年度の数値から増加をめざす

※出典、根拠等：三木市人権に関する市民意識調査

指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和12年度)
20歳から39歳の市民における、人口に対する住民学習への参加率	1.31%	2.2%以上

※出典、根拠等：担当課調べ



第3章 三木市における人権問題の今後の取組

1 部落差別にかかわる人権 —現在もなお存在する課題として—

【現状と課題】

昭和40(1965)年の「同和対策審議会答申」及び昭和44(1969)年の「同和対策事業特別措置法」以後、33年にわたって実施されてきた同和対策事業は平成14(2002)年3月の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効をもって終了し、一般対策へ移行しました。

その後14年を経て、平成28(2016)年12月「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律は「現在もなお部落差別が存在する」との認識を示した上で、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する憲法の理念に則り、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」と規定しました。

また、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」とあり、インターネット上、特に差別動画の投稿などによる部落差別の拡散・助長が深刻化しており、差別抑止のためネットモニタリングの重要性が指摘されています。

令和5(2023)年には、インターネットによる部落差別の拡散に対しての裁判が行われ、憲法第14条「法の下での平等」を掲げ「差別されない権利」を認める判決が下されました。これは部落差別に限らずあらゆる差別を許さないことを示し、すべての人の「差別されない権利」を認めた画期的な判決です。

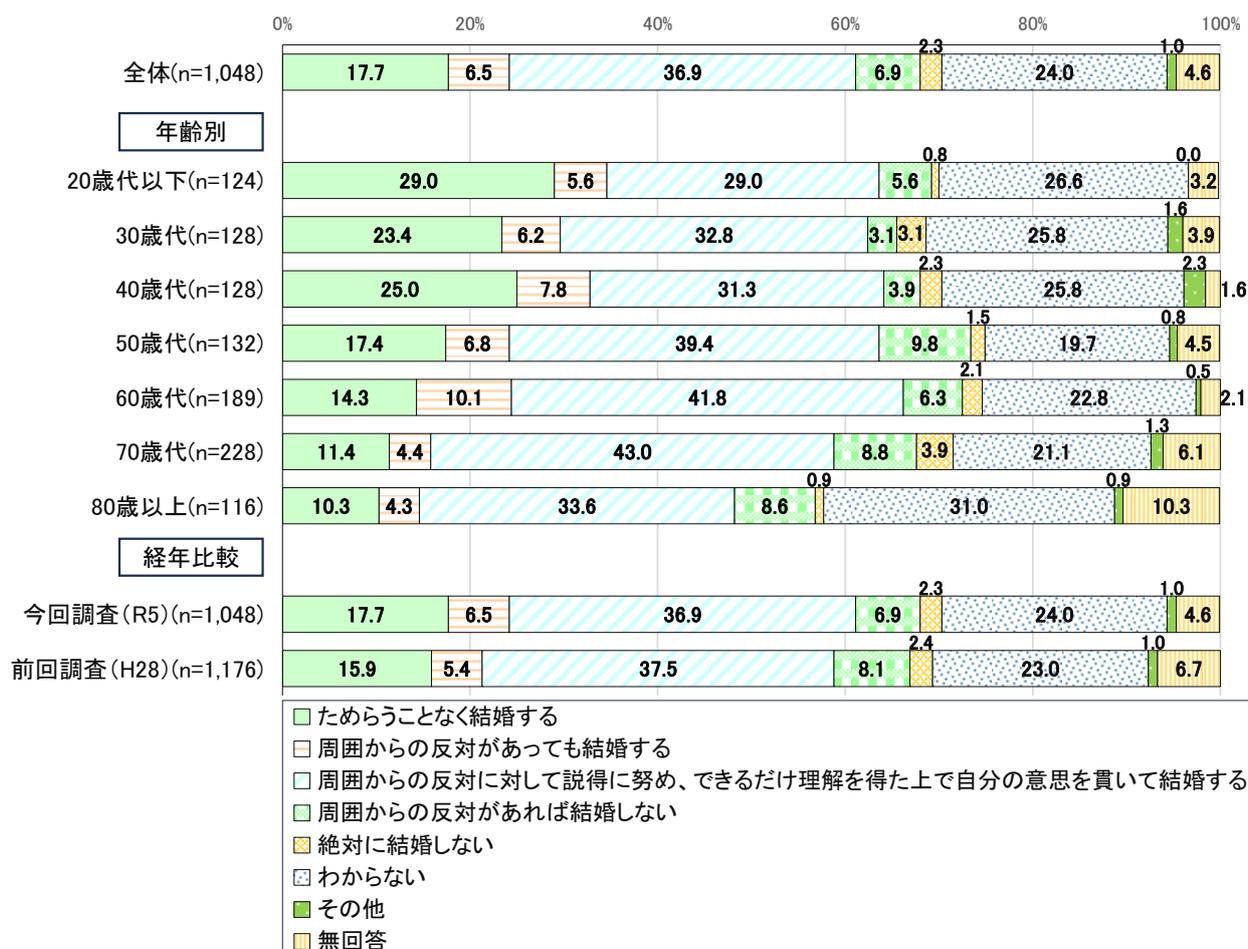
本市においては、一般対策に移行後、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、地域の状況や事業の必要性を的確に把握することに努めるとともに、「人権尊重のまちづくり条例」において、同和問題を人権にかかわる重要課題として取り上げ、総合的な人権施策推進の一環として、同和問題の早期解決をめざした取組を展開してきました。こうし

た取組の結果、市民の人権及び人権教育・啓発に関する理解と認識は徐々に高まり、市民主体の活動も広がりつつあります。

これは市民意識調査の結果から、差別的な言動への対応として、傍観したり、容認したりする人たちが少数派となっていることから明らかです。しかしながら、いまだ差別的な発言に出会うことが実際にあることや、その問題性に気づかない人がいることが、市民意識調査の結果から読み取ることができます(第2章第2節2[図2・3](18・19ページ)参照)。

また、「あなたが結婚しようとする相手が対象地域の人だとわかった場合、あなたはどのようにしますか。」という設問に対して、「結婚しない」または「わからない」といった回答も前回の調査同様多く見られます[図6]。

[図6]【結婚しようとする相手が対象地域の人だとわかった場合、どうしますか。】



さらに、今回の調査では、若年層に同和問題に関する知識や情報が不足していると考えられる結果も出ています。

また、今なお「寝た子を起こすな」のような意見や、「対象地区は優遇されている」などの意見が見られるなどの課題がある中、この様な考え方をなくすための教育・啓発の必要性は高まっています。

今後も、相談体制の充実や同和問題に関する教育・啓発を推進し、同和問題の早期解決をめざした重点的取組が必要となっています。

【今後のあり方】

「部落差別解消推進法」には「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と明記されており、さらに、結婚問題、インターネット上での差別書込みや差別動画の掲載等の事象があることから、現在もなお部落差別が存在していることが明らかになっています。

本市では部落差別の現状や、部落差別は許されないことであるということを知りやすく伝えるなど、部落差別の解消を基軸に据え、すべての人の基本的人権を尊重していくための政策課題を明確にしています。そのため、就学前・学校教育・社会教育及び人権啓発の各分野における同和教育の重要性を踏まえた上で、新たに工夫・改善を加えた人権教育・啓発の取組を進める必要があります。

(1) 人権教育・啓発の推進

①学校等

重点

ア. 部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消のため、「特別の教科道徳」や「総合的な学習の時間」、各教科、外国語活動、外国語等の指導の中でも、いじめをなくす、異文化理解を促進するなどの目標を設定し、人権の視点をもって指導するとともに、指定教材を定めて学校において人権・同和教育を推進します。

- イ. 新しい教材開発を含めた指定教材の見直し等を含め、人権教育資料や地域教材を積極的に活用しつつ、子どもたちが自分事として学べる、体験的な人権・同和学习を行い、部落差別をなくす子どもたちの育成に努めます。
- ウ. 幼児・児童生徒の保護者を対象とした人権学習会を積極的に行うとともに、園(所)・学校行事においても人権・同和教育に結びつく内容となるよう工夫します。
- エ. インターネットが持つ問題点や危険性を十分理解し、部落差別をはじめさまざまな人権侵害について正しい情報を得て、適切に判断できる力を育むための情報モラル教育を推進します。
-  オ. 教職員の同和問題に対する理解を深めるとともに人権感覚を磨くため、『同和教育伝承講座』のさらなる充実をはじめ、各種研修会への教職員の積極的な参加の推進等、人権研修の充実・強化を図ります。
- カ. 人権・同和教育資料「三木市の人権・同和教育」(平成27(2015)年作成)を、10年ぶりに改訂し、教職員が現代的課題や法律に準拠した人権・同和学习を自信をもって正しく指導できるよう強化します。

②職場

- ア. 三木市人権・同和教育協議会企業部会を中心に職場内において学習者を学びの主体に据えた研修を推進します。

③地域



- ア. 三木市人権教育総合推進事業実施要綱に基づき、教育事業・人権リーダー育成事業、人権教育団体助成事業を積極的に推進し、市内各地域における人権教育の進展を通して、部落差別の解消や人権に関する課題の解決、及び共に生きる人権尊重の明るいまちづくり・社会づくりに寄与します。

(2) 人権行政・施策の推進

①総合隣保館の機能強化

- ア. 全庁を挙げて、人権・同和教育、人権行政・施策推進に取り組みます。
- イ. 人権と共生のまちづくりによる人権文化の創造に向けた施策展開を図るため、総合隣保館を人権施策の中核施設と位置づけ、人権・同和教育、人権行政・施策推進の総合調整を行う拠点としての機能を強化します。
- ウ. 各種相談窓口を相互につなぐセンターとして、総合隣保館の機能を充実させます。
- エ. 人権問題にかかわるイベント、フォーラムの企画・実施や地域学習活動、文化活動等の支援など人権・同和教育及び啓発推進機能を強化します。
- オ. 総合相談機能、地域福祉対策及び就労支援事業などを強化します。

②学校等

- ア. 人権・同和教育を充実させるなど、あらゆる人権教育に取り組みます。
- イ. 社会の不均衡が差別的な形で若年層に降りかからないよう学校・企業・行政の連携を図り、進路保障に努めます。

③地域

- ア. 一般対策の中で実施されるべき施策については、住宅、道路、市街地整備、介護、福祉、就労、高齢者支援、保育や子育て、青少年育成等の分野ごとに各々の実情を踏まえ、必要な事業を把握し、それらについて効果的かつ計画的に実施します。
- イ. これまでのまちづくりを通して培われてきた住民参加型の経験と方法を人権尊重のまちづくりに活かすよう、同和問題をはじめとする人権課題にかかわってきた人たちの知恵や活動に学びます。
- ウ. 公民館や各種団体、各地区人権・同和教育推進協議会や市民協議会などに対して、学習者を学びの主体に据えた研修を積極的に取り入れるよう働きかけます。

重点

エ. インターネット上に氾濫する情報をうのみにせず、情報を読み解く力を身につけるための研修に取り組みます。

④相談体制の充実・強化

ア. 差別落書き、差別発言、インターネット上での差別書込みや差別動画の掲載、プライバシー侵害などの差別事象について、人権課題に精通した「人権問題相談専門員（仮称）」の配置を検討し、相談体制の整備・充実に努めます。

(3) 人権尊重のまちづくりの展開**①総合隣保館と社会教育施設の充実**

ア. 総合隣保館は、その設置の趣旨^{※15}を踏まえ、人権尊重のまちづくりの中核施設として、各地域と連携を図りながら人権・同和問題の解決に努めます。

重点

イ. 公民館を地域における人権尊重のまちづくりの拠点として三木市人権・同和教育協議会と連携を図りながら人権教育・啓発の推進を図ります。

ウ. 総合隣保館は人権尊重のまちづくりに携わる団体等の活動を支援するとともに、それらの団体間の交流及び連携を図ります。

②園（所）・学校間の連携、地域との連携体制の充実・強化

ア. 不登校・引きこもり・いじめや中途退学等の原因とその背景を把握するため、園（所）・小・中・高等学校・特別支援学校間の連携に加え、フリースクール等の民間機関や地域との連携体制を充実・強化します。

イ. これまで培われてきた教育事業の内容や手法を継承しつつ対象を校区全体に拡大するとともに、中学校区で部落差別についての共通の学習を行うため、小中一貫教育の充実を図るなど、すべての幼児・児

※15 【総合隣保館設置の趣旨】

基本的人権尊重の精神に基づき市民の社会的、経済的、文化的生活の向上と福祉の増進を図り、同和問題の速やかな解決に資するため総合隣保館を設置する。（三木市立総合隣保館条例第1条より抜粋）。

童生徒が部落差別をはじめ、さまざまな人権課題を学べるよう工夫します。

③住民学習の工夫と充実

重点

ア. 若年層をはじめ、あらゆる世代において住民学習への参加者が増加するよう、参加意欲が高揚し、参加後の満足度が向上する開催方法や内容を工夫し、充実させます。

④部落史を研究する団体の育成・支援

重点

ア. 部落差別の歴史を深く学ぶことにより、身近な社会生活の中にある不合理な慣行や因習をなくす気風を高めるとともに、地域に根ざした伝統文化の掘り起こしとその学習教材化を進めるため研究団体の活動を支援します。

(4) 指標と目標値

指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和12年度)
差別的な発言(対象地域の人とつきあうのはよくない等)の問題性に気づかない市民の割合 (「そのとおりだと思った」「そういう見方もあるのかと納得した」「とくに何も思わなかった」の合計)	51.0%	令和5年度の数値から減少をめざす

※出典、根拠等:三木市人権に関する市民意識調査

指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
同和教育セミナーの参加者数	264人	350人以上

※出典、根拠等:担当課調べ

2 女性／ジェンダーに関する人権

—ジェンダー^{※16}を超えて男女が共に活躍する社会へ—

【現状と課題】

国においては、昭和60(1985)年に「女子差別撤廃条約」を批准し「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」を公布(昭和61(1986)年施行・平成9(1997)年改正)、平成11(1999)年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」(第2条)と定義し、その実現に向けて平成12(2000)年に第1次、平成17(2005)年に第2次、平成22(2010)年には「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、その実現に向けてさまざまな施策を推進してきました。

しかしながら、いまだ職場や政治(政策決定)の場等における女性の能力発揮のための環境整備や意識改革は十分ではなく、ジェンダーギャップ指数等女性関連データを世界各国と比較しても、日本の女性の社会的地位は依然として低い水準に留まっています。

そのため、国は平成27(2015)年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」を成立し、女性の活躍推進を加速するため「第4次男女共同参画基本計画」、令和2(2020)年には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定されました。

※16 【ジェンダー】

一般的に生物学的な性差(セックス)に付加された社会的・文化的性差をさす。「こうあるべき」姿として、それぞれが所属する社会や文化から規定され、表現され、体現される。それは、服装や髪形などのファッションから、言葉遣い、職業選択、家庭や職場での役割や責任の分担にも及び、さらに、人々の心の在り方や、意識、考え方、コミュニケーションの仕方にまで反映される。

県では、これらの動向を踏まえ、平成13(2001)年に「ひょうご男女共同参画プラン21」を策定し、平成14(2002)年には「男女共同参画社会づくり条例」を制定。平成23(2011)年には「新ひょうご男女共同参画プラン21」を策定し、平成28(2016)年には「女性活躍推進法」を踏まえた「ひょうご男女いきいきプラン2020(第3次兵庫県男女共同参画計画)」、令和3(2021)年3月には、「ひょうご男女いきいきプラン2025～女性に選ばれる活力ある兵庫を目指して～〔第4次兵庫県男女共同参画計画(令和3～7年度)〕」を策定しています。

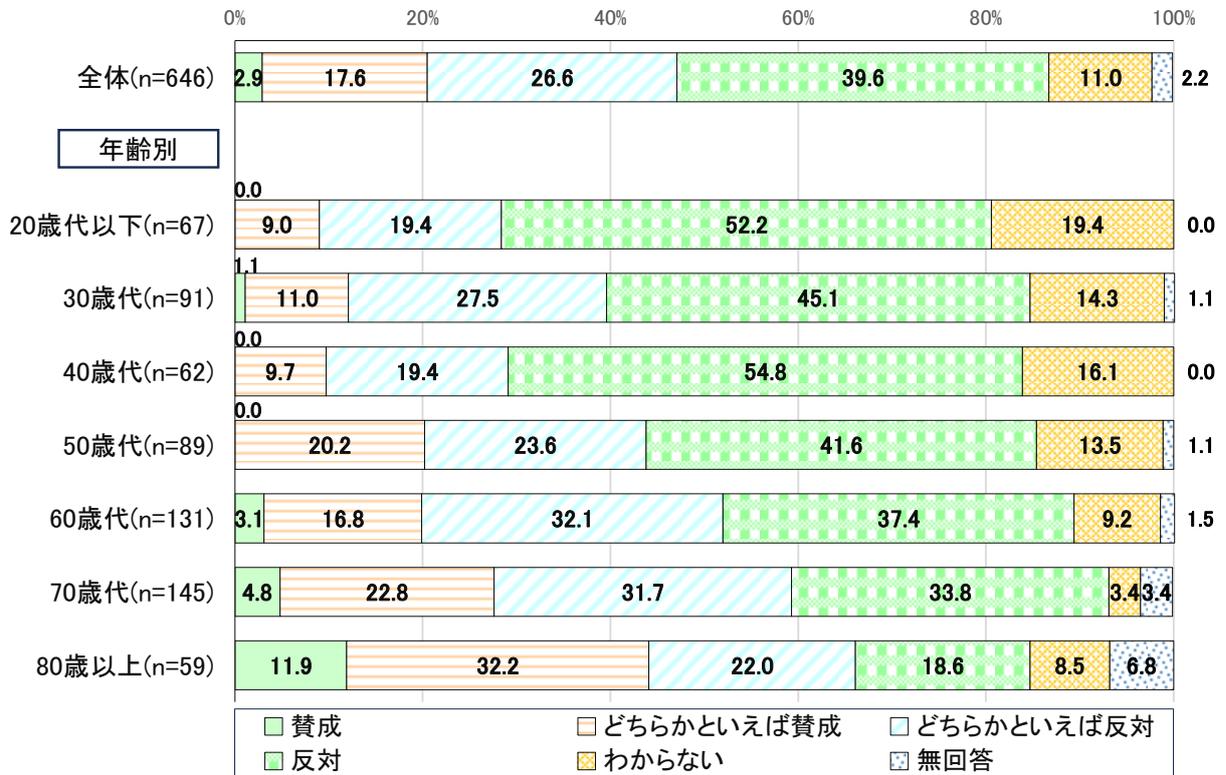
本市においては、平成14(2002)年に「三木市女性センター」を開設、平成18(2006)年に「三木市男女共同参画センター」と名称変更し、平成16(2004)年に「三木市男女共同参画プラン」を策定しました。その後7年ごとにプランを見直し、改正しながら、性別を問わずすべての人々の平等と自立をめざして人権尊重の視点に立ったさまざまな施策に取り組んできました。

このたび、令和7(2025)年度からの7年間を目標とした「男女共同参画プラン」を策定するにあたって実施した「三木市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、全体では、「反対」が39.6%と最も高く、「どちらかといえば反対」が26.6%、「どちらかといえば賛成」が17.6%と続いています。「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成(計)』は20.5%となっています。年齢別では、80歳以上で『賛成(計)』が44.1%となっており、年齢によって固定的な性別役割分担意識^{※17}に違いが見られます[図7]。

※17 【固定的な性別役割分担意識】

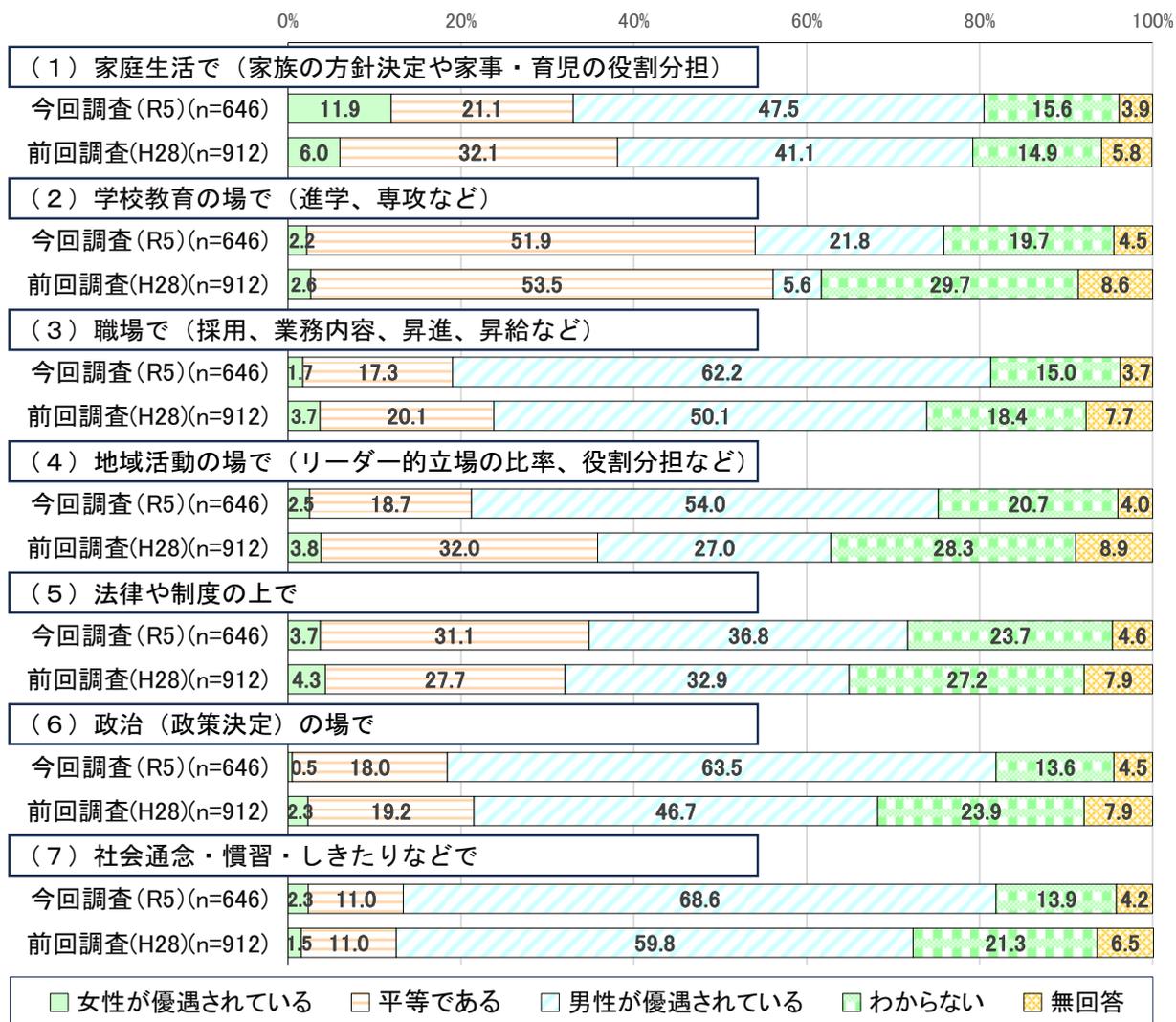
「男性は仕事」、「女性は家庭」といった、個人の能力とは関係なく、性別を理由にして役割を固定的にわけるといった考え方のこと。

[図7]【夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだと思いますか。】



また、「現在の日本社会は、どの程度、男女が平等になっていると思いますか」という問いでは、「平等である」が最も高いのは、「(2) 学校教育の場で(進学、専攻など)」で、51.9%となっています。また、前回調査から「平等である」が増加した項目は、「(5) 法律や制度の上で」のみとなっています。[図8]

[図8]【現在の日本社会は、どの程度、男女が平等になっていると思いますか。】



また、DVやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどジェンダーに関する人権問題も生じています。

本市においても人口減少や少子高齢化が進み、また、社会経済情勢が変化し、人々の生き方が多様化する中で、今後、ますます、ジェンダーを超えて誰もが活躍する社会づくりが重要課題となっています。

【今後のあり方】

性別にかかわらず誰もがそれぞれの個性と能力を発揮し、いきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現のために、家庭、地域、職場などで「男は仕事、女は家事・育児をすべきである」といった従来の固定的性別役割分担意識を解消するための学習活動や啓発を積極的に推進するとともに、政策の企画・立案等意思決定の場において活躍する女性を育成します。

また、「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」の趣旨や市の行う市民意識実態調査等の結果を踏まえて施策を推進します。

男女共同参画社会を実現するためには、総合的な施策の展開が必要であることから、あらゆる分野で男女共同参画にかかる個別課題の解決に向けて取り組むとともに、男女共同参画の範となるよう市が率先して、男女が共に活躍する職場づくりを推進します。

さらに、性の多様性を認識し、お互いに尊重し合える社会をつくるための教育や啓発を推進します。

(1) 人権教育・啓発の推進

①市の率先した男女共同参画の取組

ア. 市女性職員の管理職への登用を積極的に推進します。

イ. 市男性職員の育児休業の取得をさらに推進します。

重点

ウ. 市職員の男女共同参画に対する意識改革のための研修を充実します。

エ. 市が行う工事・業務の委託・物品の買入れ等の業者選定において、男女共同参画に積極的に取り組む企業への加点評価等の導入について検討します。

②学校等

ア. 教育活動全体を通じ、個人の尊厳、ジェンダー平等と相互協力についての学習をさらに充実させるとともに指導に努めます。

重点

- イ. 性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を生かすとともに、幼少期から多様な性差を理解し、互いに尊重し合う教育を進めます。
- ウ. デートDV^{※18}等防止のため教育・啓発に努めます。

③職場

- ア. 子どもや家族との家庭生活、地域生活の妨げにならないよう、事業主に対し柔軟な働き方を啓発します。
- イ. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」及び「女性活躍推進法」に関する啓発に努めます。

(2) 人権行政・施策の推進**①学校等**

- ア. ジェンダー平等についての指導と個性や能力を生かした教育を推進します。
- イ. 教職員等が意欲的に職務に取り組むことができるハラスメント等のない職場環境を構築します。
- ウ. 多様な性の存在を認識し、理解を深めるための取組を推進するとともに、学校教育の場において、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進します。

②地域

- ア. 女性参画への気運を高めるために、各自治会において女性役員が積極的に選出されるよう取り組みます。
- イ. 地域活動において、性別にかかわらず誰もが参画できるような情報や学習機会を提供します。

重点

- ウ. あらゆる分野のあらゆる場で、女性が政策決定できる場面に参画するような仕組みを構築します。

※18 【デートDV】
交際相手からの暴力のこと。

エ. 固定的性別役割分担意識や性差別の要因となる昔からの固定観念及び古い慣習などの払拭や意識改革に向けた学習の機会を提供します。

③職場

ア. あらゆる職種において関係機関と協力し、採用、昇進、給料、待遇、就業の継続、管理職の登用等のジェンダー平等を促進します。

イ. 女性の職業能力向上に向けて支援します。

ウ. 農業を行う家族を支援するために、「家族経営協定^{※19}」を普及します。

エ. 女性の起業・経営や自営業に従事する女性を支援します。

④誰もが安全に安心して暮らせる環境づくり

ア. 性犯罪^{※20}、買春、DV、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント^{※21}、ストーカー行為^{※22}などの肉体的、性的、心理的なあらゆる暴力の根絶をめざし、関係機関と民間団体等が連携を密にし、人権啓発に努めるとともに相談・支援等の充実を図ります。

重点

イ. 女性の視点を踏まえた防災計画を策定し、市民へ周知します。また、災害時におけるDVや性暴力被害を防止するための支援体制を整えます。

※19 【家族経営協定】

家族農業経営に携わる各世帯員が、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決める協定。

業務分担や収益分配など農業経営の部分にとどまらず、家族であるからこそあいまいになりがちな家事・育児・介護の役割分担などについても明確化することで、家族内の負担の平準化を図ることができる。

※20 【性犯罪】

不同意性交等罪、不同意わいせつ罪など性的自由を侵害する犯罪や、公然わいせつ罪、わいせつ物頒布等の罪など

※21 【パタニティ・ハラスメント】

男性労働者が、育児のために育児休業・子の看護休暇・時短勤務などの制度利用を希望したこと、これらの制度を利用したことを理由として、同僚や上司等から嫌がらせなどを受け、就業環境を害されること。

※22 【ストーカー行為】

特定の人に対する恋愛感情や好意の感情、またはその感情がかなわなかったことに対する恨みの感情によりつきまとい、まちぶせ、押しかけや無言電話などをする行為。

⑤男女共同参画センター機能の充実

- ア. 男女共同参画社会を実現するための拠点施設として、図書、資料、講座、交流、情報提供等の充実と強化を図ります。
- イ. 女性に関するあらゆるニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談体制を充実させます。
- ウ. 就労や企業に関する支援の充実を図ります。
-  エ. 男性の家事・育児・介護への参画の促進を図ります。

⑥性の多様性に関する理解促進

- ア. 多様な性の存在を認識し、理解を深めるための教育・啓発を推進します。
- イ. 「三木市パートナーシップ制度」を周知啓発します。
- ウ. LGBTQ+等の方も安心して暮らせるよう、相談窓口の充実に努めます。

(3) 人権尊重のまちづくりの展開

①男女共同参画社会に向けた市民参画の促進

- ア. 女性があらゆる場で活躍していくために、さまざまな知識や経験を持つ市民の参画を促進し、男女共同参画社会の実現に向けた事業の企画・運営を市民自ら行っていく体制を推進します。

②男女共同参画社会をめざした市民グループの育成

- ア. 男女共同参画に取り組む団体・グループを支援し、既存の団体・グループの力量アップに取り組めます。
-  イ. 政策・方針決定の場へ参画できる女性を育成するための講座を開催するとともに、さまざまな分野で活躍する女性や団体等が、互いに交流できる機会を設けます。

(4) 指標と目標値

指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和12年度)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに否定的な市民の割合	66.2%	令和5年度の数值から増加をめざす

※出典、根拠等：男女共同参画に関する市民意識調査

指標	現状 (令和6年度)	目標 (年度設定なし*)
審議会委員の女性の割合	33.9%	40.0%以上

* 速やかな達成をめざしているため期限の設定はしていません。

※出典、根拠等：市統計

指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
市男性職員の育休取得率	31.3%	85.0%以上

※出典、根拠等：男女共同参画プラン

指標	現状	目標
業者選定における男女共同参画に積極的に取り組む企業への加点评価等の導入についての検討	—	令和10年度末までに検討

※出典、根拠等：男女共同参画プラン

3 子どもの人権 —生きる力が育つように、発揮できるように—

【現状と課題】

平成6(1994)年に批准された「児童の権利条約」では、すべての子どもに無差別平等の権利を保障しています。また令和5(2023)年には子どもの生活や権利を守る「こども基本法」が施行されました。

近年、核家族化や地域のつながりが希薄になってきたことによって、子育てしにくい社会になり、児童虐待が社会問題化したことを受け、国においては、平成28(2016)年6月には「児童福祉法」「児童虐待防止法」が改正され、児童が、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することが児童福祉法の理念として明確化されるとともに、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化が図られています。令和元(2019)年6月の児童福祉法の改正では、「しつけ」を名目とする体罰の禁止が明文化されるなど、児童虐待防止の強化に向けた法整備が進んでいます。

平成25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」が施行されてから10年以上が経ちましたが、依然としてネットいじめなどさまざまな形でのいじめが増え続けています。また、同年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が定められ、これを受け、「子供の貧困対策に関する大綱」により取組が開始されました。しかしながら、現在も貧困状態にある家庭の経済状態が子どもの学力や進学、ひいては、就労などにも影響し、貧困状態が連鎖することが問題となっている状況は変わらず、貧困により子どもの人権が侵害されています。そこで、前記の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和6(2024)年に「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、こうした社会的な課題への取組が進められています。

県では、平成27(2015)年に策定した「ひょうご子ども・子育て未来プラン」に基づき、子育てや児童の虐待、子どもの非行等に関して相談や支

援機能の充実に努めるとともに、家庭、学校、地域、関係団体等の連携による青少年の健全な育成や地域活動への参加を促進するほか、貧困家庭の子どものために学習支援、生活支援などの施策を推進するなど、「子ども・子育て支援新制度」に沿った総合的な対応を行っています。さらに「いじめ防止対策推進法」を踏まえ平成26(2014)年に定めた「兵庫県いじめ防止基本方針」に基づき、県民総がかりでいじめに対峙する上で基本的な方向を明示するとともに、教職員の資質向上を図り、家庭や地域、関係機関等と連携協力し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を進めています。

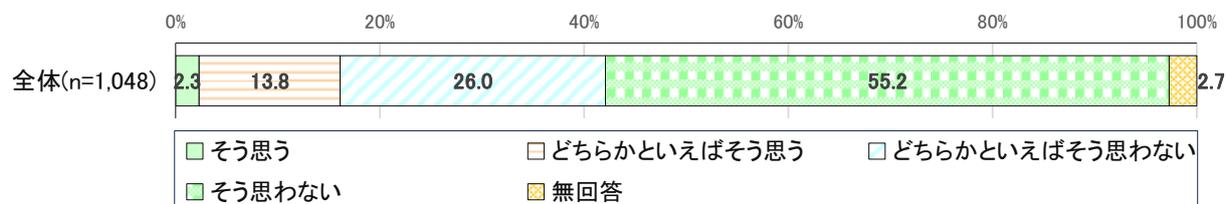
そのような中で、本市においては、子どもや子育て家庭を支援する取組として、平成18(2006)年に教育を保障するため「給付型教育委員会奨学金制度」が導入されました。

令和元(2019)年度に「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となることに伴い、近年の社会情勢や本市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状、計画の進捗状況等を踏まえた見直しを行い、本市の子ども・子育て支援に関する施策を総合的・計画的に推進するための指針として、「第二期三木市子ども・子育て支援事業計画」を策定、令和6(2024)年度には、「第三期三木市子ども・子育て支援事業計画」「三木市こども計画」を策定しています。

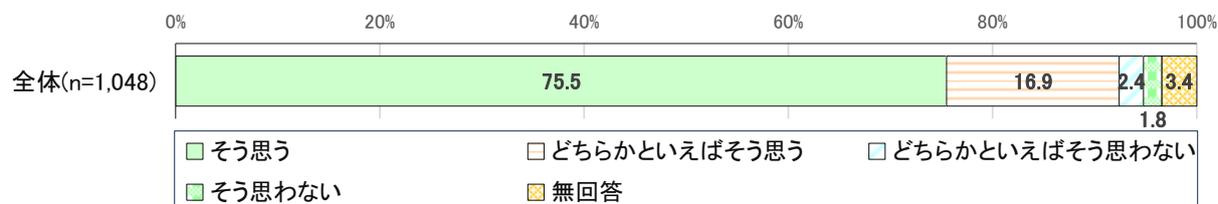
市民意識調査では、「保護者がしつけのために、子どもに体罰を加えてもかまわない」という意見に対して反対する回答が81.2%と、市民の大多数が子どもへの体罰を容認しない姿勢であることが見られます[図9]。また「携帯電話やパソコンなどを使ったSNSでの仲間はずしは問題だ。」という意見が92.4%[図10]と、「学校などでのいじめを過去に受けた、または今受けている」という回答が21.6%[図11]あり、依然としていじめの実態が見られます。また近年増加しているインターネットによるいじめ等に対する意識が高い傾向も見られます。他にも、「日本に住む外国人の子どもで、日本語の理解が不十分な子どもには支援するべきだ。」という意見が

89.8%と、多くの市民が外国にルーツをもつ※23子どもへの支援の必要性を感じていることがわかりました[図12]。

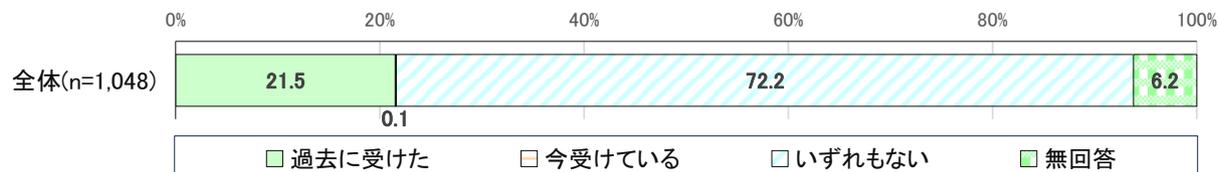
[図9]【保護者がしつけのために、子どもに体罰を加えてもかまわないか。】



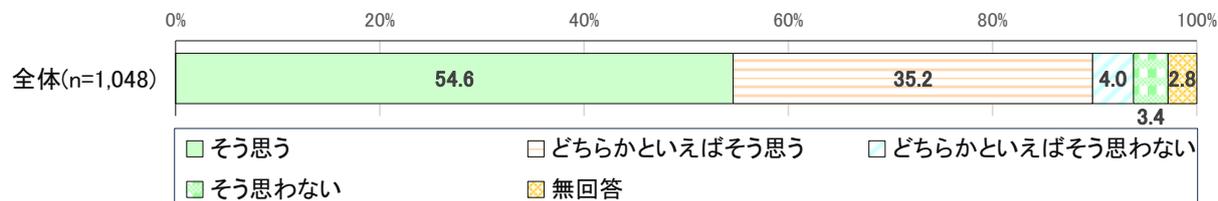
[図10]【携帯電話やパソコンなどを使った SNS での仲間はずしは問題だ。】



[図11]【学校などでのいじめを受けたことがありますか。または、今受けていますか。】



[図12]【日本に住む外国人の子どもで、日本語の理解が不十分な子どもには支援するべきだ。】



※23 【外国にルーツをもつ人】

外国出身で日本国籍を取得した人、日本国籍であるものの日本語が母語ではない人、外国籍の親をもつ子ども等。

三木市では、社会全体の宝である子どもが、「いじめ」によって成長を妨げられ命まで奪われることのないよう、平成25(2013)年「三木市子どものいじめ防止に関する条例」を制定するとともに「三木市子どもいじめ防止センター」を設置し、いじめを防止するとともに、いじめを許さないまちづくりに努めています。

社会全体として少子高齢化が急速に進行するとともに、ライフスタイルの変化などにより、子どもが育まれる家庭や地域環境が大きく変化してきました。そのことにより、いじめ、不登校、ひきこもり、非行その他の問題行動、親による児童虐待や子育ての放棄、家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーなど多くの深刻な問題が生じていることもあり、次代を担う子どもが健やかに育まれるような環境づくりや心の教育の推進が緊急の課題となっています。

【今後のあり方】

子どもは、とりわけ社会的存在としてこれからの社会を担っていく礎としての意義が大きく、また、未来社会の維持・発展に大きく寄与する存在であるため、行政はもとより、家庭や地域、学校、企業等が、それぞれの責任を自覚し、子どもを健やかに育てるための環境づくりが必要です。

そのため、地域をはじめ関係機関との連携を強化し、子どもの貧困対策やいじめをなくすための総合的な施策を推進するとともに、子どもの虐待の予防・救済体制の整備に努める等、子どもの人権を守るためのあらゆる施策を展開します。

(1) 人権教育・啓発の推進

①学校等

- ア. 乳幼児・児童生徒の多様性を尊重しながら健やかな心身を育む教育を推進します。
- イ. 児童生徒が主体的に自分の進路を選択できるようキャリア教育の充実を図ります。

ウ. インターネットが持つ問題点や危険性を十分理解し、正しい情報を得て、適切な判断ができる力を育むため、情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ^{※24}教育を推進します。

重点

エ. いじめは「どの子どもにも、どの学校においても起こり得るもの」との認識の下、いじめは許されない行為であることについての教育及び啓発を行い、学校・家庭・地域社会が一体となっていじめのない社会づくりを推進します。

オ. 海外との情報などにより国際感覚を養うことで、多文化共生社会の一員であるという自覚を促します。

カ. 外国にルーツをもつ子どもの日本語学習の機会を充実させ、将来の展望を広げるための教育を重視します。

②地域

重点

ア. 体罰等に対する意識改革を行い、子どもが健やかに成長、発達するために、社会全体で子育てを行う必要性についての啓発を推進します。

③職場

重点

ア. 子どもが親と家庭で過ごす時間を増やすため、職業生活と家庭・地域生活との両立に配慮した企業等の先進的な取組事例を紹介するとともに、育児休業制度、フレックスタイム制度^{※25}や在宅勤務等、多様な働き方、ワーク・ライフ・バランス^{※26}の実現等について啓発します。

(2) 人権行政・施策の推進

①学校等

ア. 学校に通いにくい子、集団が苦手な子、学習面や生活面で発達上の困難を抱える子等、多様な背景をもった子どもが安心して過ごせる居

^{※24} 【デジタル・シティズンシップ】(再掲)

デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力。

^{※25} 【フレックスタイム制度】

労使協定で定めた最大で1か月以内の期間内の総労働時間をあらかじめ決めておいて、その期間内での各日の労働時間を労働者が決められる制度のこと。

^{※26} 【ワーク・ライフ・バランス】(再掲)

働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

場所を作り、すべての子どもが生き生きと過ごし、今を幸せに感じる学校づくりを進めます。

- イ. 園(所)・学校において乳幼児・児童生徒の発達段階に応じた体系的な人権教育の課題を設定するとともに、それに応じた教員の研修を実施し、教員同士が心を通わせ、子どもに寄り添うことのできる指導力の向上に努めます。また、子どもに対するアンコンシャス・バイアス※²⁷がないか、教師自身が点検できるような研修を実施します。
- ウ. 認定こども園、保育所、幼稚園においては、家庭や地域と連携し、子どもが安全に安心して、心身ともに健やかに生活できる環境づくりに努め、人に対する愛情と信頼感、みんなで支え合う心を育てるとともに、自主、協調の態度や社会性の芽生えを培う就学前教育・保育に取り組みます。
- エ. いじめ、不登校、問題行動等の未然防止に向けた自尊感情の育成や命の大切さを実感させる教育活動を推進します。
- オ. いじめの未然防止と積極的な認知、早期発見、早期対応に向けた組織的な指導・相談体制の充実を図ります。
- カ. 児童生徒の不登校や問題行動等に対し、背景にある多様化、複雑化した課題の解決や組織的な対応に向けた指導体制の構築と、家庭・地域・関係機関等との積極的な連携を図り、一人一人に個別最適な支援を行います。
- キ. 障がいのある子ども、外国にルーツをもつ子ども、多様な性をもつ子ども、家庭で困難のある子ども等、子どもの事情や背景を踏まえた教育的ニーズを把握し、進路や生活や学習上の課題に応じ、適切に対応します。また、学びの多様化学校、フリースクール、夜間中学校など多様な学びの場があることを周知し、その子に合った進路支援をします。

※²⁷ 【アンコンシャス・バイアス】

自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」のこと。「無意識の偏見」とも呼ばれる。

- ク. 地域と連携・協働して子どもを育むため「地域とともにある学校」をめざすとともに地域と保護者や学校が一体となって地域社会全体で質の高い豊かな教育を創出します。
- ケ. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携し、ケース会議の実施など、学校に通う児童生徒やその保護者の抱える問題の早期発見・早期対応に努めます。
- コ. 不登校児童生徒に対しては、校内での居場所づくりを推進するとともに、オンラインや校内教育支援センター等を活用し、教育相談や学習支援を行います。
- サ. 教職員等の人権感覚を磨き、体罰の禁止と暴力の否定について教職員全体で共通理解を深めるとともに、一人一人を大切にした学級づくりや人権課題の解決に積極的に取り組む態度の向上を図るため、キャリアステージに応じた専門性と実践的指導力等の向上に向けた取組を充実させます。
- シ. 外国にルーツをもつ子どもの日本語学習の機会や母語による支援を充実させ、子どもたちのアイデンティティの確立と将来の展望を広げるための教育を重視します。

②地域

- ア. 地域で安心して子育てができる環境をつくるため、子育て中の保護者を対象に、親子の交流を促進する子育てキャラバンの実施や地域住民同士の助け合いで実施するファミリーサポートセンター事業等の普及や啓発を行います。
- イ. 子どもたちに地域の一員としての自覚を持たせるとともに社会性や豊かな人間性を育むため、地域の人との交流活動及び共同学習の充実に努めます。
- ウ. 民生委員・児童委員や地域の方々の協力を得て、虐待やいじめの疑いがある子どもを速やかに発見、保護できるよう関係機関、相談機関への通報方法等の広報を行います。

- エ. 子どもが地域で安心して生活できるよう地域の環境を整備するとともに、子育て中の保護者の意見を取り入れた地域づくりを推進します。
- オ. 地域の素材や人材を活用した教育活動を推進します。

③企業等

- ア. 自尊感情の高揚、社会的自立心の育成、社会活動への参画意識の高揚につなげるべく「トライやる・ウィーク」等の趣旨を企業に周知するとともに、引き続き企業等との連携強化に努めます。

④子どもが安全に安心して暮らせる環境づくり

- ア. 子どもの人権が侵害されている状況を把握するための仕組みづくりと啓発に取り組みます。また、子どもの権利を侵害している環境、慣行、意識等に対して改善に向けて働きかけるなど、子どもの人権を守る体制を整備します。
- イ. 子どもを犯罪被害から守るため、関連機関との連携を強化し、犯罪に関する情報を共有するなど犯罪被害防止に努めます。
- ウ. 関係機関の連携を強化し、子どもの虐待を予防するとともに救済体制を整備します。
- エ. 虐待をはじめとする不適切な監護・養育が生じないよう的確に養育者に対し、助言・指導できる体制を整備します。
- オ. 貧困の状況にある子どもが、生まれ育った環境などによる不合理な不利益を被ることのないよう、健やかに育成される環境の整備や、教育の機会均等の確保をはじめとする子どもの貧困対策を総合的に推進します。

⑤相談体制の充実・強化

重点

- ア. いじめ、不登校、引きこもり等についての相談体制を整備し、心理面のサポートや人間関係をはじめとする環境調整の継続的かつ、きめ細かな支援に取り組みます。
- イ. 虐待やいじめの相談窓口の周知に努め、子ども自身が安心して相談できるよう啓発します。

⑥センター機能の充実

- ア. 青少年を有害な環境から守るため、補導活動、有害環境浄化運動、広報・啓発活動、研修会の実施を関係機関と連携しながら実施するため「三木市青少年センター」の機能を充実させます。
- イ. 子どもの命と人権を守るため、「三木市子どもいじめ防止センター」と学校など関係機関が連携し、いじめの防止及び解決を図り、いじめを絶対に許さないまちづくりを推進し、子どもが安心して生活し育つ環境をつくります。

(3) 人権尊重のまちづくりの展開

①子どもの意見を大切にしたまちづくり

- ア. 意見を言う権利、表現する自由、情報発信する自由など子どもの意見表明権を尊重するとともに、子どもが社会の重要な構成員であるとの認識と自覚を培っていくために、子どもの意見を大切にしたまちづくりに取り組みます。

②地域社会での体験活動の充実

- ア. 子どもを健やかに育むため、地域社会の中で多様な人間関係に支えられた自発的な活動の機会の充実に努めます。

③地域とともにある園(所)・学校づくりの推進

- ア. 学校、保護者、地域がより一層連携し、地域全体で子どもを育むことにより、子どもが将来育った場所で活躍できるような体制づくりを推進します。

(4) 指標と目標値

指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和12年度)
「保護者がしつけのために、子どもに体罰を加えてもかまわない」と考える市民の割合	そう思う2.3% どちらかといえば そう思う 13.8%	令和5年度の数値 から減少をめざす

※出典、根拠等：三木市人権に関する市民意識調査

4 高齢者の人権 —生きがいを持ちいきいきと生きるために—

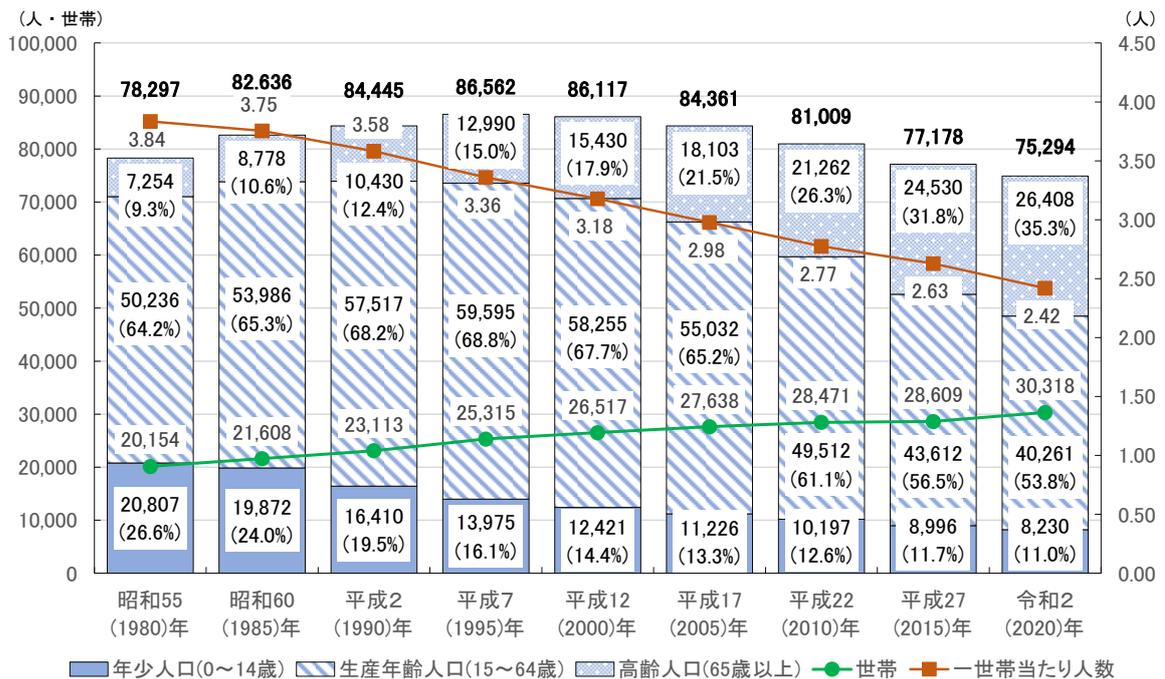
【現状と課題】

令和2(2020)年国勢調査によると我が国の総人口は、1億2614万6千人であり、平成27(2015)年と比べると、人口は94万9千人の減少(2015年から0.7%減、年平均0.15%減)となっています。

総人口に占める65歳以上人口の割合(高齢化率)は平成27(2015)年国勢調査の26.6%から28.6%に上昇しており、とりわけ、後期高齢者(75歳以上)の割合は、14.7%になっています。

本市の高齢化率は35.3%であり、兵庫県平均の29.3%より高くなっています[図13]。

[図13]【本市人口、年齢3区分別人口の推移】



資料:国勢調査(各年10月1日)

※ 人口総数には年齢不詳分を含むため、各年齢区分別人口の合計とは一致しない。

超高齢社会となる中、高齢者が地域の一員として社会に参加し、尊厳のある自立した生活ができるよう、高齢者とともにすべての市民が協力し合うまちづくりが求められています。

国は、超高齢社会を前に、平成元（1989）年に「ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進10か年戦略）」、平成6（1994）年には「新ゴールドプラン」を策定し対策を進めてきました。さらに、平成12（2000）年には「介護保険制度」が創設されました。また、高齢者の尊厳の保持に向けて、平成18（2006）年に「高齢者虐待防止法」が制定されました。

また、令和3（2021）年4月施行の改正社会福祉法では、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業は、これまでの福祉制度・政策と、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景としています。

さらに、令和6（2024）年には、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進するため、「認知症基本法」が施行されています。

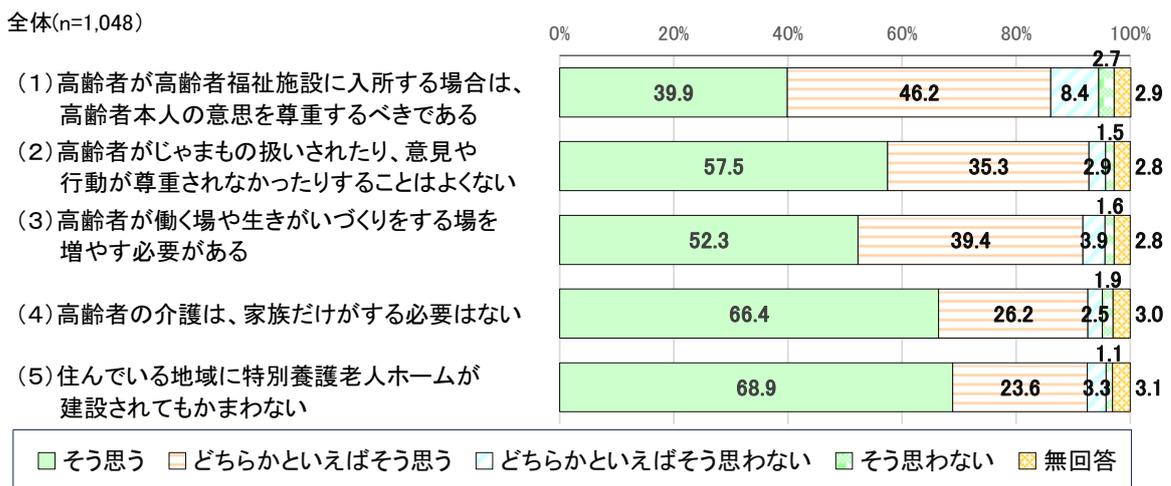
このような中、本市においては、高齢者の心身機能の維持向上を図り、在宅生活を続けられるよう、介護保険制度創設以前の平成7（1995）年から順次デイサービスセンターを設置し、現在市立デイサービスセンター7か所を運営しており、これは全国的にも先進的な取組です。そして令和6（2024）年3月に策定した「三木市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」における基本理念として、「高齢者が自分らしく生きがいを持って、住み慣れた地域の中でも、安心して暮らし続けられるよう、みんなで支え合うまちを目指します」としています。

今後、支援を必要とする高齢者が増加する一方で、支え手となる生産人口の減少が見込まれており、「支えられる側」「支える側」という関係を超えて、地域社会の一員として共に「支え合う」共生のまちづくりを進めていく必要があります。

そして、令和6(2024)年9月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」において、「高齢社会対策とは、増加する高齢者を支えるための取組だけではない。全ての世代の人々が「超高齢社会」を構成する一員として、今何をすべきかを考え、互いに支え合いながら冷静かつ真摯に取り組み、希望が持てる未来を切り拓いていく必要がある」としています。

市民意識調査では、「高齢者がじゃまもの扱いされたり、意見や行動が尊重されなかったりすることはよくない」「高齢者が働く場や生きがいづくりをする場を増やす必要がある」という設問に対して、肯定的な意見の方が9割程度と多く見られ、高齢者の人権を尊重する市民意識が高くなっています[図14]。

[図14]【高齢者の人権について】



市は一人一人が、高齢者だけでなく誰もが支え合い、生きがいを持っていきいきと生活できる地域社会づくりに努める必要があります。

超高齢社会に伴い、介護を要する高齢者の増加、少子高齢化による老老介護、認認介護^{※28}や育児と介護を同時期に行うダブルケアなどのため、家族の身体的・精神的・経済的負担も増大しています。また、認知症等の高齢者も増加し、その日常生活の支援、財産管理などの問題も指摘されています。

※28 【老老介護、認認介護】

高齢者が高齢者を介護する。認知症の人が認知症の人を介護すること。

これらの課題を解決していくためにも、医療と介護など多職種の連携や、多世代が主体的に参画する地域の支え合いが重要となっています。地域資源や福祉サービス等を利用して、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするために、自己選択・自己決定の保障、高齢者の尊厳の保持と自立生活を支援するなど、すべての人を対象とした地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム^{※29}）の構築がさらに必要となっています。

また、国の施策に関しても、令和6（2024）年度から「健康日本21（第三次）」（2024-2035）が始まり、すべての国民が健やかで持続可能な社会の実現の目的の下、誰一人取り残さない健康づくりの展開が進められています。

【今後のあり方】

人は、人生の最期まで個人として尊重され、その人らしく自立していきいきと暮らし、他者から理解されたいという思いがあります。介護保険制度は、高齢者が介護を必要とすることとなっても、自分の持てる力を活用して生活することを支援する「自立支援」をめざすものですが、その根底にあるものは高齢者の「人としての尊厳」を保つことです。高齢者はもちろん、誰もが自らの生き方を自ら選択し、決定することが大切であるという考え方が保障されなければなりません。

また、制度・分野ごとの「縦割り」や「支えられる側」「支える側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な団体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざしていくことが求められます。

さらに、年代にかかわらず、高齢になってもさまざまな情報を手に入れることができる環境づくりを構築して、自らの思いや意思を判断、決定す

※29 【地域包括ケアシステム】

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。

るのに必要となる情報が取得できることも重要です。

(1) 人権教育・啓発の推進

①学校等

ア. 園(所)・学校では、発達段階に応じて高齢者の今のありよう(困りごとや喜びなど)やこれまで高齢者が培ってきた知識や経験(体験)などを子どもたちに伝えていきます。

重点

イ. 高齢者との共同活動や交流などの体験を通して、「顔」の見える一人一人の出会いを大切にした学びを推進します。

ウ. 認知症の人を含む高齢者への理解を深める福祉学習を推進します。

②職場

ア. 介護が必要な高齢者が地域で暮らすためには、家族の協力が必要であることから、職場で介護休暇を安心して取得できるよう、企業等に対して啓発します。

(2) 人権行政・施策の推進

①学校等

ア. 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業を推進する中で、高齢者の参画を促し、地域の子どもを情緒豊かに育てることにより、高齢者の生きがいつくりに努めます。

②地域

ア. 高齢者や、その介護をする家族を孤立・疲弊させることなく、地域全体で温かく支えていける社会をめざし、高齢者福祉・介護のサービス事業者、行政、住民が連携し地域福祉のネットワーク構築に努めます。

重点

イ. 高齢者が伝統文化を園児や小・中学生に継承していく取組を継続していきます。

重点

ウ. 地域住民が共に支え合い、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して心豊かに暮らしていける地域づくりを推進します。

③高齢者が安全に安心して暮らせる環境づくり

ア. 高齢者の尊厳を保持しながら可能な限り住み慣れた地域で、その人

らしく自立した暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築します。

イ. 公共施設や民間建築物、道路、公園、住宅等のバリアフリー化を進めます。

ウ. 高齢者虐待は、高齢者の尊厳を著しく傷つける人権侵害であるという認識の下、「高齢者虐待防止法」に基づき、家庭内、施設内等での虐待を防止する施策を推進します。

重点

エ. 認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成するほか、国で示された「新しい認知症観」による認知症高齢者等にやさしいまちづくりに取り組みます。

オ. 介護保険制度の円滑な実施と介護予防、健康づくり、生活支援の取組を一体的に進めます。

カ. 高齢者の人権に配慮した成年後見制度^{※30}、権利擁護制度^{※31}の活用を図ります。

④相談体制の充実・強化（地域包括支援センター^{※32}機能の充実）

ア. 高齢者の人権に配慮するため、相談機能を充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の中心としての機能の充実を図ります。

（3）人権尊重のまちづくりの展開

①高齢者の社会参加の促進

重点

ア. 高齢者が培ってきた知識と経験を生かした社会参加と世代間交流

※30 【成年後見制度】

判断能力が不十分なため、財産管理や契約などの手続きが困難な人に対し、本人の行為の代理または行為を補助する人を選任する制度。

※31 【権利擁護制度】

判断能力が不十分なため日常生活を営むのに支障がある人の権利を守る制度。

※32 【地域包括支援センター】

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的な機関のこと。

を進めるとともに、高齢者自らが社会に貢献できる活動を推進します。

重点

- イ. 高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう、就労はもとより、趣味・スポーツ活動など地域社会と連携を図りながら社会参加を促進します。
- ウ. 市立各公民館で開催している「高齢者教室」などにおいて、講師や教室の題材などについて近隣の大学などにも協力依頼し、社会参加に自主的に取り組める活動の促進を積極的に進めます。
- エ. 高齢者にやさしいユニバーサルデザイン※³³のまちづくりを進めます。

②交流の場づくり

- ア. 地域で行っている「ふれあいサロン」や「認知症カフェ」など高齢者だけでなく誰もが交流できる場づくりとともに、居場所づくりや多世代がふれあう場づくりなどの住民主体の地域活動をさらに支援します。
- イ. 老人クラブや、三木市高齢者大学などの高齢者の活動や交流を通じた生きがいづくりを支援します。

(4) 指標と目標値

指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
高齢者福祉施設の整備や施策に対する満足度	52.8%	56.0%以上

※出典、根拠等：三木市総合計画市民アンケート

指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和12年度)
「住んでいる地域に特別養護老人ホームが建設されてもかまわない」と考える市民の割合	92.5%	令和5年度の数値から増加をめざす

※出典、根拠等：三木市人権に関する市民意識調査

※³³ 【ユニバーサルデザイン】

すべての人にとって使いやすく、できるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。一般的には、年齢や性別、障がいの有無や言語の違いにかかわらず、はじめから幅広い利用者を対象に製品や機器、サービス、環境をデザインすることを指す。

5 障がい者の人権 —共生する社会へ—

【現状と課題】

障がい者の人権については、昭和50(1975)年、国連で「障害者の権利に関する宣言」が採択され、障がい者の人権を保障する基準として、国際的にも国内的にもその意義は高く評価されています。

そして、昭和56(1981)年の「国際障害者年」を契機として、障がい者福祉の基本理念である「ノーマライゼーション^{※34}」の考え方が提唱されました。

国においては、昭和57(1982)年に「障害者対策に関する長期計画」を策定、平成5(1993)年には「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改め、平成14(2002)年には「障害者基本計画」を策定し、障がい者が社会構成員の一人として、社会への参加・参画ができるようにするため、社会のバリアフリー化を推進することを決定しました。平成18(2006)年には「障害者自立支援法」が施行されました。そして、平成19(2007)年には、前年に国連で採択された「障害者権利条約」に署名し、平成26(2014)年にこの条約を批准しました。平成25(2013)年から、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とするとともに、障がい者の定義に難病等を追加し、平成26(2014)年、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホーム^{※35}への

※34 【ノーマライゼーション】

障がい者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉をすすめること。高齢者も若者も、障がいのある人もない人も共に社会の一員として、同じように生活を送ることができる社会こそ通常の社会であるという考え方。デンマークの知的障がい者福祉の取組から生まれた理念で、バンクミケルセンが提唱した。

※35 【グループホーム】

「障害者総合支援法」に基づき、障害のある方が、日常生活の支援を受けながら、共同生活を送る社会福祉施設。

一元化などが実施されました。この「障害者総合支援法」は、障がいや難病を抱えていても安心して暮らせる地域社会の構築を目的に令和6(2024)年4月に改正法が施行されました。

また、平成25(2013)年にすべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害者差別解消法」が制定され、平成28(2016)年4月に施行されました。また、同時期に「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」の一部を改正し、「雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置(合理的配慮^{※36}の提供義務)」を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講じました。また、「障害者差別解消法」は令和6(2024)年4月から改正法が施行され、障がいがある人への合理的配慮の提供が行政機関に加えて新たに事業者に対しても義務化されました。

本市においては、これらの障がい者施策の基本的方向を踏まえ、ソーシャルインクルージョン^{※37}の理念を基調に、「障がい者の主体性、自立性の確立」や「すべての人の参加によるすべての人のための平等な社会づくり」などをめざしており、平成27(2015)年には、手話を言語として認識し、手話や聴覚障がいに対する理解を深めることにより、すべての市民の人格と個性が尊重され、自分らしく豊かに暮らすことができるまちを実現することを目的とする「三木市共に生きる手話言語条例」を制定しました。

※36 【合理的配慮】

障がいのある人にとっての社会的なバリアについて、個々の場面で障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすること。

※37 【ソーシャルインクルージョン】(再掲)

障がい者等を社会から隔離排除するのではなく、社会の中で共に助け合って生きていこうという考え方。

また、令和3(2021)年には、行政や関係機関、関係団体、市民がそれぞれの役割を果たしながら、力を合わせて、生きがいのあるまちづくりを進めるための指針として、「三木市障害者基本計画(第5期)」を策定し、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けた障がい者施策の一層の充実を図るとともに、障がいの「完全参加と平等」を含めた障がい者施策を総合的、計画的に推進しています。

国の方では、こうした動向も踏まえつつ、障がい者施策の大きな方向性や取り組むべき政策課題等について、大局的・俯瞰的見地より議論が行われ、その結果、令和5(2023)年3月、「障害者基本計画(第5次)」が策定されました。

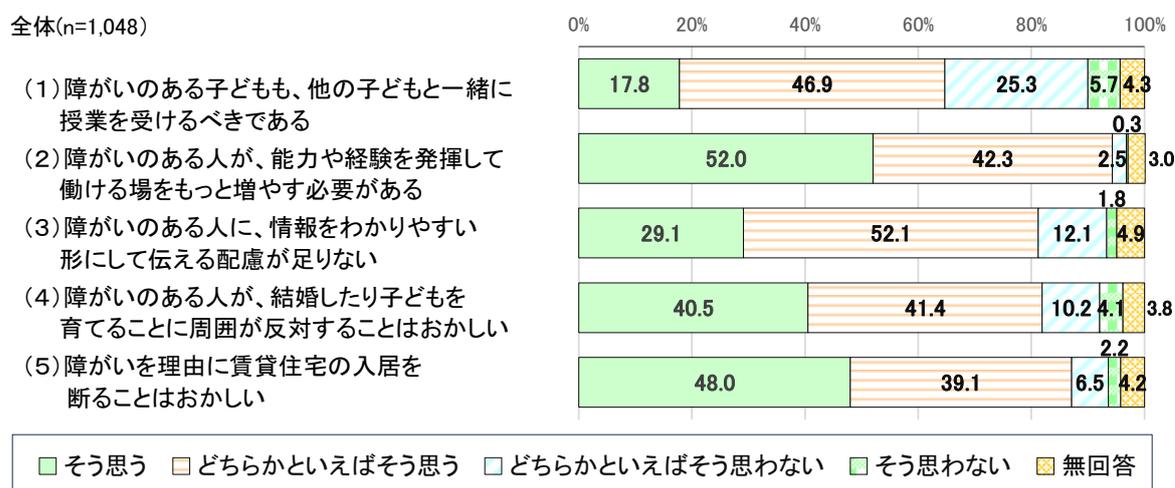
この障害者基本計画は、障害者基本法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現をめざすことが期待されています。

障害者基本計画(第5次)令和5年 内閣府より

- ・「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)の理念とも軌を一にした、障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障がいの有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障がい者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

市民意識調査によると、障がいのある人の人権についての問いで、肯定的な意見が最も高いのは、「(2)障がいのある人が、能力や経験を発揮して働ける場をもっと増やす必要がある」で、94.3%となっています[図15]。しかしながら、「障がいのある子どもも、他の子どもと一緒に授業を受けるべきである」という項目では、肯定的な意見が7割を下回っていました。本市の現状とめざすべき社会を照らし合わせ、その実現に向けた観点から計画策定を進め、障がいのある人がない人と同じように一人の人間として尊重され、その権利が保障されるよう、施策を一層推進していくことが求められています。

[図15]【障がいのある人の人権について】



【今後のあり方】

すべての障がいのある人が、障がいのない人と同様に、基本的人権を持つ個人として尊重され、生活が保障される権利を持っています。しかし、現実には日常生活の中で障がい者の権利が社会的障壁^{※38}によって阻害されており、これを除去するための合理的配慮が求められています。このような考え方を踏まえ、障がいのある人もない人も、その人らしさを互いに認

※38 【社会的障壁】

障がいのある人を生きづらくさせている社会にある「壁」。たとえば、通行、利用しにくい施設、利用しにくい制度、障がいのある人の存在を意識していない慣習や文化、障がいのある人への偏見などその他一切のもの。

め合い、地域において、共に暮らしていける環境づくりを推進します。

そのために、さまざまな考え方や価値観を互いに理解し、障がい者との共同活動や交流などを積極的に推進します。

また、障がい者を「権利の主体」と捉え、自己選択・自己決定ができるよう障がい者の思いや考えを受け止めた施策の推進に努めるとともに、インクルーシブ^{※39}教育の推進やインクルーシブ社会の構築を進めます。

(1) 人権教育・啓発の推進

①学校等

ア. 障がいの有無にかかわらず、さまざまな考え方や価値観を互いに理解し、自他の人権を尊重し、支え合う共生の心を育成します。

②地域

ア. 保護者や地域などに対して、障がいに対する正しい理解や、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶことの意義などについて広く啓発していきます。

③職場

ア. 企業等に対して、「障害者差別解消法」や「障害者雇用促進法」などの趣旨を踏まえ、障がい者に対する理解を深めるための教育・啓発を進めます。

(2) 人権行政・施策の推進

①学校等

ア. 障がいのある子どもの教育を受ける権利を保障するため、市は学校等とともに本人や保護者の意見を尊重し、障がいのある子どもに対する合理的配慮を提供します。

※39 【インクルーシブ】

すべてを含んでいる、包括的という意味。つまり、インクルーシブ教育とは、すべての子どもを包み込んだ教育という考え方。障がい、国籍、家庭環境等の事情で教育制度から子どもたちを排除することなく、インクルーシブ教育の実現をめざしていくことは、今や国際的な流れになっている。

- イ. 教育全般において、インクルーシブ教育を社会全体で推進していき、障がいのある子どもとない子どもが共に学び、かかわり合い成長していける体制をめざします。

重点

- ウ. 市内の特別支援学校・学級の保護者の座談会を開催し、保護者の不安解消や情報交換の場を創出します。

②地域

- ア. 障がい者が社会の構成員として、地域の中で自分らしく暮らせるよう、生活の場づくりとしてグループホーム等への支援や、働く場・活動の場づくりとして就労相談や小規模作業所等への支援を行います。
- イ. 障がい者が社会参加でき、安全で快適な生活を送るため、公共施設や民間建築物、道路、公園、住宅等のバリアフリー化を推進します。

重点

- ウ. 公民館や各種団体等に対し、障がいについて理解を深める学習や体験型の学習を積極的に取り入れ、地域社会で障がい者の社会的障壁を取り払うことができるよう働きかけます。
- エ. 地域イベントで障がい者と交流する機会を拡大するよう働きかけます。
- オ. 放課後等デイサービスと併用して学童保育（アフタースクール）の利用も増加しているため、必要に応じて学校、放課後等デイサービス事業所、アフタースクールの連携を進めます。

③職場

重点

- ア. 障がい者がその適性と能力を多様な活動分野において最大限発揮できるよう、自立に必要な生活・技能習得等の指導・支援を行い、ジョブコーチ^{※40}の導入など就業の促進、機会の拡大を支援します。
- イ. 障がい者の雇用にあたっては、障がい者一人一人の意向や特性などを踏まえ、適正な採用となるよう支援します。

※40 【ジョブコーチ】

精神障がい者や知的障がい者の雇用支援を行い、職場への適応を援助する者。通勤時から付き添い、職場での作業や同僚など周囲との関係づくりを指導するとともに、職場内の人々に障がいに対する理解を深めてもらうための啓発活動などにも携わり、障がい者が自立して職場に定着できるまで幅広い支援を行う。

ウ. 職場環境について障がい者も共に働けるよう合理的配慮の提供を指導します。

④障がい者が安全に安心して暮らせる環境づくり

ア. 障がい者虐待は、障がい者の人権を著しく傷つける行為であるため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、家庭内、施設内等での障がい者虐待を防止する施策を推進します。

イ. 障がい者の人権に配慮した自立支援を促進するため、生活困窮者支援対策の推進や成年後見制度、権利擁護制度の活用を図ります。

ウ. 障がいがある人の活動制限がなくなるよう、日常生活において提供される設備の環境整備を進めます。

⑤相談体制の充実・強化

重点

ア. 障がい者やその家族などで悩みを持つ人に対して、ライフステージに応じてニーズに的確に対応できる相談体制の充実を図ります。

重点

イ. 関係機関との連携、相談体制の整備、職員の資質の向上を図るとともに、これらの制度を周知し、相談窓口の利用促進を図ります。

ウ. 障がい者本人だけではなく、その家族も孤立しない状況をつくるとともに、支援制度や福祉サービスなどの必要な情報が届くよう家族の相談体制を充実します。

エ. 必要に応じてホームヘルプサービス等の在宅サービスを提供するとともに、相談体制、情報提供の充実を図ります。

⑥センター機能の充実

ア. 障がい者本人や障がいのある子どもの保護者又は介護を行う者などからの相談に応じ、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営めるよう基幹相談支援センター^{※41}等に専門的職員を配置し、地域

※41 【基幹相談支援センター】

地域の相談支援の中核的な役割を担う相談機関で、多種多様な障がい特性や生活ニーズに対応し、困りごとや“生きづらさ”を抱える障がい者などがどのような相談もできる窓口。

の相談支援体制を強化するとともに、障がい者等とともに生活ができる地域づくりを推進します。

- イ. 児童発達支援センター^{※42}を整備し、地域の療育支援の中核施設として機能の充実を図るとともに、関係機関と連携し、地域療育を推進します。

(3) 人権尊重のまちづくりの展開

①地域における交流機会の促進

- ア. イベント等の主催者が、障がい者団体などの参加・参画を促し、障がい者と地域住民が交流する機会を積極的に作ります。
- イ. 障がい者の芸術面での交流の場所や機会の創出を図ります。
- ウ. 地域行事で積極的に障がい者との交流を持つとともに、障がいの有無にかかわらず共に活動できるよう合理的配慮の提供を促進します。

②地域生活支援拠点等の整備

- ア. 本市の現状から鑑みると、地域生活支援拠点に求められる機能すべてを満たすことは困難ですが、基幹相談支援センターを中心に、市内の障害福祉サービス事業者や関係機関と連携することで体制の構築に努めます。

③地域における人材育成・支援

重点

- ア. 地域で新たな生活を始める障がい者も含めて、誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、地域で活動する人材の育成を支援します。

④障がい者団体等の育成・支援

- ア. まちづくりや人権などに関する市民グループや団体等に対して、運営を支援するとともに、情報を提供します。

⑤社会福祉専門職等の連携と支援

- ア. 各団体が主催する研修会に参加し、専門職としての知識を向上させるとともに、専門職等が連携して社会活動を行えるよう支援します。

※42 【児童発達支援センター】

障がいのある未就学児を対象に専門的な療育支援を提供する施設で、日常生活の基本的な動作や自活に必要な知識や技能の指導、集団生活に適応するための訓練を行う。

(4) 指標と目標値

指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
バリアフリーに対する満足度	42.4%	60.0%以上

※出典、根拠等：三木市総合計画市民アンケート

指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和12年度)
「障がいのある人に、情報をわかりやすい形で伝える配慮が足りない」と考える市民の割合	81.2%	令和5年度の数値から減少をめざす

※出典、根拠等：三木市人権に関する市民意識調査



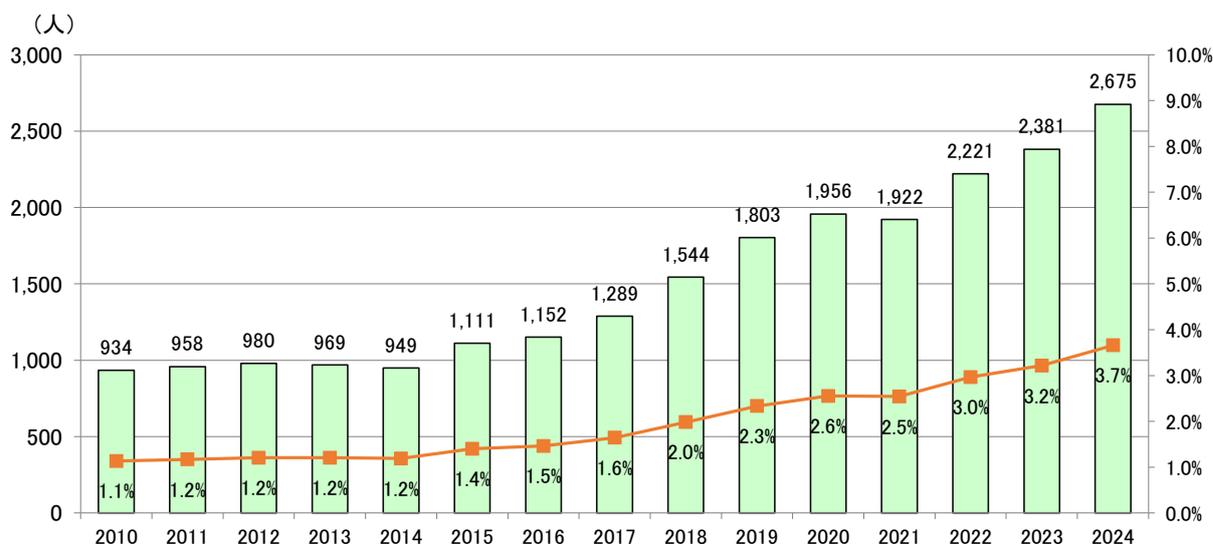
6 外国人の人権 —多文化共生社会を実現するために—

【現状と課題】

本市の人口は、平成18(2006)年をピークに緩やかに減少しています。一方、外国人住民は増加傾向にあり、令和6(2024)年12月末時点で市の人口の約3.7%に相当する約2,700人が暮らしています〔図16〕。

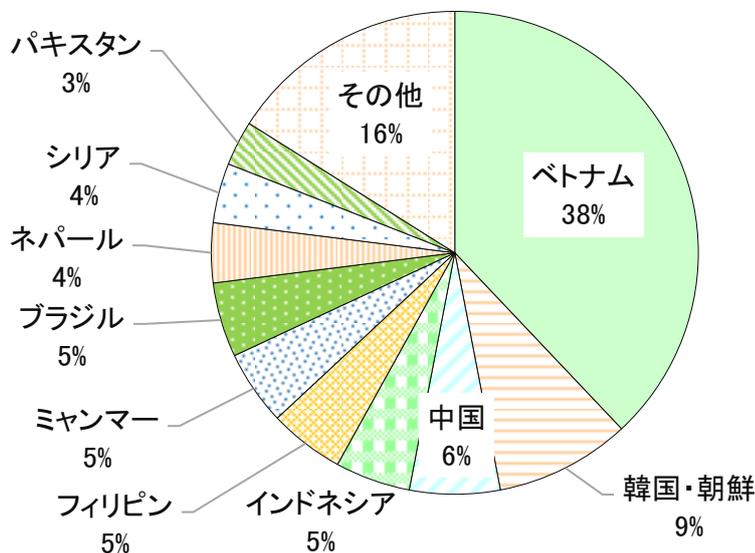
平成31(2019)年4月には、深刻化する人手不足に対応するため在留資格「特定技能」が創設されたことから、家族帯同等による子どもの増加などにより外国人住民は、年々増加傾向にあり、日常生活、教育、就労などさまざまな課題が顕在化しています。国別にみると、令和6(2024)年は、「ベトナム」が1,025人で全体の38.0%と最も多く、「韓国・朝鮮」が225人(9.0%)、「中国」が169人(6.0%)で続いています。平成30(2018)年当時は「ベトナム」が364人(24%)、「韓国・朝鮮」が261人(20%)、「中国」が219人(14%)でしたが、近年「ベトナム」が大きく増え、またミャンマー、ネパールやシリアも急激に増えています〔図17〕。

〔図16〕【三木市内在住外国人の推移】



資料：三木市調べ(各年12月末現在)

[図17]【三木市内在住外国人人口 国別割合】



資料：三木市調べ（令和6（2024）年12月末現在）

国においては、平成26（2014）年8月の国連人種差別撤廃委員会において日本に対して出されたヘイトスピーチを法的に禁止すべきである等の勧告を受け、平成28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。以降、ヘイトスピーチは許されないものであるという認識は進みましたが、いまだ解決に至っていません。

平成2（1990）年の「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正以降、日系人の入国が容易になり、グローバル化の進展と人の国際移動が活発化する中、外国人の定住化が進み、日本で生活する在留外国人数は年々増加しています。平成31（2019）年4月には、在留資格「特定技能」が創設され、外国人材のさらなる受入に向けた環境整備を進めました。また令和元（2019）年6月に「日本語教育の推進に関する法律」を施行、令和2（2020）年9月には「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、地域における多文化共生の推進に新たな方向性を示しました。

外国人の子どもの受入体制の整備及び就学後の教育の充実については、国際人権規約及び児童の権利に関する条約を踏まえ、令和2(2020)年7月、「外国人の子どもの就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が各地方公共団体に示され、外国人の子どもの就学促進及び就学状況の把握等のため指針に基づく取組が進められてきました。

しかしながら、令和5(2023)年度に文部科学省が実施した「外国人の子どもの就学状況等調査」により約1万人の外国人の子どもたちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという結果が明らかになりました。

県においては、平成5(1993)年度に「地域国際化推進基本指針」を策定し、県内に生活の基盤を置く外国人を「外国人県民」と位置づけ多文化共生社会の実現に取り組んできました。

平成12(2000)年には、県教育委員会において「外国人児童生徒にかかわる教育指針」が策定され、「外国人児童生徒の自己実現を図ることを支援するとともに、『人権教育基本方針』に基づき、外国人児童生徒の人権にかかわる課題の解決に取り組むため」の指針が示されています。

平成28(2016)年3月には、外国人県民を含むすべての県民が相互に理解し、共に支え合うことにより、各人が自己を活かすとともに、地域への参画と協働を担うことのできる多文化共生社会を実現すべく「ひょうご多文化共生社会推進指針」(以下「推進指針」という)が策定されました。推進指針の策定から5年、少子高齢化の急速な進展に伴う外国人材の受入促進などにより、外国人県民の増加や多国籍化が進み、県内産業における外国人材の重要性が高まってきました。そのような状況の中、多文化共生の推進を地域の活性化につなげるため、国の「地域における多文化共生推進プラン」の改訂を受け、令和3(2021)年3月「ひょうご多文化共生社会推進指針」が改定されました。

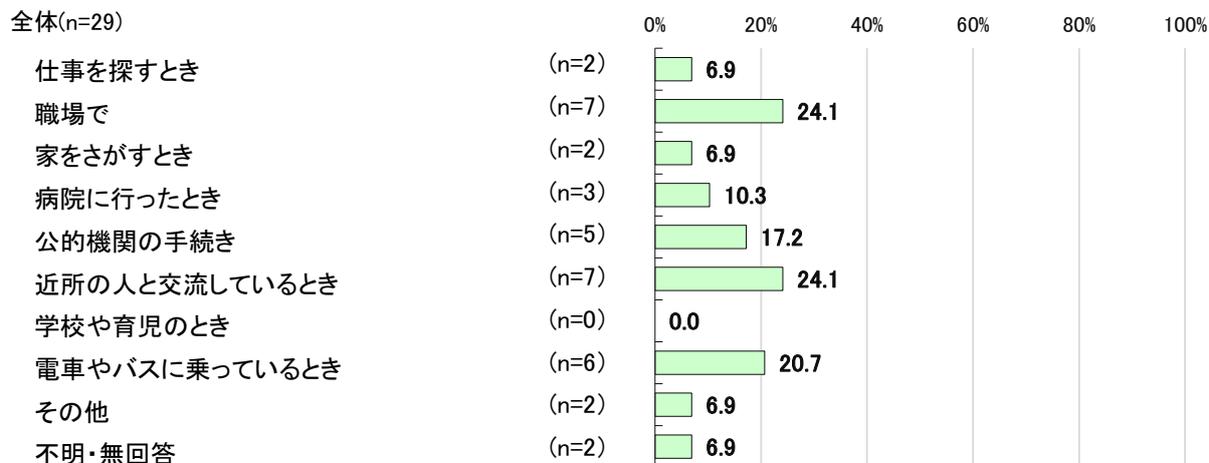
本市では、令和2(2020)年4月に市民協働課に多文化共生係を新設し、同年5月に「外国人住民相談窓口」を開設しました。市民の多文化共生に対する意識の向上を図り、すべての市民がお互いの文化や価値観に対して理解を深め、認め合う地域社会づくりや行政サービスを確立することで、誰もが安全・安心に暮らすことができる多文化共生のまちづくりを推進しています。

令和2(2020)年3月に策定された「三木市総合計画」を指針とし、令和6(2024)年3月には、行政や地域等多様な主体が協働して、誰もが住みやすいまちづくりを推進するためのアクションプランとして「三木市多文化共生推進プラン」を策定しました。

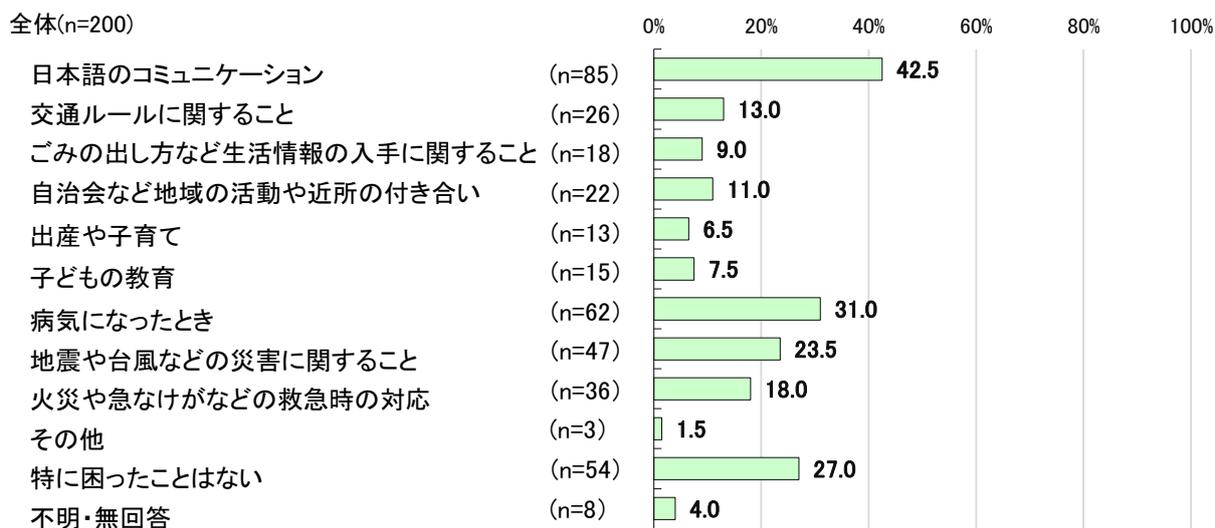
「外国人住民相談窓口」に寄せられる相談は、生活相談、子どもの教育、雇用・労働、住居、医療など多岐にわたっており、日本人からの相談比率も令和2(2020)年度が24.7%、令和5(2023)年度では32.9%と増加傾向にあります。生活相談では、外国人住民が生活していく上で、地域住民とのコミュニケーションや関係性の欠如、また、文化や生活習慣の違いなどによる地域住民との問題に関する相談も多く、特に医療では、医療機関と外国人住民の相互理解に支障をきたしたり、外国人住民の定住年数が長期化したりする中で、高齢化による課題も顕在化しています。

また令和4(2022)年の「三木市多文化共生のまちづくりに関する調査」の「外国人住民アンケート」では、これまでに差別を受けた経験が「ある」と答えた方が差別を受けた場面として「職場で」「近所の人と交流しているとき」と回答した方が、約4人に1人いることがわかりました[図18]。また日常生活では、「病気になったとき」に困っていると答えた方が、約3人に1人、「地震や台風などの災害に関すること」に困っていると答えた方が、約4人に1人、「火災や急なけがなどの救急時の対応」に困っていると答えた方が約5人に1人いることがわかりました[図19]。労働環境の改善、災害時の支援体制や地域のコミュニケーションの活性化などの課題の解決に努めるとともに、誰もが住みやすいまちづくりが求められています。

[図 18] 【どのような場面で差別を受けましたか。】



[図 19] 【不安に思っていること、困っていること】



資料：三木市多文化共生のまちづくりに関する調査報告書（令和4年11月）

【今後のあり方】

ヘイトスピーチ等外国人住民への偏見や差別的言動の解消のため教育や啓発に努め、人権を尊重し合い、それぞれの文化をはじめ、互いの違いを認め合い多様性と包摂性のある多文化共生の地域づくりを進めます。

本市に住む日本人住民や外国人住民の多文化共生に関する意識や考え方等を把握し、地域住民、各種団体、企業、行政など「チーム三木」で「三木市多文化共生推進プラン」の施策を推進します。

また、「三木市外国人児童生徒等にかかわる教育指針（仮称）」を策定し、外国人住民の自己実現に向けた支援の仕組みを検討します。

(1) 人権教育・啓発の推進

①学校等

ア. アイデンティティ^{※43}の確立や進路実現など、外国にルーツをもつ^{※44}

子どもの自己実現に向けた指導・支援を実施します。

イ. 国籍や民族等の「違い」を認め合い、多様な文化的背景をもつ人々との共生を進める多文化共生教育を充実します。

②職場

重点

ア. 市内事業所に向けて、外国人住民の人権や多文化共生への理解促進を進めます。

③地域

重点

ア. 外国人住民に対する偏見や差別的言動の解消のため、住民学習会等において、多文化共生の意義について教育・啓発を実施します。

イ. 日本人住民と外国人住民が互いの違いを認め合い、ともに理解し、尊重し合う気持ちをもてるよう多文化共生の意識の高揚を図ります。

ウ. 外国人住民においても障がい者や性的マイノリティが存在することを念頭に置き、外国人住民が差別されることがないように、啓発を推進します。

※43 【アイデンティティ】

自分は自分であるという感覚や自覚、自分は誰なのかという問いに対する答え。主体性、自己同一性、独自性という意味もある。

※44 【外国にルーツをもつ人】（再掲）

外国出身で日本国籍を取得した人、日本国籍であるものの日本語が母語ではない人、外国籍の親をもつ子ども等

(2) 人権行政・施策の推進

①学校等

重点

- ア. すべての外国にルーツをもつ子どもが就学の機会を逸することのないよう、就学状況の管理・把握に努め、就学に向けた取組を推進します。
- イ. 外国人住民にもわかりやすい就学前教育・保育制度の情報提供の充実に努めます。
- ウ. 日本語での授業が難しい児童生徒等に対し、日本語指導や教科学習における支援などケースに応じて、関係各所と連携し、学びの充実を図ります。
- エ. 外国にルーツをもつ子どもが、日本語を学んだり、相談したりできる日本語教室の開催や運営を支援します。

②職場

重点

- ア. 労働関係法の遵守はもとより、外国人労働者の人権を尊重し、外国人労働者とその家族が安心して生活ができるよう労働環境の改善を働きかけるとともに、企業が抱える問題や課題に対する支援に努めます。
- イ. 企業等において「やさしい日本語^{※45}」や多言語対応など、外国人住民が相談しやすい環境づくりと連携ネットワークの形成を支援します。
- ウ. 外国人住民の就業機会を確保するため、卒業後に国内で就職、起業する留学生や外国人住民が地域で活躍できるよう、教育機関や企業と連携し、地域における就業促進や起業を支援します。
- エ. 企業等における外国人従業員等に対する日本語学習支援や、日本の生活習慣・文化の理解促進の取組への協力及び支援を行います。

③地域

- ア. 日本人住民と外国人住民が相互に交流し、市民の異文化理解や国際感覚の育成を図るとともに、外国人住民の地域活動への参画を促進します。

※45 【やさしい日本語】

難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。普段、会話や表記において使用される日本語の一文を短くし、丁寧語(「です」「ます」調)にし、外国にルーツをもつ人だけではなく、高齢者や子ども、障がいのある人などにわかりやすく伝えようとするもの。

- イ. 日本語の理解が不十分な外国人住民が孤立することのないように地域の実状に応じた日本語教室の開催や運営等の支援を行います。
- ウ. 外国人住民が自治会や委員会等の会議に参加し、行政や地域の施策に対して意見を反映できる仕組みづくりを推進します。

④外国人住民が安全に安心して暮らせる環境づくり

- ア. 外国人住民が安心して暮らすために必要な行政・生活情報が入手しやすい環境を構築するため、さまざまなツールや媒体を活用するとともに、「やさしい日本語」を含む多言語化による情報提供の充実を図ります。
- イ. 外国人住民が日常生活の困りごとを相談できるよう、関係機関と協力しながら支援します。また、三木市国際交流協会等と連携し、外国人住民が地域で孤立しないよう支援します。
- ウ. 「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、より多くの外国人住民が、本市で充実した生活を送りながら地域活動にも貢献することができるよう、日本語学習の機会と文化・習慣等を学ぶ機会の充実を図ります。
- エ. 外国にルーツをもつ子どもが、市立の小・中・特別支援学校において日本人の児童生徒と同様に教育を受ける機会を保障しています。子どもや保護者の就学意識を高め、教育の重要性や日本の教育制度などの理解を深めることができるよう取組を進めます。加えて、日本語の習得が十分でない外国人児童生徒の日本語習得のサポートや日本語学習機会の充実を図ります。
- オ. 災害発生時に外国人住民が適切に避難できるよう、地域防災計画に外国人住民への対応の位置づけを検討し、関係機関と連携して避難場所や避難方法等に関する情報の多言語化を進めるとともに、外国人住民の防災意識を高めるため、防災講座や各種訓練への参加を促進し、防災・災害対応に関する知識を学ぶ機会の充実を図ります。

- カ. 外国人住民が安心して医療や保健サービスを利用できる環境整備を進めます。医療通訳にかかる人材の発掘や医療通訳体制の確保に努めます。また多言語対応が可能な医療機関についての情報提供や多言語化した問診票等の周知を図ります。
- キ. 外国人住民が必要とする子ども・子育てや福祉サービスを適切に利用できるよう多言語による情報提供を行います。また妊婦や高齢者、障がい者等が求める生活上必要な福祉サービスを適切に受け取ることができるよう、外国人住民のライフサイクルごとに生じるさまざまな困難に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。
- ク. 住宅については、仲介業者や居住習慣・システム等に関する情報を提供するとともに、多言語化を進めることにより、外国人住民への居住支援を行います。

⑤相談体制の整備

- ア. 外国人住民が地域生活で生じるさまざまな困りごとや外国人住民に対する差別や人権侵害に関して相談できるよう、三木市国際交流協会や関係機関と連携し、相談窓口の充実に努めます。
- イ. 外国人住民が行政・生活情報を入手し、日常生活で生じるさまざまな問題について相談できるよう、一元的相談窓口「外国人住民相談窓口」を周知し、充実を図ります。
- ウ. 行政各所による相談窓口での「やさしい日本語」での対応をはじめ、ICT(情報通信技術)やAI(人工知能)による通訳サービス等を活用するなど、多言語での対応を推進します。

⑥三木市国際交流協会機能の充実と連携

- ア. 三木市国際交流協会と協力・連携し、「日本語教室」などの多文化共生事業の一層の促進に取り組むとともに、外国人住民相互や日本人住民との交流を支援します。

(3) 人権尊重のまちづくりの展開

① 多文化共生のまちづくり

- ア. 外国人住民は、日本人住民と対等な地域社会の構成員であるという意識をすべての市民や企業が共有し、国籍を問わず市民一人一人が多文化共生への理解を深めながら、地域社会に参画できる仕組みづくりを促進します。
- イ. 日本人住民は、外国の文化や生活習慣等の理解に努め、外国人住民を地域社会の担い手として対等な仲間・パートナーとして受け入れるとともに交流を深めます。また外国人住民は、必要な日本語習得、日本の文化、生活習慣や地域社会のルールについて学習するとともに、地域住民の一員として、日本人住民とともにさまざまな活動に参画し地域社会に貢献できるよう努めます。

② 外国人住民の地域づくりへの参画

- ア. 多文化共生の意識と国際理解を深めるため、日本人住民と外国人住民が交流するイベント等を通じて、お互いの文化や習慣などを理解し、尊重し合える環境づくりを促進します。
- イ. 地域社会の一員でもある外国人住民を、まちづくりの担い手として多様な場面で社会参画が果たせるような仕組みづくりを、地域や団体と連携しながら進めます。

③ 多文化共生に取り組む人材の育成

- ア. 外国人コミュニティのキーパーソンを発掘し、外国人住民のネットワークや自助組織の支援に取り組む人材の育成を進めます。また外国人住民と日本人住民及び地域との連携を促す多文化共生に関するボランティアなど多文化共生の担い手となる人材の育成とその機会を広げます。

(4) 指標と目標値

指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和12年度)
「ヘイトスピーチを認めてもよい」と考える市民の割合	そう思う5.9% どちらかといえば そう思う13.2%	令和5年度の数値 から減少をめざす

※出典、根拠等：三木市人権に関する市民意識調査

指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
「国際交流の促進」に対する満足度	49.8%	75.0%以上

※出典、根拠等：三木市総合計画市民アンケート

指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
「行政と市民による協働のまちづくり」に対する満足度	45.7%	70.0%以上

※出典、根拠等：三木市総合計画市民アンケート



7 その他の人権課題

①HIV感染者、ハンセン病回復者、特定疾患の人の人権

HIV感染者、ハンセン病回復者や特定疾患の人が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、学校や職場、医療現場などで差別やプライバシー侵害などを受ける問題が起きています。これらの人々の人権を守るために、病気に対する正しい知識と理解が得られるよう教育・啓発を進めます。

②生活困難者の人権

産業構造の変化や日本型雇用慣行の転換、昨今の雇用環境の変化の中で、セーフティネットでは救われず、失業で収入を得られない、住宅を失う、働いても最低限度の生活を営む所得（生活保護水準）が得られないといった、生活困難に直面する人が増えています。また、最近の資材や燃料の高騰、物価高は、生活を圧迫しています。このような生活困難者への偏見をなくすとともに、雇用施策と福祉施策を連携させながら、生活困難者の自立に向けた支援を行います。

③犯罪被害者等の人権

事件による直接被害に加え、捜査・公判での精神的不安や過剰報道、インターネット上の書込み等によるプライバシーの侵害などの二次的被害が生じていることから、被害者等の人権に配慮することの重要性を啓発するとともに被害者等の相談等支援を行います。

④被災された人たちの人権

震災や風水害等で被災された人たちが風評によるいじめや差別を受けることのないよう、相談等による支援を行うとともに誰もが共に暮らせるやさしいまちづくりに向けた取組を推進します。

⑤その他の人権課題

このほか、アイヌの人々への偏見や差別をはじめ、刑を終えて出所した人々、ハラスメント、若年性認知症、ホームレスなどさまざまな人権にかかる課題が多くあります。

これらの課題解決に向けて、教育・啓発に努めます。

人権課題における交差性の理解

交差性（インターセクショナリティ）は、さまざまな人権課題が交差したときに起こる、差別や不利益を理解するための概念です。この概念は、アメリカにおいて、従来のフェミニズムを批判するために用いられたのが始まりで、黒人女性が受ける差別は、黒人差別と女性差別だけでは説明ができず、差別が重なり合うとそれぞれが独立した状態では生じない差別になるということを示したものです。また、こうした複合的な差別は、単なる足し算ではなく、それらが相互に作用し複雑に絡み合っていることから、個々の取組だけでは限界があるとされています。こうした交差性の課題は、黒人女性に対してだけでなく、他のマイノリティの女性にも適用でき、さらには、高齢者と外国人、障がい者と多様な性といった他の属性との交差性についても当てはめることができます。また、交差する属性は2つだけでなく、さらに重層化していき、重なれば重なるほど、その困難さは深刻になっていきます。

これまで性、国籍、人種、民族、障がいの有無などそれぞれの差別は別々に考えられ、取り組まれてきがちで、複数のアイデンティティが重なり合うことによる差別や不平等を受ける人々の困難がなかなか理解され難い傾向がありました。

こうした交差性による差別や生活する上での困難さは、まだあまり知られていませんが、すでに、被差別部落における女性の課題解決に向けての取組や在日コリアンの高齢者に対する取組などが行われています。

さらに、インターネットによる誹謗中傷や感染症、災害に伴って発生する人権侵害や困りごとは、マイノリティの属性を横断しており、実際の生活の場面における人権課題は、交差していることを前提にして捉えた方が現実的であり、そう捉えることによって、より適切な対応が可能となります。

人権課題が交差している部分は、お互いが一方の陰になってしまい、その困難さが、見えにくくなってしまいがちですが、交差性という概念によって人権課題を捉えることの意義や交差性による差別や困難さが複雑であり、深刻であることについて、理解する必要があります。

— 資 料 編 —

1	人権関係年表（国連等・国・県・市）	89
2	日本国憲法（抄）	97
3	世界人権宣言	99
4	人権教育のための世界計画（抄）	104
5	「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画	112
6	SDGs（持続可能な開発目標）	121
7	人権教育及び人権啓発推進に関する法律	122
8	兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針	123
9	三木市人権尊重のまちづくり条例	124
10	三木市人権尊重のまちづくり推進審議会規則	126
11	三木市人権尊重のまちづくり懇話会設置要綱	127
12	三木市人権尊重のまちづくり推進本部設置要綱	129
13	三木市人権尊重のまちづくりワーキング会議設置要綱	131
14	人権尊重のまちづくり推進計画フローチャート	132
15	三木市人権尊重のまちづくり推進審議会への諮問	133
16	三木市人権尊重のまちづくり推進審議会からの答申	134
17	三木市人権尊重のまちづくり基本計画策定会議表	135
18	三木市非核平和都市宣言	136
19	三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例	137
20	三木市子どものいじめ防止に関する条例	140
21	三木市犯罪被害者等の支援に関する条例	144
22	三木市共に生きる手話言語条例	146

人権関係年表

	国連等	国	兵庫県・三木市
1947 (昭和 22)		「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行	
1948 (昭和 23)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行 「民法」改正	
1949 (昭和 24)			
1950 (昭和 25)		「身体障害者福祉法」施行 「精神衛生法」施行 「生活保護法」施行	兵庫県教育委員会「同和教育の手引き」「友愛読本」「なかよし物語」刊行
1951 (昭和 26)	「難民の地位に関する条約」採択	「児童憲章」宣言 「社会福祉事業法」施行	
1952 (昭和 27)			
1953 (昭和 28)			
1954 (昭和 29)			
1955 (昭和 30)			
1956 (昭和 31)			
1957 (昭和 32)			
1958 (昭和 33)			
1959 (昭和 34)	「児童権利宣言」採択		
1960 (昭和 35)		「同和对策審議会設置法」施行 「精神薄弱者福祉法」施行	
1961 (昭和 36)			
1962 (昭和 37)			
1963 (昭和 38)			
1964 (昭和 39)			県「民生部同和对策室」設置
1965 (昭和 40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」採択	「同和对策審議会答申」	県「同和对策事業推進連絡協議会」設置
1966 (昭和 41)	「国際人権規約」採択		
1967 (昭和 42)		「全国同和地区実態調査」実施	
1968 (昭和 43)	「国際人権年」		県「兵庫県同和对策基本要綱」制定 県「兵庫県同和教育基本方針」策定 三木市社会課に「同和对策係」設置 市「三木市同和教育協議会」発足
1969 (昭和 44)	「人種差別撤廃国際条約」発効	「同和对策事業特別措置法」施行(同対法10年)	市「三木市同和教育基本方針」策定
1970 (昭和 45)			県「同和对策長期計画」策定 県「同和教育指導室」設置 「三木市同和对策審議会条例」施行
1971 (昭和 46)	「精神薄弱者の権利宣言」採択		市「三木市同和教育基本方針」全面改訂 市「同和教育指導室」設置 市「住民学習会」始まる
1972 (昭和 47)			市「三木市同和对策基本要綱」制定 市「同和对策室」設置
1973 (昭和 48)			
1974 (昭和 49)			
1975 (昭和 50)	「障害者の権利に関する宣言」採択 「国際婦人年」 「国連婦人の10年」(1976～1985)の決議を採択	「全国同和地区調査(50年調査：事業量調査)」実施	
1976 (昭和 51)			県「県立同和研修センターのじごく会館」開設 市「差別を許さない市民宣言」制定 市「同和問題市民意識実態調査」実施

	国 連 等	国	兵庫県・三木市
1977 (昭和 52) 1978 (昭和 53)			
1979 (昭和 54)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子「国際児童年」)	「同和对策事業特別措置法」延長 (3年間)	市「同和問題市民意識実態調査」実施
1980 (昭和 55)			
1981 (昭和 56)	「国際障害者年」 「国連障害者の10年」 (1983～1992) の宣言		市「三木市立総合隣保館条例」施行 市「三木市立総合隣保館」開館 三木市同和对策審議会「今後における同和関係施策について」 (最終報告) 意見具申
1982 (昭和 57)		「同和对策協議会」意見具申 「地域改善対策特別措置法」施行 (地対法5年) 「障害者対策に関する長期計画」策定	県「同和教育指導室」から「地域改善対策室」に名称変更 県「兵庫県国際障害者年長期行動計画」策定 市「差別を許さない市民の集い」から「三木市同和教育研究大会」に名称変更 市「三木市同和对策実態調査」実施
1983 (昭和 58)			
1984 (昭和 59)		「全国同和地区調査 (50年調査: 事業量調査)」の追加調査実施	
1985 (昭和 60)		「女子差別撤廃条約」批准 「地域啓発等実態把握」「生活実態把握・意識把握」 (60年調査) 実施	県「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定 三木市同和对策審議会「三木市における今後の同和行政のあり方」答申
1986 (昭和 61)		「地域改善対策協議会意見具申」 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)」施行	市「差別を許さない市民宣言」制定10周年記念式典
1987 (昭和 62)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 (地対財特法5年)	
1988 (昭和 63)			
1989 (平成 元)	「児童の権利に関する条約 (児童の権利条約)」採択	「高齢者保健福祉推進10か年戦略 (ゴールドプラン)」策定	
1990 (平成 2)		「出入国管理及び難民認定法 (入管法)」の改正	県「新ひょうごの婦人しあわせプラン」策定 県「すこやか長寿大作戦」策定
1991 (平成 3)		「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (育児・介護休業法)」制定	「財団法人 兵庫県人権啓発協会」設立
1992 (平成 4)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」一部改正 (45事業) 5年間延長 「育児休業法」施行	県「福祉のまちづくり条例」制定 県「県立女性センター」開設 三木市同和对策審議会「三木市における今後の同和行政のあり方」第2次答申 「三木市民同和問題意識調査」及び「三木市同和对策実態調査」実施

	国連等	国	兵庫県・三木市
1993 (平成 5)	世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 「世界の先住民の国際年(国際先住民年)」 「世界の先住民の国際年の10年」の決議を採択(1994～2003) ESCAP「アジア太平洋障害者の10年行動課題」決定(1993～2002)	障害者対策推進本部が「障害者対策に関する新長期計画」策定 「障害者基本法」施行	県「地域国際化推進基本指針」策定
1994 (平成 6)	「人権教育のための国連10年」の決議を採択(1995～2004)	「児童の権利条約」批准 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 「新高齢者保健福祉推進10か年戦略(新ゴールドプラン)」策定	
1995 (平成 7)	「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	「高齢社会対策基本法」施行 「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「精神保健法」から「精神障害者福祉に関する法律」へ改正 障害者対策推進本部「障害者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)」策定 「育児休業法」から「育児・介護休業法」へ改正	県「“すこやかひょうご”障害者福祉プラン」策定 三木市同和対策審議会「三木市における今後の同和行政のあり方」について(第2次答申補充意見)の意見具申
1996 (平成 8)		「地域改善対策協議会意見具申」策定 「男女共同参画2000年プラン」策定 「高齢社会対策大綱」策定	県「新ひょうごの婦人しあわせプラン後期実施計画」策定 市「差別を許さない市民宣言」制定20周年記念式典
1997 (平成 9)		「人権擁護施策推進法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」一部改正(15事業)	県「地域改善対策室」から「地域教育推進課」に変更 三木市同和対策審議会「三木市における平成9年度以降の同和行政のあり方について(第3次)」答申 「三木市障害者基本計画」策定
1998 (平成 10)		「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」施行	県「“すこやかひょうご”子ども未来プラン」策定 県「兵庫県人権教育基本方針」策定 市「みきっこすこやかプラン」策定
1999 (平成 11)	「国際高齢者年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「男女共同参画社会基本法」施行 「犯罪被害者等給付金支給法」改正 「人権擁護推進審議会」答申(人権教育・啓発の在り方) 「ゴールドプラン21」策定 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行	県「高齢者・障害者権利擁護センター」開設 三木市同和対策審議会「「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を踏まえた、今後の三木市の教育・啓発の具体的なあり方について(第4次)」答申

	国連等	国	兵庫県・三木市
2000（平成 12）	<p>「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択</p> <p>「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択</p>	<p>「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」等施行</p> <p>「外国人登録法」改正（指紋押なつ制度の廃止）</p> <p>「民事法律扶助法」施行</p> <p>「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」施行</p> <p>「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）施行</p> <p>「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」施行</p> <p>「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行</p> <p>「社会福祉法」施行</p> <p>「介護保険法」施行</p> <p>「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育啓発推進法）」施行</p> <p>「第1次男女共同参画基本計画」策定</p>	<p>県「老人保健福祉計画（介護保険事業支援計画）」策定</p> <p>県「外国人児童生徒にかかわる教育指針」策定</p> <p>市「三木市高齢者福祉計画」策定</p> <p>市「三木市介護保険事業計画」策定</p> <p>三木市機構改革により「同和教育指導室」から「人権教育推進室」に、「同和対策室」から「人権尊重推進室」に名称変更</p>
2001（平成 13）		<p>「雇用対策法」改正</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行</p> <p>「高齢社会対策大綱」見直し</p> <p>「人権擁護推進審議会答申」（人権救済制度の在り方）</p> <p>「人権教育・啓発に関する基本計画（中間とりまとめ）」公表</p>	<p>県「人権教育及び啓発に関する総合推進指針」策定</p> <p>県「ひょうご男女共同参画プラン21」策定</p> <p>市「三木市人権尊重のまちづくり条例」施行</p> <p>市「三木市人権尊重のまちづくり推進審議会」設置</p>
2002（平成 14）		<p>「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効</p> <p>「人権教育・啓発に関する基本計画」策定</p> <p>「障害者基本計画」策定</p> <p>「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任法）」施行</p> <p>「身体障害者補助犬法」施行</p>	<p>県「男女共同参画社会づくり条例」制定</p> <p>県「県立女性センター」を「県立男女共同参画センター」へ名称変更</p> <p>市「三木市女性センター」開設</p>
2003（平成 15）		<p>「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」施行</p> <p>「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」施行</p> <p>「次世代育成支援対策推進法」施行</p>	<p>県「ひょうご人権ネットワーク会議」設定</p> <p>三木市人権尊重のまちづくり推進審議会「人権尊重のまちづくり基本計画」答申</p> <p>市「人権尊重のまちづくり基本計画」策定</p>
2004（平成 16）	<p>「人権教育のための世界計画」第1段階採択（2005～2009）</p>	<p>「児童虐待防止法」改正</p> <p>「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行</p>	<p>県「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針」策定</p> <p>市「人権に関する市民意識調査」実施</p> <p>市「三木市男女共同参画プラン」策定</p> <p>市「人権尊重のまちづくり実施計画」策定</p>

	国 連 等	国	兵庫県・三木市
2005 (平成 17)		「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」国会承認 「第2次男女共同参画基本計画」策定 「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行	県「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」策定
2006 (平成 18)	「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」採択	「障害者自立支援法」施行 「公益通報者保護法」施行 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」施行 「自殺対策基本法」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」施行 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」施行 「教育基本法」改正 「男女雇用機会均等法」改正	県「ひょうご長寿社会プラン」策定 県「兵庫県DV基本計画(配偶者等からの暴力対策基本計画)」策定 県「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」策定 県「ひょうご子ども未来プラン」策定 市「部落差別に関する実態調査」実施 市「三木市女性センター」を「三木市男女共同参画センター」に名称変更 市「給付型教育委員会奨学金制度」導入
2007 (平成 19)	「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択	「改正男女雇用機会均等法」施行 「児童虐待防止法」改正 「障害者権利条約」署名	市「三木市総合計画」策定
2008 (平成 20)	国連人権理事会「ハンセン病差別撤廃決議」採択	「DV防止法」改正 「児童虐待防止法」改正 「身体障害者補助犬法」一部改正 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」決定 「出会い系サイト規制法」改正 「性同一性障害特例法」改正	
2009 (平成 21)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」施行	県「兵庫県DV基本計画」改定 市「三木市高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画」策定 市「三木市障害者基本計画(第3期)」策定
2010 (平成 22)	「人権教育のための世界計画」第2段階採択(2010~1024)	「障害者自立支援法」改正 「第3次男女共同参画基本計画」策定	市「三木市非核平和都市宣言」 市「人権に関する市民意識調査」実施 市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施 市「新みきっ子未来応援プラン」策定 市「人権尊重のまちづくり基本計画・実施計画」の見直し策定
2011 (平成 23)	「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」制定 「障害者基本法」一部改正 人権教育・啓発に関する基本計画 閣議決定	県「新ひょうご男女共同参画プラン21」策定 市「三木市人権尊重のまちづくり実施計画」策定 市「三木市男女共同参画プラン(第2次)」策定
2012 (平成 24)		「高齢社会対策大綱」見直し 「障害者虐待防止法」施行	市「三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例」施行

	国連等	国	兵庫県・三木市
2013（平成 25）		「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に変更 「障害者優先調達推進法」施行 「いじめ防止対策推進法」施行 「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」策定 「障害者基本計画」策定	市「三木市子どものいじめ防止に関する条例」施行 市「三木市子どもいじめ防止センター」開設 市「三木市犯罪被害者等の支援に関する条例」施行
2014（平成 26）	「人権教育のための世界計画」第3段階採択（2015～2019）	「障害者権利条約」批准 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「子供の貧困対策に関する大綱」公表	県「兵庫県いじめ防止基本方針」制定 県「兵庫県DV基本計画」改定（兵庫県DV防止・被害者保護計画）に改称
2015（平成 27）	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	「生活困窮者自立支援法」施行 「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」成立 「第4次男女共同参画基本計画」策定 「次世代育成支援対策推進法」改正	県「ひょうご子ども・子育て未来プラン」策定 県「ひょうご多文化共生社会推進指針」策定 県「ひょうご障害者福祉計画」策定 市「三木市障害者基本計画（第4期）」策定 市「三木市共に生きる手話言語条例」施行 市「第二期三木市子ども・子育て支援事業計画」策定
2016（平成 28）		「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」施行 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行 「障害者雇用促進法」一部改正 「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」施行 「障害者総合支援法」改正 「児童福祉法」改正 「児童虐待防止法」改正 SDGs 実施指針 決定	県「ひょうご多文化共生社会推進指針」策定 県「人権教育及び啓発に関する総合推進指針」改定 県「ひょうご男女いきいきプラン2020（第3次兵庫県男女共同参画計画）」策定 市「人権尊重のまちづくりに向けた意識実態調査」実施（「三木市人権に関する市民意識調査」「三木市同和問題解決に向けた実態調査」「三木市外国人市民実態調査」「三木市男女共同参画に関する市民意識調査」）
2017（平成 29）		刑法（性犯罪規定）改正	市「第3期三木市地域福祉計画」策定 市「三木市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」策定
2018（平成 30）			市「三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第3次）」策定 市「三木市人権尊重のまちづくり実施計画」見直し 市「三木市男女共同参画プラン（第3次）」策定

	国連等	国	兵庫県・三木市
2019（令和元）	「国際疾病分類」改訂版 世界保健機関(WHO)にて承認 「人権教育のための世界計画」第4段階採択(2020～2024)	「出入国管理及び難民認定法(入管法)」の改正 「日本語教育の推進に関する法律」施行 「地域における多文化共生推進プラン」改訂 「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」策定 「女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律」成立 ハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 「児童福祉法」改正において、体罰の禁止が明文化	市「インターネットモニタリング事業」開始 市「第三期三木市子ども・子育て支援事業計画」策定
2020（令和2）		アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針策定 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(通称：プロバイダ責任制限法)改正 「第5次男女共同参画基本計画」策定 「地域における多文化共生推進プラン」改訂 「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」策定	市「三木市総合計画」策定 市 市民協働課に「多文化共生係」を新設 市「外国人住民相談窓口」を開設
2021（令和3）		「改正社会福祉法」において、重層的支援体制整備事業が創設	県「ひょうご男女いきいきプラン2025（第4次兵庫県男女共同参画計画）」策定 県「ひょうご多文化共生社会推進指針」改定 市「三木市障害者基本計画（第5期）」策定
2022（令和4）		困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」（AV出演被害防止・救済法）施行 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）改正法施行	市「三木市地域福祉計画（第4期）」策定
2023（令和5）		「こども基本法」施行 「こども家庭庁」発足 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(SOGI理解増進法)」施行 「障害者基本計画（第5次）」策定 出入国管理及び難民認定法等改正	市 内閣府により「SDGs未来都市」に選定 市「人権尊重のまちづくりに向けた意識実態調査」実施（「三木市人権に関する市民意識調査」「三木市男女共同参画に関する市民意識調査」）

	国連等	国	兵庫県・三木市
2024 (令和 6)	「人権教育のための世界計画」第5段階採択(2025~2029)	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」施行 「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」改正 「健康日本21(第三次)」開始 「高齢社会対策大綱」閣議決定 「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)」公布	県「兵庫県パートナーシップ制度」導入 市「三木市多文化共生推進プラン」策定 市「三木市パートナーシップ制度」導入 市「三木市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」策定 市「第三期三木市子ども・子育て支援事業計画」策定 市「三木市こども計画」策定
2025 (令和 7)			市「三木市人権尊重のまちづくり基本計画(第4次)」策定 市「三木市人権尊重のまちづくり実施計画」見直し 市「三木市男女共同参画プラン(第4次)」策定

日本国憲法（抄）

（1946年〔昭和21年〕年11月3日公布）

前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

（基本的人権の享有）

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止）

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重・幸福の追求権・公共の福祉）

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等）

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

（奴隷的拘束及び苦役からの自由）

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

（思想及び良心の自由）

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

（信教の自由）

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

（集会・結社・表現の自由、通信の秘密）

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由)

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

(生存権、国の社会的使命)

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利、教育の義務)

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労者の権利及び義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止)

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(勤労者の団結権及び団体行動権)

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 9 章 改正

第 96 条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第 10 章 最高法規

(基本的人権の由来特質)

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守)

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

世界人権宣言

1948年12月10日 第3回国際連合総会

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国連総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、

この世界人権宣言を公布する。

第1条〔自由平等〕

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条〔権利と自由の享有に関する無差別待遇〕

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又

は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条〔生存、自由、身体の安全〕

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条〔奴隷の禁止〕

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条〔非人道的な待遇又は刑罰の禁止〕

何人も、拷問又は残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取扱もしくは刑罰を受けることはない。

第6条〔法の下に人としての承認〕

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条〔法の下における平等〕

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条〔基本的権利の侵害に対する救済〕

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条〔逮捕、拘禁又は追放の制限〕

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条〔裁判所の公正な審理〕

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公平な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条〔無罪の推定、罪刑法定主義〕

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰は課せられない。

第12条〔私生活、名誉、信用の保護〕

何人も、自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条〔移転と居住〕

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条〔迫害〕

- 1 すべて人は、迫害からの避難を他国に求め、かつ、これを他国で享有する権利を有する。
- 2 この権利は、非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為をもつばら原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条〔国籍〕

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条〔婚姻と家庭〕

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、婚姻の意志を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条〔財産〕

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条〔思想、良心、宗教〕

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条〔意見、発表〕

すべて人は、意見及び表現の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条〔集会、結社〕

- 1 すべて人は、平和的な集会及び結社の自由を享有する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条〔参政権〕

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条〔社会保障〕

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現に対する権利を有する。

第 23 条〔労働の権利〕

- 1 すべて人は、労働し、職業を自由に選択し、公平かつ有利な労働条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の労働に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 労働する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公平かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

第 24 条〔休憩、余暇〕

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条〔生活の保障〕

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を享有する。

第 26 条〔教育〕

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的もしくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条〔文化〕

- 1 すべて人は、自由に社会の文化的生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条〔社会的国際的秩序〕

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条〔社会に対する義務〕

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全なる発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条〔権利と自由に対する破壊的活動〕

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育のための世界計画（抄）

第1フェーズ(2005-2007)行動計画

初等中等教育における人権教育行動計画

「世界人権会議は、教育が人権及び基本的自由の尊重を強化することを目的とするよう国が確保する義務を負うことを再確認し、これは国家の、また、国際的な教育政策に組み入れられるべきである。(ウィーン宣言及び行動計画第1部第33段落)」

9. 人権委員会決議 2004/71 に従い、人権教育のための世界計画の第一フェーズ(2005-2007年)は初等中等教育に焦点を当てる。

B. 学校システムにおける人権教育

15. 人権教育は、教育の権利における欠くことのできない一部分として広く考えられている。児童の権利委員会が一般意見第1号で述べているように、「全ての児童が権利を保持する教育とは、児童に生活の技術を与え、全ての範囲の人権を享受する児童の能力を強化し、適切な人権の価値が注ぎ込まれた文化を促進することを意図するものである(第2段落)」。このような教育は、「全ての児童にとって、人生の過程において、グローバリゼーション、新しいテクノロジー、及び関係する現象がもたらす根本的な変化の時代に付随する挑戦に対して、バランスのとれた、人権と親和的な反応を達成する努力のための不可欠なツールである(第3段落)」。
16. 児童の権利条約は、教育が促進されるプロセスにとりわけ重点を置いており、一般意見でも「他の権利の享受を促進する努力は、教育のプロセスにより与えられた価値によって損なわれてはならず、強められるべきである。これはカリキュラムの内容だけでなく、教育のプロセス、教育方法及び教育が行われる環境も含む」と強調されている。従って、人権は、内容の伝達及び経験の双方を通じて学ばなければならない。また、学校システムのあらゆるレベルで実践されなければならない。
17. この意味において、人権教育は、権利に基づいた教育へのアプローチを促進し、また以下の事項を含んだプロセスとして理解されなければならない。
- (a) 「教育を通じた人権」：カリキュラム、教材、方法及び研修を含む学習の全ての要素及びプロセスが、人権の学習につながることを確保する。
- (b) 「教育における人権」：教育システムにおいて、全ての主体による人権の尊重及び権利の実践を確保する。
18. 従って、初等中等教育における人権教育は以下の事項を含む。
- (a) 政策—参加型の方法で開発し、カリキュラムの向上並びに教員及びその他の教育関係者に対する研修政策を含む、人権に基づいた一貫した教育政策、法律及び戦略を採用する。
- (b) 政策の実施—適切な組織の手段を採り、全ての関係者の関与を促進することで、上記の教育政策の実施を計画する。
- (c) 学習環境—学校環境それ自体が、人権教育と基本的自由を尊重し促進する。学校環境は、全ての学校関係者(生徒、教員、職員、経営者及び保護者)に、実際の生活行動において人権の実践機会を提供する。学校環境は、児童が自由に意見を述べ、学校生活に参加することを可能にする。
- (d) 指導及び学習—すべての指導及び学習のプロセス及びツールは、人権に基づいたものとする(例えば、カリキュラムの内容及び目的、参加型かつ民主的な実践及び方法論、並びに既存の教科書の見直し及び改訂を含む適切な教材等)。
- (e) 教員及びその他関係者の教育及び専門能力の開発—着任前及び着任中の研修を通じ、教職者及び学校の指導部に、学校における人権の学習及び実践を促進するために必要な知識、理解、技術及び技能を、適切な労働環境及び地位と共に提供する。

第2フェーズ(2010-2014)行動計画

高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍隊への人権研修のための行動計画

11. 国連人権理事会決議 12/4 によると、世界計画第2フェーズ(2010-2014)は、「各国は初等中等教育制度における人権教育の実施を継続させ」つつ、「高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍人のための人権研修プログラム」に焦点をあてることとなっている。
12. この行動計画は、2つの広義セクター、すなわち高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍隊における人権研修に焦点をあてている。
13. 教員の研修に関しては、初等中等教育の教員に対する戦略は、世界計画行動計画第1フェーズに既に含まれている。高等教育の指導者も、時々「教員」として定義されるが、この行動計画の高等教育部門において取り扱われる。
14. 「教育者」は公的・私的・非公的な人権教育活動及びプログラムを計画、開発、実施、評価する人々を指す広範な定義である。この行動計画にはこのような広義の教育者のための人権研修の特有の部門はないが、高等教育の指導者に関する原則及び戦略が類推適用される。

B. 個別目標

- (a) 高等教育並びに公務員、法執行者及び軍隊に対する研修プログラムへの人権教育の包含を促進する。
- (b) 関連する持続可能な国内戦略の開発、採用及び実施を支援する。
- (c) 高等教育並びに公務員、法執行者及び軍隊に対する研修プログラムにおける人権教育の主要な要素に関する指針を提供する。
- (d) 国際的、地域的、国家的及び地方的な組織による高等教育機関及び締約国への支援提供を促進する。
- (e) 地方的、国家的、地域的、及び国際的な政府及び非政府機関・組織間のネットワーク構築及び協力を支援する。

C. 高等教育において人権教育を促進する行動

16. 「高等教育」とは「国家所轄官庁に高等教育機関であると承認された、大学やその他の教育組織において提供される、中等後教育段階の全ての学習、研修、研究のための研修」と定義される。高等教育部門には、あらゆるレベルの教員、ソーシャルワーカーの他に医療専門家及び法律専門家の研修及び検定のための機関が含まれる。
17. 人権教育の公的教育制度への統合は、初等、中等又は高等教育のいずれにおいても共通の原則・戦略であり、これら全ての部門は教育の権利という範囲に含まれるため、セクションCは世界計画第1フェーズ行動計画から多く引用している。

第3フェーズ(2015-2019)行動計画

先の2フェーズの実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進するための行動計画

C. 初等中等教育及び高等教育における人権教育並びに教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍隊の人権研修の実施を強化する行動

1. 戦略

●実施を促進し成果を統合する

15. 世界計画の最初の2つのフェーズで始められた取組みを促進し統合するには、最初の2つのフェーズで行われた計画策定、調整、実施、評価の各プロセス及び関連する国内実施計画を評価する必要がある。セクションIIIでは、そうした分析をどのように行うかに関する指針を提供しており、進捗状況

を判断するために、その分析は最初の2つのフェーズで収集された基本データと比較することが可能である。

16. 分析結果に応じて、現在の取組みを促進し統合するための戦略を開発し、世界計画第3フェーズの実行計画に組み込むことができる。これには以下に関する戦略が含まれるが、これらに限定されるものではない。
 - (a) 新たな又は改訂された法律及び政策。
 - (b) 研修カリキュラム等の様々な人権教育の要素と、指導及び学習の内容、実践及び政策との一貫性の強化。
 - (c) カリキュラム及び関連する研修における人権教育の拡大。
 - (d) 従来の人権教育プログラム作成の質及び効果の改善。
 - (e) 人的支援及び財政支援の増加。
 - (f) 人権教育の取組みに関する効果的かつ包括的なモニタリング及び査定プロセスの整備。これは適切な指標及びデータ収集のメカニズムに依存し、又、プログラム作成において進められている改善のための情報を提供するものである。
 - (g) 人権教育の取組みと、例えば多様性の尊重、平和の文化及び非暴力、市民教育、グローバル教育及び市民権教育を促進する取組み等、他の関連する取組みとの一貫性の強化。
 - (h) 上記の課題を達成することによって実現する質の高い持続的な人権教育及び研修。
17. 実施を促進し成果を統合するための戦略は、引き続き、以下のとおり、教育及び学習への人権に基づくアプローチを取り入れる必要がある。
 - (a) 「教育を通じた人権」：カリキュラム、教材、方法及び研修を含む全ての要素及びプロセスが、人権の学習につながることを確保する。
 - (b) 「教育における人権」：学習・就労環境において、全ての関係者の人権及び権利の実践が尊重されることを確保する。

● 公的及び非公的教育・研修の教育者、特に児童や青少年を指導する教育者に、人権教育及び研修を提供する

19. 教育者の人権教育・研修の戦略には、包括的な人権研修政策の採用、人権及び人権教育の原則及び基準の、研修カリキュラムへの導入、適切な方法論及び査定方法の使用及び強化、関連する資源の開発が含まれるだろう。
20. 教育者向けの包括的な人権研修政策の採用には、以下の要素が含まれる。
 - (a) 知識を伝え、人権を促進・保護する技術、姿勢及び言動を培う強化プロセスとして、国際的に合意された人権教育及び研修の定義の明確化及び採用。
 - (b) 個々の文化、教育及び経験に合わせて、かつ研修ニーズの査定に基づいて、すべての教育者が受けられる着任前及び着任中の研修。
 - (c) 研修指導者、特に着任前及び着任中の研修を行う人々の研修。こうした指導者には、資格を有する、熟練した人権教育従事者があたるべきであり、又、学習者の多様性が反映されるべきである。
 - (d) 教育関係者の資格、認定、及びキャリア向上の基準としての人権教育の認識。
 - (e) 人権教育の研修活動を行う NGO 及びその他の市民社会セクターの承認、認定及び支援。
 - (f) 研修プログラム及びその実施を評価する基準の改善。
 - (g) 人権学習は、人権が実践されている場合にのみ効果的に行われうることに鑑み、教育者のためにそれを可能にする学習・就労環境を整備するという課題への取組み。
21. 教育者のための人権研修カリキュラムには、以下の要素を含めるべきである。
 - (a) 人権及び人権教育に関する知識、技術、姿勢、及び言動を網羅した学習目的。
 - (b) 人権の原則及び基準、並びに教育者が活動しているコミュニティ内外で実施されている保護メカニズム。
 - (c) 教育者と学習者が暮らしているコミュニティにおいて、セキュリティ問題を含む人権問題に対処する際のそれぞれの権利及び寄与。
 - (d) セクション I.C で示した人権教育活動の理念。
 - (e) 参加型・学習者中心で、経験と行動を重視し、かつ文化的配慮を加えた、人権教育の適切な方法

論。

(f) 民主的で人権の原則に沿った教育者のソーシャル・スキル及びリーダーシップ・スタイル。

(g) 情報通信技術を含む、既存の人権教育の指導・学習資源に関する情報。それらを検討し選択する能力を構築し、新たな資源を開発するためのもの。

(h) 公的、非公的の両方において、定期的に行われ、やる気を起こさせるような、学習者の査定。

22. 教育者を研修する場合の研修方法は、参加型・学習者中心で、経験と行動を重視したアプローチを含み、人権に敏感になり行動を起こすことにつながる動機、自尊心、情緒的発達といったものに働きかける必要がある。評価は、研修プロセス全体を通して導入されるべきである。
23. 既存の教材、プログラム及び方法論に関する研究、及び関連する結果の評価を実施又は拡大すべきである。集めた情報は、その後のプログラム作成を改善し、促すために、定期的に共有されるべきである。
24. 教育及び研修の資源及び教材、学んだ教訓及び方法論的に健全な実践の例は、地方及び全国で、さらに国際的に共有されるべきである。普及経路としては、電子的経路及びオンライン経路、リソースセンター、データベース、及び集会の開催等がある。

● 良い実践例に基づく継続的な評価によって査定された、健全な教育方法を適用し、強化する

25. 健全な方法は、教育の取組みが成功するか失敗するかを鍵となる。効果的な人権教育は、参加型で経験に基づいており、学習者中心、行動重視で、文化的背景を考慮したものである。
26. 評価は、あらゆる人権教育・研修活動に不可欠な要素である。人権教育において評価とは、効果、すなわち人権尊重の強化へとつながる学習者及びその組織並びにコミュニティのレベルでの変化の程度に関する情報を収集することを目的とした組織的な作業であり、教育活動に合理的に結び付けることができる。評価は、あらゆる人権教育プログラムで現在進められている改善のプロセスであり、その有効性を高める方法の決定を支援するものである。例えば、人権研修コースの評価は、最後に参加者にアンケートへの記入を求めればよいということではない。研修計画策定の段階から、徹底的なニーズの評価に始まり、研修コース自体が終了した後も続けられる必要がある。
27. 人権教育には、各種政府機関、国内人権機関、及び市民社会組織同士及びそれらの間の密接な協力及びパートナーシップが必要である。これは人権教育関係者を結び付けることを目的とした様々な行動によって強化することができる。すなわち意識向上キャンペーン、全国及び地域の集会、「実践コミュニティ」、ニューズレター、ウェブサイト及びオンライン・ディスカッション・グループ等のその他の電子プラットフォームのほか、知識や教訓、良い実践例を相互に共有することを目的としたスタッフ交流等である。持続的な学術交流を促進するために、専門家グループや雑誌の刊行を制度化することも考えられる。
28. 学校のカリキュラムに人権教育を組み込むための戦略は、世界計画第1フェーズの行動計画別添に示されている(第5段落(e))。第3フェーズでは、この分野の進捗状況に応じて、以下における人権教育の位置付けを強化するため、さらなる取組みが必要だろう。
 - (a) 全般的な国のカリキュラム及び教育基準。
 - (b) すべてのカリキュラム科目。人権教育を教科ごとにかつ／又は科目横断的に扱うか、必修とするか選択とするかを確認することを含む。
 - (c) 指導・学習プロセス。
 - (d) 教科書及び指導・学習教材。
 - (e) 学習環境。
 - (f) 職業教育・訓練。

第4フェーズ(2020-2024)行動計画

人権教育を通じた青少年の強化のための行動計画

C. 個別目標

(a) 人権教育のための世界計画のこれまでのフェーズの各期間中に達成された進展を基盤とし、差別

なく包摂されたすべての青少年のために、青少年をリーダーの役割に配した人権教育に関する持続可能な国内戦略の作成、採択及び実施を奨励すること。

(b) 公的及び非公的教育、並びに間接的に私的学習において、青少年のため、青少年とともに、青少年により行う人権教育を拡充し、社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況にある青少年を優先すること。

(c) 公的及び非公的教育における青少年のための人権教育について、各国の進展を評価することができるよう、重要な構成要素及び行動に関する指針を提供すること。

(d) 青少年のための人権教育プログラムの作成において、青少年の参加とリーダーシップを奨励し、支援すること。

(e) 青少年のための人権教育を、青少年の人権の保護及び促進のためのその他の活動を補完する形で推進すること。

(f) 青少年のための人権教育が、2030 アジェンダに照らした持続可能な開発の達成及び現在のグローバルな諸課題の防止・取組にもたらす貢献を強調すること。

(g) 人権、青少年、教育及び持続可能な開発に取り組んでいる地方、国内、地域の及び国際的な政府機関や市民社会組織間において、青少年のための人権教育のネットワーク構築及び協力を奨励すること。

D. 構成要素

1. 政策及び関連する実施方策

(a) 公的教育（中等教育、高等教育及び職業教育）における青少年のための人権教育に関して、以下をはじめとする方策により、重要なパートナーである青少年と共同で政策や法令を作成し、公的教育に人権及び人権教育が確実に包摂されるようにする。

(i) 既存の教育法及びカリキュラムに人権教育の内容を含める見直しを行うとともに、人権教育に関する法令を制定する。

(ii) すべての関係法令及び政策を、この行動計画及びその他の関連する国際文書に記載されている優れた実践例に基づき、人権教育の原則に合致したものとし、合致していない法令を改正する。

(iii) 青少年のための教育機関のガバナンス及び管理に関して、人権の原則と一致した方針及び規則を策定する。

(iv) すべての青少年、とりわけ社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況にある青少年が、差別なく教育及び人権教育を受けられるようにするための政策を策定する。

(v) 教員及びその他の教育職員の選定、評価、報酬、規律及び昇進に関して、平等、非差別、尊重、公正性及び透明性という人権の原則を尊重した方針及び慣行を確立する。

(vi) 教員及びその他の教育職員並びにその他の関連する青少年相手の職業に関する国家免許又は資格の取得基準に人権研修を含めるよう検討する。

(b) 青少年グループ及び青少年主導の組織をはじめとする市民社会組織が非公的に実施する青少年のための人権教育に関して、これらの組織の業務を円滑化するための政策及び関連方策を策定する。こうした方策の例としては、資格の認証、公共スペース及び財政支援（減税を含む）の提供、メンター制度及びその他の専門的支援（能力育成イニシアチブの企画・運営を含む）の提供、人権教育プログラム（オンラインのものを含む）の支援などを行い、青少年主導の組織及びメディア関係者を関与させるイニシアチブに特別な配慮を行うこと、また青少年の仕事を認めることなどがある。

(c) 以下の諸分野などにおいて関係する政策、戦略及び行動計画の間の一貫性、関連性及び相乗効果を確保する：人権教育、青少年、教育、ジェンダー平等を含む人権、先住民の権利、グローバル・シチズンシップ、平和、安全保障並びに暴力的な過激主義、暴力及び紛争の防止、犯罪防止及び刑事司法並びに腐敗撲滅、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及びその他の開発枠組における持続可能な開発、人種主義、人種差別、排外主義及び関連する不寛容行為との闘いなど。

(d) 政策の実施及び評価に関する適切、明確かつ包括的な方策を作成し、採択する。これらの方策は、一貫性、モニタリング及び説明責任を確保するため、メカニズム、責任及びリソースを含め、全ての関係者を関与させる。

(e) 青少年のための人権教育に関する国際的義務を以下により履行する。

- (i) 青少年のための人権教育を網羅する国際文書の批准を促進する。
- (ii) 国の政策及び実施方策を、人権教育及び青少年に関する地域及び国際文書に適合させる。
- (iii) 条約体（特に、「児童の権利委員会」及び「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」）などの関係する国際的なモニタリング機関に対する国別報告書、特別手続（特に、教育の権利に関する国連特別報告者）、並びに普遍的・定期的レビューに、青少年のための人権教育に関する情報を含める。
- (iv) 上記の国別報告書の作成においては、青少年組織、国内人権機関、市民社会のその他のセクター及び人権教育専門家を含む非政府組織（NGO）と協力する。
- (v) 国際的なモニタリング機関による関連勧告を実行する。

2. 教育及び学習のプロセスとツール

(a) 知識：青少年が以下を認識し、理解する。

- (i) 人権の歴史、及び人権が自由、平等、公正及び尊厳を得るための人類の戦いと結びつき発展してきたこと、並びに人権の不可譲性、普遍性、不可分性、相互関連性及び相互依存性。
- (ii) 人権、平和及び持続可能な開発（国連の3本柱）の間にある緊密な関係。
- (iii) 参加及び包摂、平等及び非差別（ジェンダー平等を含む）、説明責任、及び暴力からの自由という人権の原則。
- (iv) 青少年の個人レベル、コミュニティレベル及び社会レベルにおける日常生活と人権との関連性。
- (v) 世界人権宣言、児童の権利に関する条約及びユース 2030 戦略のような人権に関連する国際文書に関して、地方及び国のレベルで青少年に特に大きな意味を持つ人権問題。
- (vi) 人権に関する国家の義務、権利保有者及び義務履行者の定義、人権に関する法令、人権が地方、国内、地域及び国際レベルで侵害された際に利用できる保護メカニズム及び苦情申立手続き。
- (vii) 武力紛争中の人権、国際人道法及び保護、戦争犯罪及び人道に対する犯罪の防止及び説明責任。
- (viii) 地球規模の重要な課題（貧困、気候変動など）及びこれらの課題と人権との関係、世界及び居住地域の双方における人権侵害及びその根本原因、並びに人権の支援又はまたは弱体化に寄与する要因（例：政治的、法的、文化的・社会的、宗教的及び経済的要因）。
- (ix) 青少年が属する国、地域及び世界における現在と過去の人権問題・運動、並びに人権という大義を前進させた個人及び集団（女性、青少年及び社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況に置かれた集団を含む）。

(b) スキル：青少年が以下を行うことができる。

- (i) 過去及び現代の政治的、法的、経済的、文化的及び社会的プロセスを、人権の観点から、人権に関する専門用語を用い分析する。
- (ii) 自分自身及び他の人々の人生の重要な領域（教育及び職業環境、家族及びコミュニティなど）に関連する重要な人権問題を見極める。
- (iii) 根本原因及び結果を含む人権侵害の特定及び分析を行い、人権の実現が個人又は集団にもたらす利益を特定する。
- (iv) 青少年の個人的、教育的及び職業的ニーズ・興味に関連する人権の情報及びリソースを、情報通信技術の利用などにより探し出し、情報リソース（メディア及び学習リソースを含む）を評価し、その見解、偏り及び信頼性を見分ける。
- (v) 対人関係上の葛藤の解決に人権の原則及び救済メカニズムを適用し、オンラインを含むあらゆる形態の差別、いじめ、セクシュアル・ハラスメント及びジェンダーに基づく暴力に対抗するための戦略を見定め、適用する。
- (vi) 様々な政府レベルで青少年に影響を与える政策・計画の策定及び意思決定を導き、参加し、また影響を及ぼし、話し合いや議論（人権に対する青少年特有の障壁に関するものを含む）を導き、また参加し、物議を醸している人権に関するテーマに、配慮が行き届いた建設的な形で寄与する。
- (vii) 他の人々と連携・協力して人権を擁護し、社会的に排除された人々の声を広める。
- (viii) 人権に関する政策又は法令の改正を（例：教育環境、コミュニティ又は社会の状況に照らし）求める提案を作成及び擁護し、居住地域の内外において、人権基準を用い、合法的及び非暴力的な方法で義務履行者に対する権利を主張する。

(ix)私的及び公的な領域において、人権の促進及び保護のための活動（市民の意識啓発のための活動を含む）を準備・実行し、人権に関する組織づくり及びキャンペーンの取組（権利侵害の被害者のためのものを含む）を指揮し、適切な方法論を用いて人権教育活動を実施する。

(x)オンライン及びオフラインのヘイト（憎悪）及び差別と闘い、メディア・リテラシーを育み、ソーシャルメディア上のリスク（獲物を狙っている者との接触を含む）、暴力的なコンテンツ、いじめ、ヘイトスピーチ、及び暴力的な過激主義者に対処する。

(xi)情報通信技術の進歩が人権の保護、尊重及び実現に与える影響（ソーシャルメディアに関連するリスク及び機会を含む）を特定及び分析する。

(c)姿勢：青少年が以下を行動で示す。

(i)万人の尊厳及び権利の認識、並びに青少年が有する人権を促進及び保護する責任についての理解に基づく、自分自身及び他の人々の尊重。

(ii)多様性の尊重及びその価値の評価。これには、包摂的な言語及び態度を用いること、及び人種、肌の色、性別、年齢、言語、宗教、政治若しくはその他の意見、出身国、民族的又は社会的出自、財産、出生、居住地、障害、性的指向及び性自認、並びにその他の理由による差別に反対することなどが含まれる。

(iii)青少年が自ら持っている偏見や偏りに気付くなどの自己反省及び学びに対する開放性、並びに人権の原則に即して個人の行動を改善するよう、そうした偏見や偏りを克服することのコミットメント。

(iv)人権及び正義に関連するテーマへの積極的な関心。

(v)権利、責任、平等、多様性、非差別、社会的結束、並びに文化及び宗教の壁を超えた対話の間にある関連性の真価についての評価。

(vi)人権を主張する自信、並びに義務履行者が人権を保護、尊重及び履行することに対する期待。

(vii)人権侵害、不公正及び差別に苦しむ人々（特に、社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況に置かれた集団）に対する共感と連帯。

(viii)人権を保護し、傍観者にならないことへのコミットメント。

(ix)各人が他の人々と協力することにより居住地域や世界で人権の推進に寄与できるという信念、人権のための協調した取組を、例えば、リーダー、仲介者若しくは活動家として行う意欲。

28. 青少年のための人権教育の適切な方法論は、青少年によって考案されるべきであり、それには以下を含めなければならない。

(a) 青少年を強化し、青少年の積極的な参加を誘う、学習者中心で、ジェンダーに配慮し、状況に適した方法論及びアプローチ。自らが有する偏り、視点及び特権を疑い、批判的思考を促す活動、また様々な公的及び非公的環境に適合し、ニーズや能力が異なることに注意を払いながら、別の視点を探求すること。様々な青少年の意見、視点、文化及び経験が語られ、表現されるようにする包摂的なアプローチ。

(b) 青少年が人権の概念を自分たちの生活や経験に応用できるようにするための体験型の学習方法論。これには、コミュニティサービスや起業活動、居住地域若しくは世界の人権擁護活動への関与、コミュニティの組織づくり、政府代表者との会合、並びに人権に関する青少年及び地域住民の意識啓発によるものが含まれる。

(c) ピアラーニング。できれば成人による監督なしに、青少年がよく集まる安全な場所で行うことで、青少年の間に情緒的つながり、対話及び理解が生まれるようにし、青少年の参加者から情報を求めて、青少年の意見を中心に据え、青少年による社会運動、青少年の擁護者及びその他の指導者を紹介し、青少年主導の組織の取組を支援する。こうしたことにより、同じ青少年（ピア）で社会的に排除されているか、あるいは脆弱な状況にある者の関与を引き出し、青少年の経験の多様性に基づいた特別な学習の場となる。ピアラーニングアプローチに併せ、世代間の対話及び人権キャンペーンを行うことにより、世代間の連帯を強めることができる。

(d) 多様で魅力的な教育方法及び環境（スポーツ、映画、芸術、文化、ゲーム、ストーリーテリング、劇及びロールプレイングなど）。これにより、あらゆる背景を持つ学習者を共同作業に引き込むことができ、知識やリーダーシップのスキルを身に付け、異文化対応能力を促進し、また女性や少女が参

加し、女性のリーダーシップを推進するための安全な場所を提供するのに役立つ。こうした教育方法や環境は、社会的なジェンダーに関する通念に疑問を呈し、アイデンティティにかかわらず青少年の主導によりプログラムの作成を推進し、アイデンティティを超えた理解を促進することで、平和で包摂的かつ平等な社会を構築し、チームワーク、共感及び敬意を育むことができる。

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

平成9年7月4日 人権教育のための国連10年推進本部

平成6年(1994年)12月の国連総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。

これを受けて、政府は「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成7年(1995年)12月15日、閣議決定により、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置した。

推進本部は平成8年(1996年)3月18日、第1回会合を開催し、政府として積極的な取組を推進していくことを確認した後、国内行動計画の策定作業を進め、平成8年(1996年)12月6日に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画(中間まとめ)を公表した。

その後、推進本部においては、中間まとめに対して各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、このたび「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を取りまとめた。

人権教育のための国連10年推進本部は、この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するものである。

(注)「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と「人権教育のための国連10年行動計画」において定義されている。

1. 基本的考え方

(1) 冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化した。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まった。

平成5年(1993年)には、世界人権宣言採択45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催された。この会議は全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調した点で重要な出来事であった。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、平成6年(1994年)には人権問題を総合的に調整する役割を担う国連人権高等弁務官が創設されたほか、第49回国連総会(平成6年(1994年)12月)では「人権教育のための国連10年」を決定する決議が採択された。また、平成7年(1995年)9月に北京で開催された第4回世界女性会議においては、女性の権利は人権であることが明確に謳われるとともに、人権教育の重要性が指摘された。こうした動きは、人権に対する国際的関心が結晶化したものである。

人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。

(2) 人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成8年(1996年)5月17日の地域改善対策協議会意見具申に述べられている次のような認識を踏まえることが重要である。

「今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構

造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種、民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』（人種差別撤廃条約）にも加入した。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。」

(3) 翻って我が国社会を見ると、依然として、様々な人権問題が存在している。また、近年、著しく国際化、ボーダーレス化が進展している状況下において、広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが何よりも要請される。このため、各種の啓発と相まって、人権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。さらに社会の複雑化、個々人の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても各人の人権が強く認識されるようになってきたことから、新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性も生じてきている。このような我が国の現状に鑑みると、「人権教育のための国連10年」は、全ての人権の不可分性と相互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指すものであって、その意義は極めて重要である。

(4) この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。

また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。

(5) さらに、我が国は人権分野でも国際社会において積極的な役割を果たして行くべきであり、特に国連を始めとする人権関係の国際的フォーラムは重要である。そのためにも、我が国の国民の生活が深く他国の国民の生活と結びついていることを認識しつつ、人権教育の推進を通じ、他国・他地域の人権状況についても関心を深め、国内外の人権意識の高揚を図っていくことが必要である。また、本10年の実施に当たっては、国内の実施措置とともに、国際社会、なにかんずくアジア太平洋地域の国々と協力・協調して人権教育を促進していくとの視点が必要である。

(6) また、人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。

このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。政府としては、この計画を実施するに当たっては、これらの団体等の取組、意見に配慮する。また、人権教育を広く国民各層に浸透させるため、様々な機会をとらえて「人権教育のための国連10年」の趣旨等を広める必要がある。

2. あらゆる場を通じた人権教育の推進

(1) 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、人権教育を推進する。その際、依然として様々な人権問題が存在していることを踏まえ、初等中等教育においては、幼児児童生徒がすべての人の人権を尊重する意識を高める教育を一層充実する。また、大学教育においては、それまでの教育の成果を確実なものとし、人権意識を更に高揚させるよう配慮する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

1) 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等の特質に応じながら、各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育を推進する。なお、幼児期の教育においては、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えを育むことに努める。

2) 研究指定校等による実践的調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導内容・方法を充実させる。また、このような趣旨を実現するため、地方公共団体や学校による、地域や学校の実態に即した取組を一層促進する。さらに、教員等を対象とする各種研修や情報の提供等により学校における人権教育を支援する。

3) 各大学における人権に関する教育・啓発活動について、一層の取組に配慮する。

(2) 社会教育における人権教育の推進

社会教育においても、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、人権尊重の意識を高める教育が推進されてきており、今後とも、人権を現代的学習課題の一つとして示した生涯学習審議会答申（平成4年（1992年）7月）等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて、人権に関する学習を一層推進していく。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

1) 公民館を始めとする社会教育施設を拠点とした学級・講座の開設、ボランティア活動の推進を図るとともに、大学の公開講座の実施等により、人権に関する学習機会を充実させる。

2) 人権に関する学習活動を総合的に推進するための事業を実施する。

3) 非識字問題の解消を図る識字教育を充実するとともに、障害者等の学習機会を充実させる。

4) 人権に関する学習活動のための指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実を図る。

(3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進

企業その他一般社会においても、人権思想の普及・高揚のための人権教育・啓発を推進しているところであるが、人権尊重の意識のさらなる高揚を図るため、特に以下の施策を推進する。

1) 人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策について調査研究する。

2) 一般社会における人権教育の手法等に関する調査研究、人権教育に関するプログラムの開発及び人権擁護に関するマニュアル、パンフレット、教材、資料等の作成を行い、これによる効果的な啓発活動を推進する。

3) 世界人権宣言を始めとする国連人権関係文書の趣旨の普及・広報及びマスメディアの活用を図る。特に世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年（1998年）には、記念式典を始めとする各種記念事業を実施する。

4) 人権擁護委員を始めとする人権教育の指導者の育成及びボランティアの積極的活用を図る。

5) 人権に関する情報の整備・充実を行い、一般市民が利用しやすい環境を整備する。

6) 人権相談体制の充実により人権思想を普及・高揚させる。

7) 財団法人人権教育啓発推進センターにおける、人権教育及び人権啓発を推進し、支援するための活動に対して、関係省庁はこれを積極的に支援する。

8) 企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。

(4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。
そこで、以下のとおり特定の職業に従事する者に対する研修等における人権教育の充実に努める。

1) 検察職員

人権を尊重した検察活動を徹底するため、検察官及び検察事務官に対する各種研修における人権教育を充実させる。

2) 矯正施設・更生保護関係職員等

ア 刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等の矯正施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、矯正施設の職員の各種研修における人権教育を充実させ、施設の監督職員に対する指導を行う。

イ 保護観察対象者並びに刑務所や少年院等矯正施設に在所中の者及び引受人等関係者の人権の尊重を図る観点から、保護司研修及び更生保護関係職員に対する各種研修における人権教育を充実・徹底する。

3) 入国管理関係職員

出入国審査、在留資格審査等の対象たる外国人及び入国者収容所等の収容施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、入国審査官、入国警備官等に対する各種研修における人権教育を充実させる。

4) 教員・社会教育関係職員

学校の教員や社会教育主事などの社会教育関係職員については、各種研修、資料の作成等を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

5) 医療関係者

医師・歯科医師・薬剤師・看護婦・理学療法士・作業療法士等医療関係者を育成する学校や養成所における人権教育を拡充する。

6) 福祉関係職員

ア 民生委員・児童委員に対する人権に関する研修を充実させる。

イ ホームヘルパーや福祉施設職員に対する子ども、高齢者、障害者等の人権に関する研修を充実させる。

ウ 社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚が図られるようその教育研修の内容を充実させる。

エ 保母養成施設など児童福祉関係職員養成所における子どもの人権についての教育を充実させる。

7) 海上保安官

法の励行に携わる海上保安官の人権を尊重する知識の涵養を図るため、海上保安大学校等の教育機関の学生に対する人権教育、海上保安官に対する階層別研修における人権教育を充実し、質の向上に努める。

8) 労働行政関係職員

労働基準監督署職員及び公共職業安定所職員については、各種研修の場を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

9) 消防職員

消防大学校において、消防職員に対し、人権教育を実施する。

10) 警察職員

人権を尊重した警察活動を徹底するため、「警察職員の信条」に基づく職業倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び各級警察学校における教育訓練を充実させる。

11) 自衛官

防衛大学校・各自衛隊の幹部候補生学校等における各教育課程での人権教育を推進する。

12) 公務員

すべての公務員が人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において適切な対応が行えるよう各研修における人権教育を充実させる。

13) マスメディア関係者

人権問題に関してマスメディアが大きな影響力を有していることに鑑み、マスメディアに従事する関係者において人権教育のための自主的取組が行われることを促す。

3. 重要課題への対応

人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。

(1) 女性

女性の人権に関しては、昭和54年(1979年)12月、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、近年の国際会議においてもその重要性が大きく取り上げられている。

平成5年(1993年)6月にウィーンで開催された世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出され、同年12月には第48回国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された。さらに、国連環境開発会議や国際人口・開発会議、社会開発サミットでも女性の人権の重要性が強調された。

平成7年(1995年)9月に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」において「女性の権利は人権である」と謳われ、「行動綱領」では、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」、「女兒」等12の重大問題領域が設定され、具体的な行動が提案された。

国内的には、平成8年(1996年)7月、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」が答申され、同年12月には、男女共同参画推進本部において、「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画ー」が策定された。

これらの動向及び「男女共同参画2000年プラン」を踏まえ、以下の取組を進める。

1) 男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の形成に向けて政府一体となった取組の一層の推進を図る。

2) 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、政府が率先垂範して取組を進めるとともに、企業、各種団体等に対し協力要請を行い、社会的気運の醸成を図る。

3) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革を図るため、人権週間、婦人週間等多様な機会、多様な媒体を通じ、国民的広がりを持った啓発・広報活動を展開する。また、女性の権利に関連の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、第4回世界女性会議「行動綱領」等の国際文書の内容の周知に努める。

4) 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための事業やその拠点施設の整備を実施する。

5) 農山漁村の女性が農林漁業・農山漁村の発展に対し、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、農林漁業や農山漁村社会でのパートナーである男性を含めた家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。

6) 性犯罪、売買春、家庭内暴力等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。

7) 外国人女性の人権を守る観点から、入国管理等に携わる職員に対する人権教育の充実を図る。

8) 性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、女性の人権を尊重した表現を行うよう、また、方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。

9) 家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野における男女平等を推進する教育・学習を充実させる。また、女性の学習・実践活動を通じた社会参加を促進する。

10) 我が国のイニシアティブにより国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」に対して協力する。

11) 女性に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(2) 子ども

基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法及びこれに基づく教育基本法、児童福祉法等の法令並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、民間団体、学校、家庭等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら幼児児童生徒の人権の尊重及び保護に向けた取組を推進する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

1) 学校教育において、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるよう、児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知する。また、社会教育においても、同条約の内容・理念が広く理解され、定着されるよう、公民館等における各種学級・講座等を開設し、学習機会を充実させる。

2) いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、その解決のための真剣な取組を一層推進する。また、児童生徒一人一人を大切にされた個性を生かす教育、教員に対する研修の充実、教育相談体制の整備、家庭・学校・地域社会の連携、学校外の様々な体験活動の促進など各種施策を推進する。

3) いじめ問題、虐待の防止など児童の健全育成上重大な問題についての総合的な取組を推進するとともに、児童の権利に関する啓発活動を推進する。

4) 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。

5) 児童買春、児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっており、我が国としても、児童の商業的性的搾取の防止等について、積極的に取り組む。

6) 子どもの人権を守るための「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するとともに、電話相談を含めた人権相談体制を充実させる。

7) 保育所保育指針における「人権を大切に作る心を育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。

(3) 高齢者

高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者がそれぞれの経験と能力を生かし、高齢社会を支える重要な一員として各種の社会的な活動に積極的に参加できるための条件の整備を図る。

1) 学校教育においては、高齢化社会の進展を踏まえ、主に社会科や道徳、特別活動において福祉教育を推進する。

2) 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。

3) 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。

4) 「敬老の日」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。

5) 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が精神的、身体的、経済的、社会的な面において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。

6) 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用し、65歳まで現役として働くことができる社会を実現するため、60歳定年の完全定着、継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。

7) 虐待その他高齢者に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発を行い、人権相談体制を充実させる。

(4) 障害者

障害者のライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指すリハビリテーションの理念と、障害者が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下に、特に次のような施策の推進を図る。

- 1) 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。
- 2) 障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施及び講習会の開催、小・中学校の教員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。
- 3) 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、地域精神保健福祉対策促進事業等に基づきノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。
- 4) 障害者の社会参加と職業的自立を促進するため、障害者雇用促進月間を推進し、全国障害者雇用促進大会及び身体障害者技能競技大会を開催するとともに、情報誌の発行等事業主を始めとする国民全般に対する啓発活動を推進する。
- 5) 障害者に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(5) 同和問題

同和問題に関する差別意識の解消を図るに当たっては、地域改善対策協議会意見具申（平成8年（1996年）5月17日）を尊重し、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、今後とも、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて以下の施策を積極的に推進する。

- 1) 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年（1996年）7月26日閣議決定）」に基づき、次の人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進する。特に教育に関する事業については、学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進する内容をも含むものとして推進する。

- ア 人権問題啓発推進事業
- イ 小規模事業者等啓発事業
- ウ 雇用主に対する指導・啓発事業
- エ 教育総合推進地域事業
- オ 人権教育研究指定校事業
- カ 人権教育総合推進事業
- キ 人権思想の普及高揚事業

- 2) 隣保館において、地域改善対策協議会意見具申（平成8年（1996年）5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、総合的な活動を推進する。

- 3) 今後の教育及び啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視するとともに、えせ同和行為の排除を徹底する。また、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりを推進する。さらに、教育の中立性を確保する。

(6) アイヌの人々

アイヌの人々に対する取組に当たっては、国民一般が、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と認識を深め、その人権を尊重していくことが重要であり、その観点から特に以下の施策に取り組む。

- 1) 平成8年（1996年）4月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の趣旨を尊重して、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況等に鑑

み、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。

2) 学校教育におけるアイヌの人々の人権についての教育は、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き、基本的人権尊重の観点に立った教育推進のための教員の研修を充実させる。

3) 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究について、取組に配慮する。

4) 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。

5) アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(7) 外国人

今日、我が国社会は、諸外国との人的・物的交流の増大に伴い、外国人をめぐって様々な人権問題が生じている。

そこで、外国人に対する偏見・差別を除去するため、特に以下の施策を推進する。

1) 外国人に対する人権問題の解決を図るため、外国人のための人権相談体制を充実させる。

2) 外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進する。

3) 定住外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を根絶するための啓発活動を推進する。

(8) HIV感染者等

1) HIV感染者

ア 世界エイズデーの開催や、エイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動等を通じて、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見・差別を除去し、エイズ及びその感染者への理解を深めるための教育・啓発活動を推進する。

イ 学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすため、エイズ教育を推進し、教材作成及び教職員の研修を充実させる。

ウ エイズ患者やHIV感染者に対する誤解・偏見や差別意識を持つことのないよう、エイズに関する理解の促進のための学習機会を充実させる。

エ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。

2) ハンセン病

ハンセン病については、平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止されたところであるが、ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けて、ハンセン病資料館の運営、啓発資料の作成・配布等を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進する。

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する偏見・差別を除去し、これらの者の社会復帰に資するための啓発活動を実施する。

(10) その他

以上のほか、人権に関するその他の課題についても引き続き、偏見・差別を除去し、人権が尊重されるための施策を推進する。

4. 国際協力の推進

我が国は人権教育の分野での国際協力においても積極的な役割を果たしていくべきであり、その推進に当たっては、必要に応じ国連人権高等弁務官、国連人権センター等とも連携していくこととする。

1) 国連総会、国連人権委員会における「人権教育のための国連10年」に関する取組に貢献する。

2) 国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」等の人権関係基金に協力し、これらの基金を用いて国連人権センター等が開発

途上国に対して実施する人権教育関連のプロジェクトに寄与する。

3) 我が国からの開発途上国に対する人権教育関連の協力を引き続き推進する。

4) 我が国において国際的な人権シンポジウムを開催する。特に人権教育をテーマとすること、世界人権宣言採択 50 周年に当たる平成 10 年（1998 年）には同宣言をテーマとすることを検討する。

5) 本国内行動計画については、国連人権高等弁務官に報告する。

5. 計画の推進

(1) この計画を実施するため、政府においては、人権教育のための国連 10 年推進本部を軸として、行政機関相互の密接な連携を図りつつ、総合的な施策を推進するとともに、各省庁の施策の実施に当たっては、本行動計画の趣旨を十分踏まえることとする。また、「人権教育のための国連 10 年」の趣旨等について様々な機会をとらえ周知を図る。さらに、本行動計画の施策の積極的な推進等を通じ、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための体制の在り方について検討する。政府全体の取組における連絡調整体制の在り方についても併せて検討する。

(2) 本行動計画の実施に当たっては、人権擁護施策推進法に基づき法務省に設置された、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項等を調査・審議する人権擁護推進審議会における検討結果を反映させる。

(3) 様々な差別意識の解消を図り、すべての人の人権尊重の意識を高めていくためには、地方公共団体その他の公的機関、民間団体等の果たす役割が大きい。このことに鑑み、これらの団体等が、それぞれの分野において、本行動計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本行動計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見に配慮する。

(4) この計画の推進状況について、定期的にフォローアップを行い、その結果を施策の推進に反映するとともに、この計画自体を必要に応じ見直す。

SDGs（持続可能な開発目標）

平成 27（2015）年 9 月には、国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択し、「持続可能な開発目標（SDGs）」を定めました。SDGs は、世界共通の 17 の目標・169 のターゲットから成り、社会・経済・環境が調和した「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざしています。平成 28（2016）年 12 月には、国で「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定し、持続可能で強靱かつ誰一人取り残さない、経済・社会・環境の統合的向上が実現された未来をめざした方針を定めています。本市の計画策定にあたっては SDGs の視点を取り入れ、国や兵庫県をはじめ、多様な関係者と連携しながら取組を推進し、人権が尊重された持続可能なまちづくりを進めていきます。

【SDGs の 17 のゴール(目標)】

	【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。
	【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	【教育】 すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。
	【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
	【経済成長と雇用】 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。
	【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る。
	【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する。
	【持続可能な都市】 包括的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する。
	【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	【陸上資源】 陸上生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	【平和】 持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する。
	【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育及び啓発に関する総合推進指針（改定版）の概要

人権をめぐる国内外の動き

- 国際社会の取り組み**
 - 世界人権宣言の採択【昭和23年12月】
 - ・ 人権尊重に関するすべての国と人民の共通基準
 - 国際人権規約の採択
 - ・ 国際人権規約【昭和41年】
 - ・ 人種差別撤廃条約【昭和40年】
 - ・ 女子差別撤廃条約【昭和54年】
 - ・ 児童の権利に関する条約【平成元年】
 - ② 障害者の権利に関する条約【平成18年】
 - 人権教育のための国連10年【平成7年～16年】
 - ③ 人権教育のための世界計画の策定【平成17年～概ね5年毎】

- 日本の取り組み**
 - 人権教育のための国連10年に関する国内行動計画【平成9年7月】
 - 人権権限施設推進法の成立【平成8年12月】
 - 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の成立【平成12年12月】
 - 人権教育・啓発に関する基本計画の策定【平成14年3月、平成23年一部改定】

- 本県の取り組み**
 - 兵庫県人権啓発協会の設置【平成3年3月】
 - ・ 人権問題全般についての研修、啓発、研究事業を実施
 - 人権に関する県民意識調査の実施【平成10年～】
 - ・ 人権問題に関する基礎資料の収集、県民意識の動向把握
 - 人権文化をすすめる県民運動の展開【平成16年～】
 - ・ 人権尊重が文化として定着した社会を目指す県民運動の推進

人権尊重の理念

- すべての人間が、人間の尊厳に基づいて、生まれながらにして持っている侵すことのできない固有の権利で、すべての人に平等でなければならないもの。
- 自己的人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持ち、自らの権利の行使に伴う責任を自覚することにより、他人の人権との共存を図ることが重要。

指針の基本理念

- 人権の尊重が世界共通の理念となった現状を踏まえ、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場における教育及び啓発を進め、人権尊重の理念に関する県民の理解を深める。
- 人権の尊重が社会の文化として定着し、県民みんながお互いを認め合いながらもともに生きる「共生社会」の実現を目指す。

身近な人権課題

- 1 女性**
 - 人々の尊厳に誇る男女の役割を固定にとらえる意識等を解消し、男女が社会の対等な構成員として、その違いを認めつつ互いに尊重し、ともにいきいきと生活できる男女共同参画社会を目指す。
- 2 子ども**
 - 児童虐待やDV、性の商品化、インターネット上のいじめなど、人権問題の深刻化に対応し、家庭、学校、地域等が連携を図り、子どもの権利の視点に立った総合的な取組を進める。
- 3 高齢者**
 - 就労機会を奪われたり、介護時に虐待を受けるなど「人間の尊厳」が否定される問題に対応し、総合的な福祉の増進や権利擁護に努めるとともに、④高齢者が重要な構成員としての役割を担える社会の実現を目指す。
- 4 障害者**
 - 障害者が地域社会で暮らしていくうえで、様々な社会的障壁の解消を図るとともに、⑤すべての県民が障害のある人の権利や多様性を尊重する、相互の信頼が確立された社会の実現を目指す。
- 5 同和問題**
 - 県民の理解と認識は定着しつつあるものの、結婚問題や⑥インターネットの悪用など、意識面を中心とする、県民一人ひとりが解決すべき課題として、様々な機会をとらえた教育及び研修に取り組んでいく。
- 6 外国人**
 - 異なる言語や習慣等の理解不足などにより、差別的な待遇を受ける問題などが生じていることから、⑦互いの文化や価値観を受け入れ、尊重する気持ちを育む教育や啓発を実施し、多文化共生社会の実現を目指す。
- ⑧7 難病患者、HIV感染者等**
 - 難病やエイズ等の疾患についての知識と理解が不十分なことから、患者や感染者に対する差別や偏見が見られるため、様々な広報活動や学校教育等を通じて、正しい知識の普及・啓発を進めていく。
- ⑧8 犯罪被害者等**
 - 事件による直接被害（一時的被害）に加え、被害・公判での精神的不安や過剰報道によるプライバシーの侵害など（二次的被害）が生じていることから、被害者の人権への配慮の重要性の啓発、相談支援等を行う。
- ⑧9 北朝鮮当局によって拉致された被害者等**
 - 拉致問題は国民の生命と安全に関わる重大な人権侵害であり、その解決には、国民の関心と認識を高めることが重要であることから、広報・署名活動や学校教育を通じ、県民の関心と認識を深めていく。
- ⑧10 インターネットによる人権侵害**
 - ネット上の誹謗中傷やいじめ、差別表現の掲載、個人情報流出などの人権問題に対応し、関係機関の連携による啓発活動や教育の充実を図るとともに、学校や家庭でのルールづくりなど、自主的取組を推進。
- ⑧11 様々な人権課題**
 - 刑を終えて出所した人たち ○ ホームレスの人たち
 - ⑧12 拉致された人たち ○ アイヌの人々の問題
 - ⑧13 住同一性連帯等、性別に起因する困難な状況に置かれた人々

あらゆる場における人権教育及び啓発の推進

- 1 家庭**
 - ① 子育てに関する相談・支援体制の充実、学習の支援
 - ② 親が人権意識を高めるための自主的な学習活動への支援
 - ③ 男性の家事、育児、介護への積極的な参加の促進
 - ④ 日常生活における実践の推進
- 2 学校等**
 - ① 子どもの発達段階に応じた人権教育の推進
 - ② 自然や地域での体験学習による豊かな人間性を育成
 - ③ 障害者、外国人等との交流活動を取り入れた教育の推進
 - ④ 教職員の人権意識の高揚など学習環境の整備
- 3 地域**
 - ⑤ ①多様な主体による共生の心を培う自主学習・活動の展開
 - ② 学習情報・教材の提供などによる学習機会の拡充
 - ③ 人権教育及び啓発リーダーの育成
 - ④ 住民や様々な主体による地域づくり実践活動への支援
- 4 職場（企業等）**
 - ⑤ ①企業の社会的責任として人権意識を高める研修等支援推進
 - ② ワークライフバランスの実現やハララスメント防止等の推進
 - ③ 地域における社会貢献や、多様性を尊重した採用活動
 - ④ 人権啓発等実践活動の促進
- 5 広域的な教育及び啓発活動**
 - ① 人権に関するイベントや講演会、啓発冊子配布等
 - ② 研修等による市町職員等の人材育成及び教材の作成
 - ③ 人権に関する広域的・専門的情報の収集と調査研究
 - ④ 広報媒体を活用した広域的な啓発

県職員等への啓発

- すべての県職員の人権意識高揚のため、今日的課題に即した研修や教材を活用した、全庁的な啓発・研修の充実。
- 特に人権に関わる深い職業の従事者の研修に努めるとともに、私立学校や民間の医療・福祉関係者等への研修・教育充実を促す。

指針の総合的・効果的な推進

- 「兵庫県人権施策推進会議」による施策の総合的な推進
 - ・ 指針の趣旨に沿って、人権尊重の観点から個々の施策の推進とフォローアップを行い、施策の一体的・総合的な推進を図る。
- 「兵庫県人権擁護推進懇話会」の開催
 - ・ 学識者等が構成する懇話会において、専門的見地、県民の立場から意見を聴き、積極的に施策に反映させる。
- 人権関係機関のネットワークの構築
 - ・ 人権関係機関や団体等とのネットワークを構築し、情報の共有化、啓発事業の共同実施や研修、研究、相談等の効果的な推進に努める。
- 県民意見等の反映
 - ・ 県民意識調査や県民運動参加者からの意見をはじめとする人権擁護に関わる多様な意見を幅広く聴き、施策の推進等に反映させる
- 県民のボランティア活動の促進
 - ・ NPOやNGO、ボランティア団体をはじめ、県民の自発性に基づいて展開される人権を尊重した活動に対し支援・協力をを行う。

○三木市人権尊重のまちづくり条例

平成12年9月29日

条例第37号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

しかし、現実社会においては同和問題、女性、子供、高齢者、障害者、在日外国人等、人権に関する問題が存在しており、その解決に向けた積極的な取組が強く求められている。

真に一人一人の人権が尊重される明るく住みよい社会をつくるためには、私たち一人一人が、人権に関する問題を共に考え、理解し、その解決のために協力し合うことが何よりも重要であり、そのことが「人権という普遍的文化」の更なる進展につながるものであると思料する。

よって、私たち三木市民は、世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下、すべての人の人権が尊重され、明るく住みよいまち、三木市をつくるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、あらゆる人権に関する問題の解決への取組を推進し、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

(市と市民の役割)

第2条 三木市（以下「市」という。）は、市民一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、効果的な人権教育と人権啓発の推進を図るとともに、人権尊重に関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進する。

2 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努める。

(人権施策の推進)

第3条 市は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本計画（以下「基本計画」という。）を定める。

2 基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 同和問題、女性、子供、高齢者、障害者、在日外国人その他の人権に関する問題の解決に向けての施策に関すること。

(2) 人権に関する意識の高揚に関すること。

(3) 人権に関する相談及び支援体制に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(基本計画の策定)

第4条 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ次条に定める三木市人権尊重のまちづくり推進審議会に諮問し、その答申を尊重して基本計画を定める。

(審議会の設置)

第5条 前条の諮問に応じて審議するため、附属機関として、三木市人権尊重のまちづくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、人権尊重のまちづくりに関する事項について調査し、又は審議し、市長に意見を述べるができる。

(審議会の組織等)

第6条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、人権に関して学識経験を有するもののうちから、市長が任命又は委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

(三木市同和対策審議会条例等の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 三木市同和対策審議会条例(昭和45年三木市条例第18号)

(2) 三木市同和问题啓発委員会条例(平成8年三木市条例第22号)

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年三木市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「同和対策審議会委員」を「人権尊重のまちづくり推進審議会委員」に改め、同表同和问题啓発委員会委員の項を削る。

三木市人権尊重のまちづくり推進審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、三木市人権尊重のまちづくり条例（平成12年三木市条例第37号）第6条第5項の規定に基づき、三木市人権尊重のまちづくり推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が参加しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、審議を行うため必要があると認めるときは、学識経験者、各種団体に所属する者その他の関係者の意見を聴き、又は関係書類の提出を求めることができる。

2 審議会は、審議事項に関し、広く市民の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会又は意見書の公募を行うことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以後最初に招集される審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成18年3月31日規則第15号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日規則第14号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日規則第11号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

三木市人権尊重のまちづくり懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 三木市人権尊重のまちづくり推進審議会規則(平成12年三木市規則第54号)第4条第1項の規定により、三木市の人権施策に関する基本計画を策定するにあたり、広く市民の意見を聴き、一人一人の人権が尊重される基本計画とするため、三木市人権尊重のまちづくり懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、次のとおりとする。

- (1) 同和問題懇話会
- (2) 高齢者・障がい者懇話会
- (3) 子ども・外国人懇話会
- (4) 女性・他の人権課題懇話会

(委員)

第3条 懇話会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 三木市人権尊重のまちづくり推進審議会委員
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 各種行政機関の職員
- (4) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長1名を置き、懇話会委員の互選により決定する。

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、懇話会座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、必要に応じて座長が招集し、座長がその議長となる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行日以後最初に招集される懇話会の会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

三木市人権尊重のまちづくり推進本部設置要綱

(目的)

第1条 三木市人権尊重のまちづくり条例（平成12年三木市条例第37号）に規定する人権施策について、すべての市民の人権が保障され明るく住みよい地域社会の実現をめざし、その円滑かつ適正な推進を図るため、三木市人権尊重のまちづくり推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長（副市長が2人以上あるときは、市長が指定する者を除く。）をもって充てる。

4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(運営)

第3条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、副本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の職員の出席を求めることができる。

(推進体制)

第5条 本部に、その推進について必要な事項を協議するため、ワーキング会議を置く。

(ワーキング会議)

第6条 ワーキング会議は、市民生活部長が招集し、主宰する。

2 ワーキング会議委員は、市民生活部長が指定する職にある者をもって充てる。

3 その他ワーキング会議に必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 本部及びワーキング会議の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

三木市人権尊重のまちづくり推進本部員

区 分	職 名
本部員	副市長（第2条第3項に規定する者を除く。）
〃	教育長
〃	総合政策部長
〃	総務部長
〃	市民生活部長
〃	健康福祉部長
〃	産業振興部長
〃	都市整備部長
〃	上下水道部長
〃	消防長
〃	議会事務局長
〃	教育総務部長
〃	教育振興部長

三木市人権尊重のまちづくりワーキング会議設置要綱

(設置)

第1条 三木市人権尊重のまちづくり推進本部設置要綱(平成13年1月1日制定)

第5条に基づき、三木市人権尊重のまちづくり推進本部(以下「本部」という。)に三木市人権尊重のまちづくりワーキング会議(以下「ワーキング会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキング会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 三木市人権尊重のまちづくり基本計画及び実施計画(以下「基本計画等」という。)の原案の作成に関すること。
- (2) 基本計画等の原案の作成に必要な調査及び研究に関すること。
- (3) 同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人その他の人権に関する問題の解決に向けての施策の推進に関すること。

(委員等)

第3条 ワーキング会議の委員は、市職員のうちから選任する。

- 2 ワーキング会議に座長及び副座長を置く。
- 3 座長及び副座長は、委員のうちから市民生活部長が指名する。
- 4 座長は、ワーキング会議を総括する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 ワーキング会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の職員の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 ワーキング会議の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキング会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

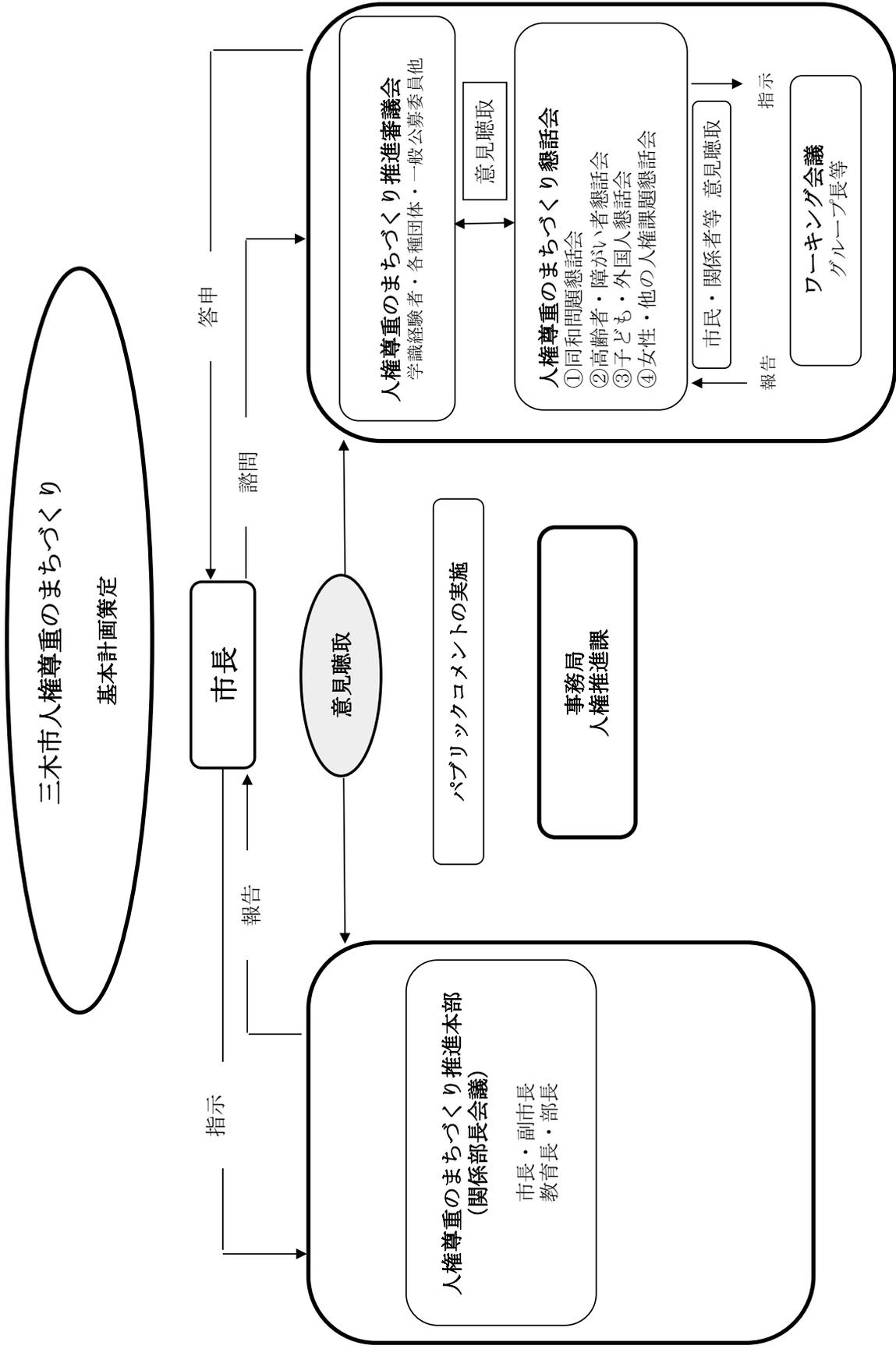
附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

三木市 人権尊重のまちづくり推進計画フローチャート



三人第100号
令和6年7月12日

三木市人権尊重のまちづくり推進審議会
会長 五百住 満 様

三木市長 仲田一彦

「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」について（諮問）

貴審議会へ、三木市人権尊重のまちづくり基本計画の策定について、三木市人権尊重のまちづくり条例第4条の規定により、諮問します。

令和7年2月12日

三木市長 仲田一彦 様

三木市人権尊重のまちづくり推進審議会
会長 五百住 満

三木市人権尊重のまちづくり基本計画について（答申）

令和6年7月12日付け三木市人権尊重のまちづくり条例第4条の規定により
諮問を受けた「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」の策定について、調査、審議
を行い計画原案をまとめましたので答申します。

三木市人権尊重のまちづくり基本計画策定会議表

月 日	会 議 名 等	協 議 ・ 審 議 内 容
R6. 6. 26	人権尊重のまちづくりワーキング会議	(1) 「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」の原案作成について
R6. 7. 12	人権尊重のまちづくり推進審議会	(1) 市長から審議会へ基本計画の作成について諮問
	第1回人権尊重のまちづくり懇話会（全懇話会合同、その後分散）	(1) 座長、副座長の選出 (2) 「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」作成スケジュールの確認
R6. 8. 29	第2回人権尊重のまちづくり（女性・他の人権課題）懇話会	(1) 「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」の原案作成について
R6. 8. 29	第2回人権尊重のまちづくり（子ども・外国人）懇話会	(1) 「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」の原案作成について
R6. 9. 2	第2回人権尊重のまちづくり（同和問題）懇話会	(1) 「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」の原案作成について
R6. 9. 12	第2回人権尊重のまちづくり（高齢者・障がい者）懇話会	(1) 「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」の原案作成について
R6. 10. 21	人権尊重のまちづくり推進審議会	(1) 「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」の策定状況（中間報告）について
R6. 12. 3	第3回人権尊重のまちづくり（子ども・外国人）懇話会	(1) 「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」の原案作成について
R6. 12. 12	第3回人権尊重のまちづくり（女性・他の人権課題）懇話会	(1) 「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」の原案作成について
R6. 12. 16	第3回人権尊重のまちづくり（同和問題）懇話会	(1) 「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」の原案作成について
R6. 12. 17	第3回人権尊重のまちづくり（高齢者・障がい者）懇話会	(1) 「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」の原案作成について
R7. 1. 28	人権尊重のまちづくり推進審議会	(1) 「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」の原案作成について (2) 市への答申及び意見具申について
パブリックコメントの実施（2月19日～3月21日）		

三木市非核平和都市宣言

核兵器の廃絶と世界の恒久平和は、わたしたちの永遠の願いです。

しかし、今なお、世界においては戦争があり、最大の殺りく力となる核兵器が存在し続けています。

世界唯一の被爆国として、その悲惨さを語り継いでいくことはわたしたちの責務であるとともに、核兵器のない平和な社会づくりの行動を続けていかなければなりません。

被爆された皆様や戦争によって尊い命を亡くされた先人、そして多くのご遺族の深い悲しみに応えることはもとより、今を生きる全ての人の命をはじめ豊かな自然と文化を守り、核兵器のない平和な社会を永遠に引き継いでいくよう努めてまいります。

そして、核兵器の不拡散と廃絶を全世界に向け強く訴え、ここに、三木市は「非核平和都市宣言」をいたします。

平成 22 年 3 月 17 日

三 木 市

○三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例

平成24年9月26日

条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき、住民票の写し等を第三者等に交付した場合において、事前の申出により登録された者（以下「事前登録者」という。）に対し、自己の住民票の写し等が交付された事実を通知すること（以下「本人通知制度」という。）により、住民票の写し等の不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住民票の写し等 次に掲げるものをいう。

ア 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し

イ 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

(2) 本人の代理人 次に掲げる者のうち、事前登録者の代理人をいう。

ア 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等の交付を請求することができる者の代理人

イ 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求することができる者の代理人

(3) 親族等の代理人 前号ア又はイに掲げる者（前号に該当するものを除く。）をいう。

(4) 第三者（個人） 次に掲げる者のうち、個人（第6号に該当するものを除く。）をいう。

ア 住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者

イ 戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求することができる者

(5) 第三者（法人） 前号ア又はイに掲げる者のうち、法人（第7号に該当するものを除く。）をいう。

(6) 第三者（八業士・個人） 第4号ア又はイに掲げる者のうち、次に掲げるもの（次号に該当するものを除く。）をいう。

ア 弁護士

イ 司法書士

- ウ 土地家屋調査士
- エ 税理士
- オ 社会保険労務士
- カ 弁理士
- キ 海事代理士
- ク 行政書士

(7) 第三者（八業士・法人） 第4号ア又はイに掲げる者のうち、次に掲げるものをいう。

- ア 弁護士法人
- イ 司法書士法人
- ウ 土地家屋調査士法人
- エ 税理士法人
- オ 社会保険労務士法人
- カ 弁理士法人
- キ 行政書士法人

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、次に掲げる者とする。ただし、死亡した者及び失踪宣告を受けた者を除く。

- (1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票又は消除された戸籍の附票に記録されている者を含む。）
- (2) 戸籍法の規定により本市が作成した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載され、又は記録されている者

(事前登録)

第4条 市長は、本人通知制度を利用しようとする者について、その者の申出により、あらかじめその旨を登録するものとする。

(事前登録者への通知)

第5条 市長は、第2条第2号から第7号までに掲げる者からの請求又は申出（以下「請求等」という。）により事前登録者の住民票の写し等を交付したときは、当該事前登録者に次に掲げる事項を通知する。

- (1) 当該住民票の写し等の交付年月日
- (2) 当該住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 当該住民票の写し等の交付の請求等をした者（以下「交付請求者」という。）の種別

2 前項第2号に規定する「種別」とは、第2条第1号に規定するもののいずれかの別をいう。

3 第1項第3号に規定する「種別」とは、次に掲げるもののいずれかの別をいう。

- (1) 本人の代理人
- (2) 親族等の代理人
- (3) 第三者（個人）
- (4) 第三者（法人）
- (5) 第三者（八業士・個人）

(6) 第三者（八業士・法人）

（開示請求）

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた事前登録者は、市長に対し、別表に掲げる項目についての情報の開示の請求をすることができる。

（開示決定等）

第7条 市長は、前条の規定による開示請求があった場合は、規則で定めるところにより、開示等の決定（以下「開示決定等」という。）をするものとする。

（審査請求）

第8条 開示決定等に不服のある者は、市長に対して、審査請求をすることができる。

2 前項の規定による不服申立てがあった場合の手續等については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び三木市個人情報保護法施行条例（令和4年三木市条例第24号）の定めるところによる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月26日条例第5号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日条例第6号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月22日条例第24号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

15 施行日前にされた前項の規定による改正前の三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例第7条の規定による開示決定等に対する不服申立てについては、前項の規定による改正後の三木市住民票の写し等に係る本人通知制度に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

交付請求者の種別	項目
本人の代理人	氏名及び住所
第三者（法人）	名称、代表者の氏名、事務所の所在地及び電話番号
第三者（八業士・個人）	請求者の氏名、資格、事務所の名称、所在地及び電話番号
第三者（八業士・法人）	名称、請求者の氏名、資格、事務所の所在地及び電話番号

○三木市子どものいじめ防止に関する条例

平成25年3月29日

条例第4号

改正 平成26年3月31日条例第9号

子どもたちにとって、学齢期は、自分や友達を大切にしていくなかで豊かな心が育ち、人格形成をしていく上で重要な時期です。

しかしながら、いじめは、子どもたちの成長を妨げるとともに、時には、命までも奪ってしまう重大な問題です。

私たちは、子どもたち一人一人が社会全体の宝であり、かけがえのない大切な存在であることから、子どもたちを社会全体で守り育てていかなければならないことを再認識しなければなりません。

子どもたちには、自分を大切にするとともにほかの人を思いやり、いじめを許さない勇気を持ち、互いに仲良く生活する力を養うことが望まれます。

三木市は、三木市人権尊重のまちづくり条例の理念を踏まえ、子どものいじめを防止するとともに、いじめを許さない社会づくりに努め、安心して子どもたちが生活し成長していけるまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子どものいじめの防止に係る基本理念及び市、学校、保護者、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どものいじめの防止及び解決を図るための事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、育つことができる環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対して、一定の人的関係のある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 子ども 小学校、中学校又は特別支援学校に在学する者をいう。
- (3) 市 市長及び教育委員会をいう。
- (4) 学校 市内の小学校、中学校及び特別支援学校をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- (6) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (7) 事業者 市内において事業活動を行う個人、企業及び団体をいう。
- (8) 関係機関 児童相談所、警察署、法務局その他いじめの問題に関わる機関をいう。

(基本理念)

第3条 市、学校、保護者、市民、事業者及び関係機関は、子どもが安心して生活し、育つことができる環境を実現するため、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ相互

に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

2 子どもは、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、学校及び地域と連携していじめの防止及び解決を図るために必要な施策を講じなければならない。

(学校の責務)

第5条 学校は、いじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は、その解決に向け速やかに対策を講じなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、いじめが著しい人権侵害であることを認識するとともに、自らが監護する子どもに対し、いじめは許されない行為であることを十分に理解させるよう努めなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第7条 市民及び事業者は、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、いじめがなく、子どもが安心して過ごすことができる環境をつくるよう努めなければならない。

(啓発及び教育)

第8条 市は、いじめが許されない行為であることについて、必要な啓発及び教育を推進するものとする。

2 学校は、子どもがいじめをすることがないように、必要な学校教育を推進するものとする。

3 保護者は、子どもがいじめをすることがないように、必要な家庭教育を推進するものとする。

(いじめのない地域づくり)

第9条 市は、地域住民と協力して、いじめのない地域づくりに取り組むものとする。

(相談体制の整備等)

第10条 市は、いじめに速やかに対応するため、いじめに関する市の各窓口の連携を強化するとともに、相談及び対応の体制を整備するものとする。

2 学校は、いじめを早期に発見し、適切に対応するため、子どもの状況を適切に把握するとともに、子どもが安心して相談することができるよう環境を整えるものとする。

(報告等)

第11条 学校は、いじめを把握した場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定によりいじめの報告を受けた場合において、当該いじめが子どもの生命、心身又は財産に関わる重大なものと認めるときは、当該いじめについて市長に報告しなければならない。

3 保護者、市民及び事業者は、いじめを発見したときは、速やかに市長、教育委員会又は学校に情報を提供するよう努めなければならない。

(相談等への対応)

第12条 市長は、いじめに関する相談、前条第2項の規定による教育委員会からの

報告、又は同条第3項の規定による保護者、市民又は事業者からの情報提供（以下「相談等」という。）を受けたときは、教育委員会、学校及び関係機関と連携して、適切に対応するものとする。

（解決への取組）

第13条 市長は、相談等を受けた場合において、その内容に応じて必要があると認めるときは、教育委員会、学校及び関係機関と連携して、いじめの解決に取り組むものとする。

（調査）

第14条 市長は、相談等を受けた場合において、学校からの要請があったとき又は学校の取組だけではいじめが解決できないと判断したときは、当該いじめの解決のため必要な限度において、教育委員会と連携して、職員に当該学校に立ち入らせて調査をさせ、又は当該相談等の内容に係る子ども、その保護者その他の者に対し、調査をさせることができる。

2 前項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（子どものいじめ対策専門委員会の設置等）

第15条 市長は、子どものいじめの解決を図るため、三木市子どものいじめ対策専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、教育委員会及び学校の取組だけでは当該いじめを解決できないと判断したとき又は当該子どもの保護者に対する専門的な指導が必要であると認めたときは、委員会に諮問するものとする。

3 委員会は、市長の諮問に応じて、必要な審議等を行うものとする。

4 委員会は、その審議等に必要な限度において、第2項の諮問事項に係る学校に立ち入って調査をし、又は当該諮問事項に係る子ども、その保護者その他の者に対し、調査をすることができる。

（委員会の組織等）

第16条 委員会の委員は、5人以内とする。

2 委員は、いじめに関する識見を有する者のうちから市長が選任する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 委員は、自らが当該いじめに係る子どもの保護者又は親族である場合は、当該いじめに関する委員会の議事及び前条第4項の調査に加わることができない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員会の会議は、非公開とする。

（是正勧告等）

第17条 市長は、第15条第2項の諮問事項に関し、委員会から当該いじめの解決のため勧告すべき旨の答申を受けたときは、これを尊重し、当該諮問事項に係る者に対し、是正勧告（当該いじめへの取組等に関し、是正を勧告することをいう。以下同じ。）をするものとする。

2 是正勧告を受けた者は、これを尊重し、速やかに必要な措置をとるとともに、当該是正勧告に係る対応状況について市長に報告するものとする。

(秘密の厳守等)

第18条 市長、教育委員会及び学校は、第12条の規定による相談等への対応、第13条の規定による解決への取組、第14条第1項の規定による調査又は第17条第1項の規定による是正勧告に当たっては、当事者その他の関係者の秘密を厳守するとともに、その置かれている状況に十分配慮しなければならない。

2 市長、教育委員会及び学校は、第12条の規定による相談等への対応、第13条の規定による解決への取組、第14条第1項の規定による調査又は第17条第1項の規定による是正勧告に、当該いじめに関係する子どもの保護者又は親族である職員を関与させてはならない。

3 市長、教育委員会及び学校は、この条例の目的を達成するために必要な業務の範囲内において個人情報収集するとともに、当該収集した個人情報の取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報を業務の遂行以外に用いてはならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年三木市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中隣保館運営委員会委員の項の次に次のように加える。

子どものいじめ対策 専門委員会委員	日額	8,000円
----------------------	----	--------

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、過失による行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病（療養に1月以上の期間を要する負傷又は疾病をいう。以下同じ。）をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となるものを含む。

(3) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者及びその家族又は遺族で、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者をいう。

(4) 関係機関等 国、兵庫県その他の関係機関及び犯罪被害者等の援助を行う団体その他の関係する者をいう。

(5) 市民等 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の被害の状況及び生活への影響その他の事情に応じて、適切に行われなければならない。

2 犯罪被害者等への支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、関係機関等との適切な役割分担のもと、総合的かつ体系的に犯罪被害者等への支援を行う責務を有する。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が直面している様々な問題につ

いて相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(安全の確保)

第7条 市は、犯罪被害者等がさらなる犯罪被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、関係機関等と連携して、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を行うものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等に対し、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪行為により従前の住所に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、新たに入居する賃貸住宅の家賃の補助その他必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第10条 市は、犯罪被害を受けたため、日常生活に支障がある犯罪被害者等に対し、家事援助、一時保育に要する費用の補助その他必要な支援を行うものとする。

(市民等の理解の推進)

第11条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮及び被害者支援の重要性について、市民等の理解を深めるよう必要な施策を行うものとする。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

手話は、手指や体の動き、表情などで視覚的に表現するものであり、音声言語である日本語と異なる言語です。ろう者は、物事を考え、他者とコミュニケーションを図るために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。しかし、ろう学校では、発声訓練や話す口形を見て話を理解する口話法を用いた教育が行われるなど、手話が禁止されていた歴史があります。

このように、ろう者は、日本語を自然に習得することが難しい状況に置かれてきました。ろう者は、音声言語だけでは自身の持つ力を十分に発揮することができません。また、ろう者は、手話を知らない多くの人とのコミュニケーションが困難で、情報が得られず、不自由さを感じながら暮らしてきました。近年、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話が言語として位置付けられましたが、市民が手話と接する機会は少なく、手話や聴覚障害に対する理解が十分に深まっているとは言えません。

私たち三木市民は、手話が言語であることを認識し、この条例の制定を契機として、手話や聴覚障害に対する理解を広げ、全ての市民の人格と個性が尊重され、自分らしく豊かに暮らすことができるまちづくりを進めます。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関する基本的事項を定めることにより、全ての市民の人格と個性が尊重され、自分らしく豊かに暮らすことができるまちを実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 市、市民及び事業者は、ろう者が自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

2 市、市民及び事業者は、手話が言語であることを認識し、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境を構築するものとする。

3 ろう者は、手話により意思疎通を図る権利を有し、市、市民及び事業者と協力し、手話に対する理解の促進と手話の普及を図るものとする。

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる施策を実施するものとする。

（1） 手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策

（2） 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策

（3） 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するための方針を策定するとともに、庁内体

制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、手話及び聴覚障害に対する理解を深めるとともに、市が実施する前条第1項各号に掲げる施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(推進会議の設置)

第6条 市長は、第3条第1項各号に掲げる施策の実施状況について意見を聴くため、三木市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、聴覚障害者、意思疎通支援者、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 推進会議に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年三木市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表障害支援区分認定審査会委員の項の次に次のように加える。

三木市手話施策推進会議委員	日額	8,000円
---------------	----	--------

三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）

■発行年月 / 令和7年（2025年）3月

■発行 / 三木市

■編集 / 市民生活部 人権推進課（総合隣保館）

〒673-0501 三木市志染町吉田823

T E L (0794) 82-8388 / F A X (0794) 82-8658

E - m a i l jinken@city.miki.lg.jp

ホームページ <https://www.city.miki.lg.jp>

